

令和6年度

学 生 便 覧

長崎短期大学

学校法人九州文化学園

建学の精神

高い知性と豊かな教養

優れた徳性と品格

たくましい意志と健康な身体

卷頭言 学生生活の指針としての活用を

長崎短期大学は、学校法人九州文化学園を母体とする私立の短期大学です。

学園は、第2次世界大戦直後の昭和20年12月に、佐世保の地に誕生しました。創立者安部芳雄先生は、疲弊した往時の世相にありながらも、これからを生きる若者のるべき姿（教育理想）への篤い思いを建学の精神に込めています。

また、創立者の座右の銘であった「師弟同行」の教育理念は、茶道を通した教養教育をはじめ、すべての教育の中で具現化され受け継がれ、本学園の教育の特色となっています。

長崎短期大学は、昭和41年に発足しました。以来五十数年の時を経て、現在は、地域共生学科（食物栄養コース・製菓コース・介護福祉コース・国際コミュニケーションコース）と保育学科の2学科で構成され、保育学科には専攻科保育専攻があります。長崎短期大学は地域密着型の高等教育機関として、専攻分野の知識や技術を活かして職場や社会に貢献する人材の育成を行い、現在多くの卒業生たちが、地域の様々な分野で活躍しています。

数ある高等教育機関の中から、皆さんは長崎短期大学を選択しました。

ここでは、専門の学問分野の知識や技術、人生の師、心通じる友人等々、あなたの将来の糧となる、「ものやコト」に数多く出会うことになるでしょう。素敵な出会いから多くのことを学ぶ有意義な2年間であることを願っています。

この冊子は、皆さんのが、長崎短期大学での学びや生活についての理解を深め、充実したキャンパスライフを送るために指針として作成しました。充分に活用してください。

21世紀社会の礎となる学生たちの未来に心からの期待を込めて・・・・

学長 安部 恵美子

目 次

短期大学沿革史	1
学園讃歌	3
長崎短期大学のポリシー	
長崎短期大学3つのポリシー	4
長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー）	6
学科・専攻科のポリシー	7
地域共生学科	
食物栄養コース	8
製菓コース	10
介護福祉コース	12
国際コミュニケーションコース	14
保育学科	16
専攻科保育専攻	18
長崎短期大学 学則および規程	
長崎短期大学 学則（本文）	20
試験規程	34
G P A制度運用に関する内規	36
成績不振等の学生への対応要領	38
外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取り扱いに関する細則	39
教育課程	
履修要綱	40
地域共生学科	44
食物栄養コース	45
製菓コース	49
介護福祉コース	52
国際コミュニケーションコース	58
保育学科	62
専攻科保育専攻	75
学生生活	
学生生活要綱	80
長崎短期大学学友会会則	87
諸願届手続	
事務室関係	90
諸願届手続	94
施設利用	
図書館利用案内	96
コンピュータ室利用案内	98
こんなときどうする	99
学園組織図	100
キャンパスマップ	102
令和6（2024）年度 年間行事予定表	103

短 期 大 学 沿 革 史

一 名称及び所在地

名 称 長崎短期大学

所在地 〒858-0925 長崎県佐世保市椎木町 600 番 (電話 0956-47-5566 (代))

二 沿 革 史

設 置 者	学校法人九州文化学園
昭和 20.11.30	九州文化学院設立申請 (高女卒 2 年課程) 校舎 大黒町元海軍工廠工員宿舎
昭和 20.12.15	第 1 回九州文化学院入学式
昭和 21. 4.20	選科併設 (洋裁・英文・家政科・高女卒 1 年課程)
昭和 22. 2.28	九州女子専門学校昇格認可 (国文科・英文科・経済科)
昭和 22. 5. 5	九州文化学院廃校認可
昭和 23. 1.30	九州女子専門学校付属中学校設立認可
昭和 23. 9.11	矢岳町無番地へ学校移転
昭和 24. 4.10	旧中学校・高等女学校教員無試験検定許可
昭和 24. 8. 3	九州女子専門学校を佐世保専門学校と名称変更申請
昭和 25. 2. 2	改名許可
昭和 25.12.25	九州文化学園高等学校設置認可申請
昭和 26. 3.24	同上設置認可
昭和 26. 4. 1	佐世保専門学校を商科短大へ移行
昭和 40. 9.30	九州文化学園短期大学設置認可申請
昭和 41. 3.18	同上設置認可
昭和 41. 3.22	中学校教諭二級普通免許状 (家庭) 授与資格取得課程へ認定される
昭和 41. 3.30	栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 41. 4. 1	九州文化学園短期大学開設 初代学長 安部芳雄就任
昭和 41. 4. 1	食物科 (定員 80 名) 開設
昭和 41. 4.15	食物科第 1 回入学式
昭和 42. 4. 1	食物科入学定員を 100 名に変更
昭和 43. 3.15	九州文化学園短期大学食物科第 1 回卒業式
昭和 47. 3.30	九州文化学園短期大学幼稚教育学科設置認可
昭和 47. 3.31	幼稚園教諭二級普通免許状授与資格取得課程へ認定される
昭和 47. 3.31	保母養成校の指定を受ける
昭和 47. 4. 1	幼稚教育学科 (定員 50 名) 開設
昭和 47. 4.15	幼稚教育学科第 1 回入学式
昭和 49. 3.15	幼稚教育学科第 1 回卒業式
昭和 53. 2. 6	第 2 代学長 安部直樹就任
昭和 60. 3.20	短期大学校舎新築竣工 (本館、芸術棟、ラウンジ)
昭和 60. 4. 1	長崎短期大学と名称変更
昭和 60. 4. 1	大学位置変更 (佐世保市椎木町 600 番)
昭和 63.12.10	専攻科福祉専攻棟新築竣工
昭和 63.12.22	英語科設置認可
平成元. 1.11	専攻科福祉専攻設置認可
平成元. 2.20	英語科棟新築竣工
平成元. 4. 1	英語科開設 (定員 80 名)
平成元. 4. 1	専攻科福祉専攻開設 (定員 20 名)
平成元. 4. 1	食物科入学定員を 80 名に変更
平成元. 4. 8	英語科第 1 回及び幼稚教育学科専攻科福祉専攻第 1 回入学式
平成 3. 3.15	専攻科福祉専攻第 1 回卒業式

平成 3. 3.26	中学校二種免許状（英語）授与資格取得課程が認定される
平成 3. 2. 9	白蝶旗（長崎短大旗）制定
平成 3. 3.15	英語科第1回卒業式
平成 3. 9.30	期間付（平成4年度～平成11年度）入学定員変更認可申請
平成 3.10.11	多目的ホール（体育館）及び教養棟建設着工
平成 3.12.20	期間付入学定員変更認可
平成 4. 2.28	多目的ホール（体育館）及び渡廊下新築竣工
平成 4. 3.31	教養棟新築竣工ラウンジ増設竣工
平成 4. 4. 1	食物科定員130名及び英語科150名へ入学定員変更
平成 7. 4. 1	専攻科英語専攻開設（定員20名2年）
平成 7.11. 4	九州文化学園創立50周年式典
平成 8. 4. 1	専攻科食物栄養専攻開設（学位授与機構認定 定員10名2年）
平成 12. 3.31	長崎短期大学専攻科 英語専攻廃止
平成 12. 4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を120名に、英語科入学定員を100名に変更
平成 12. 4. 1	長崎短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更
平成 12. 4. 1	長崎短期大学保育学科入学定員を80名に変更
平成 14. 4. 1	男女共学制とし、食物科を製菓衛生師・調理師養成課程へ変更
平成 15. 4. 1	入学定員を40名（製菓コース10名・調理コース30名）に変更
平成 15. 4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を70名（製菓コース40名・調理コース30名）に変更
平成 17. 3.31	長崎短期大学英語科入学定員を70名に変更
平成 17. 4. 1	長崎短期大学専攻科食物栄養専攻学生募集停止
平成 18. 3.23	長崎短期大学専攻科食物栄養専攻廃止
平成 18. 4. 1	長崎短期大学保育学科入学定員を100名に変更
平成 18. 8. 4	財団法人短期大学基準協会による平成17年度第三者評価機関別評価に適格認定
平成 20. 4. 1	第3代学長 安部恵美子就任
平成 21. 4. 1	文部科学省による平成18年度特色ある大学教育支援プログラムに「地域文化継承を核にした現代教養教育の展開」が採択
平成 22.3.31	専攻科保育専攻開設（学位授与機構認定・定員10名2年）
平成 22.4. 1	長崎短期大学食物科入学定員を60名（製菓コース30名・調理コース30名）に変更
平成 25.4. 1	長崎短期大学英語科を国際コミュニケーション学科に名称変更
平成 26.4. 1	長崎短期大学保育科保育専攻入学定員を100名に変更し、長崎短期大学国際コミュニケーション学科入学定員を60名へ変更
平成 27.7.31	文部科学省による「大学教育再生加速プログラム(AP)テーマIV長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)」に採択
平成 27.11.9	九州文化学園創立70周年式典
平成 28. 4.1	長崎短期大学食物科に栄養士コース（入学定員40名）を設置
平成 29. 2.10	長崎短期大学食物科製菓コースの入学定員を20名へ変更
平成 29. 3.31	創立50周年記念式典
平成 29.11.10	長崎短期大学食物科調理コース募集停止
令和 2. 4. 1	実習室新築竣工
令和 3. 4. 1	長崎短期大学地域共生学科を開設し、同学科内に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース、国際コミュニケーションコースを設置
令和 4. 3.31	長崎短期大学地域共生学科食物栄養コースの入学定員を35名へ変更
	長崎短期大学食物科及び国際コミュニケーション学科廃止

学園讃歌

安部芳雄 作詞

菅沼義重 作曲

ししまやふかく 世をおおい あゆみやあわく 地にふるう
 つるぎのおとの こえたえて あらしのあと ゆうまぐれ
 きかずやみ んなみそ らーたかく
 ゆめよび さます かねなりぬ

1. ししまや深く 世をおおい
 あゆみやあわく 地にふるう
 つるぎの音の 声たえて
 あらしのあと 夕まぐれ
 聞かずや 南空たかく
 夢よびさます 鐘なりぬ

2. 群れつ崎辺の丘行けば
 人住む家は はるかなり
しおか
 潮の香ゆるく 流れきて
やまやま
 山々近く 語らいぬ
あめつち
 ああ天地の ひめごとを
 聞きては消えぬ うれいかな

3. つどえる子等の ほほあかく
 つどえる子等の まゆ高し
はくろ
 白露の草を ふみしめて
 清らの道を 今ぞ行く
 見ずやわれらが よそおいを
 胸にとまれる 一の蝶

4. 友よ思いを ふこうせん
 友よ契りを かとうせん
 永遠の光の みなぎりて
 若き命の たぎる今日
 いざ うたわなん おどらなん
 いざ うたわなん おどらなん

長崎短期大学の全学3つのポリシー

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」

1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

長崎短期大学では、建学の精神・学則第1条に基づき、実際的な専門教育、職業教育、並びに幅広い教養を修得し、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを全学的な目的としています。

【建学の精神】

高い知性と豊かな教養

優れた徳性と品格

たくましい意志と健康な身体

【学則第1条】

長崎短期大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を受け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを目的とする。

本学は、教養教育と専門教育のバランスの取れた教育課程で、専門的で汎用的な職業能力を育成する高等教育機関です。

その教育の目的を達成するために、本学の教育課程の履修を通して、学生が身につけることのできる5つの力を定めて、教育目標とします。

1. 心豊かな人間力

人間性と品格を備えた社会人として行動できる。

2. 確かな専門的知識や技能

専攻分野の専門的知識や技能を確実に修得し、体系的な理解ができる。

3. コミュニケーション能力

多様な人々と協働して学ぼうとする意識を持ち、人々との交流の中で自らの役割を積極的に果たすことができる。

4. 課題解決能力

修得した知識や技能をもとに、思考や判断を行い現実の課題を解決することができる。

5. 主体的に学ぶ力

学修経験をまとめ、主体的に学び続ける意欲を持って、自らのキャリアを創造することができる。

これら機関のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科の教育目的に基づいて定めた、卒業認定・学位授与の方針に示す学修成果を修得し、本学の卒業要件を満たした人に短期大学士の学位を授与します。

なお、専攻科においては、「大学改革支援・学位授与機構」による認定専攻科であることから、学士の学位取得の目的を達成するための「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を別に定め、専攻科修了認定方針に示す学修成果を修得し、所定の修了要件を満たした人の修了を認定します。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目指す長崎短期大学では、各学科・専攻科の教育目的や目標に基づく学修成果の達成に必要な教育課程を体系的・系統的に編成し実施します。

さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。

教育内容・教育方法・学習方法・評価については以下の通り定めます。

(1) 教育内容

全学共通の教養科目や各学科の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。

(2) 教育方法・学修方法

学期（セメスター・クオーター）毎に、講義、演習、実習、実験、実技を適切に配置し、全授業形態を通してアクティブラーニング型授業の展開に努めます。

学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。

(3) 評価（アセスメント）

長崎短期大学の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人、学科、全学、この3つのレベルでの把握のために、多面的で総合的な評価を行います。

評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、本学の教育の質を担保します。

学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。

3. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

長崎短期大学の教育理念や教育目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。

○高等学校の教育課程を幅広く修得している人

学科によっては、より深い修得を求める場合もあります

○学びたい学科・専攻があり、そこで学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考えている人

○大学教育に対する関心と意欲を持ち、大学で学ぶために、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人

○大学の学びを円滑に進めるため、自己の能力の向上に入学前から取組むことのできる人

○高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取組んだ経験のある人

本学では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。

長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー）

卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げる能力・資質及びこれらの総合的な活用力の修得状況の評価は、教育課程編成の方針（CP）に掲げる評価の方法により行います。具体的な評価方法は、以下の通りです。

1. DP ループリック

卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げる能力・資質、①心豊かな人間力、②確かな専門的知識や技能、③コミュニケーション能力、④課題解決能力、⑤主体的に学ぶ力、を評価するためにDP ループリックを使用します。教育課程ごとに、学生はどの能力項目がどのレベルにあるのかセメスターごとに自己評価を行います。また、学生を担当するクラスアドバイザーが学生の自己評価結果の確認を行います。

- ① 機関レベルの評価は、学生チェックデータの集計により行います。
- ② 教育課程レベルの評価は、教育課程別の達成度合の集計により行います。
- ③ 学生個人レベルの評価は、学生自身の自己評価とクラスアドバイザーの確認により行います。

なお、専攻科においては、別に定めた修了認定・学位授与の方針（DP）に掲げる能力・資質、(1)知識・専門技術・理解、(2)汎用的技能、(3)態度・志向性、(4)総合的な学習経験と創造的思考力、に対応する DP ループリックによって、同じく学修成果の評価を行います。

2. 学修総まとめ科目（キャップストーン科目）の成果

すべての教育課程の最終学期に開設されている学修総まとめ科目（キャップストーン科目）には、各教育課程の人材養成の方針・目標に対応するループリックを設定しています。これによって各教育課程が養成する人材の具体的かつ総合的な学修の成果を評価します。

- ① 教育課程レベルの評価は、教育課程別の学修総まとめ科目（キャップストーン科目）の評価結果の集計により行います。
- ② 学生個人レベルの評価は、学修総まとめ科目（キャップストーン科目）のループリック評価等により確認します。

なお、各教育課程の学修総まとめ科目（キャップストーン科目）は以下のとおりです。

地域共生学科食物栄養コース；「総合演習B」
地域共生学科製菓コース；「総合演習II」
地域共生学科介護福祉コース；「介護総合演習II」
地域共生学科国際コミュニケーションコース；「卒業研究」
保育学科；「保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）」
専攻科保育専攻；「修了研究III」

3. 定期試験及びレポートなどによる各科目の成績評価

各科目では、シラバスに記載しているループリックに基づいて成績評価を行います。評価は、試験によるもののほか、レポート、プレゼンテーション、制作物の評価などにより、科目の内容や方法に合わせて多元的に行います。

上記以外の評価方法として、本学が取り組む各教育関連事業に対する外部評価機関などによる評価、また就職率と進学率、卒業後調査、就職先調査、各教育課程が教育課程編成の方針（CP）に掲げる評価の方法などにより、本学の機関レベル・教育課程レベルの教育力と学生個人レベル・授業科目レベルの学修到達度を評価します。

学科・専攻科のポリシー

地域共生学科		
(デ卒イ業ブ認ロ定マ・・学ボ位リ授シ・の方D針P	学科の教育目的	地域共生学科は、地域に根差した、地域に役立つことができる中核人材を育成することを目的とし、栄養、製菓、介護福祉、国際コミュニケーションの分野で活躍することができる人材を育成することを目的とします
	資質・能力	人材育成の到達目標
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる。
	II 確かな専門的知識や技能	食物栄養、製菓、介護福祉、国際コミュニケーションの専門的知識や技能を確実に修得し、体系的な理解ができる。
	III コミュニケーション能力	多様な人々と協働して学ぼうとする意識を持ち、人々との交流の中で自らの役割を積極的に果たすことができる。
	IV 課題解決能力	修得した知識や技能をもとに思考や判断を行い、現実の課題を解決することができる。
	V 主体的に学ぶ力	学修経験をまとめ、主体的に学び続ける意欲を持って、自らのキャリアを創造することができる。

保育学科		
(デ卒イ業ブ認ロ定マ・・学ボ位リ授シ・の方D針P	学科の教育目的	保育学科は保育に必要な知識や技能の習得を通して、心豊かな人間力を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を育成することを目的とします。
	資質・能力	人材育成の到達目標
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる。
	II 確かな専門的知識や技能	保育に関する専門的知識・技能を確実に修得し、体系的な理解ができる。
	III コミュニケーション能力	保育の対象を理解し、保育にかかわる様々な人々と協働する力を身につけている。
	IV 課題解決能力	保育に関する専門的知識・技能を応用し、様々な課題を解決する保育実践力を身につけている。
	V 主体的に学ぶ力	自己課題を探求し、地域の保育の発展と向上のために学び続ける力を身につけていく。

専攻科保育専攻		
(デ卒イ業ブ認ロ定マ・・学ボ位リ授シ・の方D針P	専攻の教育目的	専攻科保育専攻は、短期大学における一般的及び専門的教養の基礎の上に立ち、さらに、保育の専攻分野について深い学識と研究能力を培うことを目的とします。
	資質・能力	人材育成の到達目標
	I 知識・専門技能・理解	豊かで幅広い教養を身につけている。保育に関する専門的知識・技能を修得し、子どもを取り巻く環境を社会認識によってとらえ正しく理解している。
	II 汎用的技能	保育の様々な場面で問題を多角的かつ積極的に理解・分析し、解決していく力を身につけている。
	III 態度・志向性	地域の発展・向上に寄与する使命感を持ち、協働の意識とマナーを身につけ、保育の現場を支えることができる。
	IV 総合的な学習経験と創造的思考力	体系的な学習と現場での経験を保育実践力として総合し、保育の様々な課題を探求し続ける思考を持っている。

学位プログラム		地域共生学科食物栄養コース					
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	コースの教育目的	食物栄養コースは、食と栄養に関する専門的知識と技能の修得を通して豊かな感性や創造力を養い、地域の食生活の発展に貢献できる質の高い栄養士を養成することを目的とします					
	資質・能力（大項目）	人材育成の到達目標	ベンチマーク（中項目）	ループリック			
				レベル4 (特に秀でているレベル)	レベル3 (優れているレベル)	レベル2 (おおむね良好なレベル)	
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	① 主体性	社会や時代の流れに問題意識をもち、自ら調べ、適切に判断し、継続して行動することができる	自ら考え、適切に判断し継続して行動することができる	試行錯誤しながら、自ら考え行動する	自ら考え行動することを意識することができる
				率先して、常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる、他者にも促すことができる	常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いが必要となることを意識できる
				社会の様々な立場の人々に親和的な態度で積極的に働きかけることができる	他者に対して常に親和的な態度で関わることができる	身近な他者に対して親和的な態度で関わることができます	他者へ親和的に関わる必要性を意識できる
	II 確かな専門的知識や技能	栄養士に必要な基礎的・専門的な知識や技能を身につけている	① 社会生活と健康	社会生活と健康に関する知識や技能を効果的に活用できる	社会生活と健康に関する知識や技能を活用できる	社会生活と健康に関する知識や技能について説明できる	社会生活と健康に関する知識や技能について理解できる
				人体の構造と機能	人体の構造と機能に関する知識や技能を効果的に活用できる	人体の構造と機能に関する知識や技能を活用できる	人体の構造と機能に関する知識や技能について説明できる
				食品と衛生	食品と衛生に関する知識や技能を効果的に活用できる	食品と衛生に関する知識や技能を活用できる	食品と衛生に関する知識や技能について説明できる
				栄養と健康	栄養と健康に関する知識や技能を効果的に活用できる	栄養と健康に関する知識や技能を活用できる	栄養と健康に関する知識や技能について説明できる
				栄養の指導	栄養の指導に関する知識や技能を効果的に活用できる	栄養の指導に関する知識や技能を活用できる	栄養の指導に関する知識や技能について説明できる
				給食の運営	給食の運営に関する知識や技能を効果的に活用できる	給食の運営に関する知識や技能を活用できる	給食の運営に関する知識や技能について説明できる
	III コミュニケーション能力	栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を身につけている	① コミュニケーション能力	栄養士業務に必要なコミュニケーション能力を効果的に活用できる	栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力を活用できる	栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力を身につけている	栄養士の業務においてコミュニケーションをとることの必要性を理解している
				② プrezentation能力	栄養士業務に必要なプレゼンテーション能力を効果的に活用できる	栄養士の業務に必要なプレゼンテーション能力を活用できる	栄養士の業務においてプレゼンテーションを行うことの必要性を理解している
	IV 課題解決能力	現代の食に関わる様々な課題を見つ・理解・分析し、解決に取り組むことができる	① 情報収集	収集した健康・栄養に関する適切な情報を効果的に活用できる	収集した健康・栄養に関する適切な情報を活用できる	健康・栄養に関する適切な情報を収集する方法を身につけています	健康・栄養に関する適切な情報を収集する必要性について理解している
				② 理解・分析	健康・栄養に関する適切な情報を理解・分析した結果を効果的に活用できる	健康・栄養に関する適切な情報を理解・分析した結果を活用できる	健康・栄養に関する情報を理解・分析する方法を身につけています
				③ 論理的判断	健康・栄養に関する課題を科学的視点を持って効果的に解決に貢献できる	健康・栄養に関する課題を科学的視点を持ってある程度は解決に貢献できる	健康・栄養に関する課題を科学的視点を持って解決する方法を身につけています
	V 主観的に学ぶ力	学修経験をもとに、目標とする栄養士像に向づくために自身向上させることができる	① キャリアデザイン	目標とする栄養士像を持ち、近づくために必要な努力を積極的にすることができる	目標とする栄養士像に近づくために必要な努力をすることができる	目標とする栄養士像に近づくための方法を理解している	目標とする栄養士像を有している
				② プロフェッショナリズム	食と栄養のプロフェッショナルとして社会に貢献する意思を持っている	食と栄養のプロフェッショナルとして社会に貢献する方法を理解している	食と栄養のプロフェッショナルとして社会に貢献するために何が必要かを理解している
				③ 食の体験・経験	栄養士業務に必要な食の体験や経験を十分蓄積している	栄養士業務に必要な食の体験や経験をある程度は蓄積している	栄養士業務に必要な食の体験や経験を蓄積する方法を理解している

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）－CP	<p>教育課程編成の方針</p> <p>1 社会人としての教養(基礎知識)を高めるために、全学必修の「茶道文化」「データサイエンス基礎」を配置する。 他者を理解し、尊重することができる社会性を養うために学科の専門科目内のグループワーク型授業を配置する</p> <p>2 栄養士に必要な専門知識を修得するために栄養士養成規定科目を配置する</p> <p>3 栄養士の業務に必要なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を高めるために、「給食の運営」、「栄養の指導」に関する科目を配置する</p> <p>4 食と健康、食とスポーツ、食とライフステージに関する課題解決能力を高めるために「栄養の指導」、「スポーツ栄養」、「栄養と健康」に関する科目を配置する</p> <p>5 学修体験を統合するために、「総合演習」を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
	<p>教育課程実施の方針</p> <p>教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 栄養士法施行規則を遵守し、教養科目や食と栄養に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クオーター)毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、学外実習、ケースメソッドなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
	<p>評価の方法</p> <p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価(アセスメント) 地域共生学科食物栄養コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業内の小テストやアクティブラーニングの成果物、評価期間の筆記試験、レポート、提出作品に対する評価、授業内の取り組み参加態度、研究の成果物に対する評価、学外実習の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、栄養士実力認定試験、卒業時の研究成果に対する評価、学外実習の外部評価を用い、多面的で総合的な評価(アセスメント)を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科食物栄養コースの教育の質を担保します。学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）－AP	<p>求める学生像</p> <p>地域共生学科食物栄養コースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。</p> <p>1 心豊かな人間をめざし、主体的に学ぶ意欲のある人</p> <p>2 食と栄養に関心がある人</p> <p>3 地域の課題に興味を持ち、その発展に貢献したい人</p> <p>4 多様な人と協働して学ぶことができる人</p> <p>5 栄養士として活躍したい人</p> <p>地域共生学科食物栄養コースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。</p>

学位プログラム		地域共生学科製菓コース					
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	コースの教育目的	食物に関する専門的知識と製菓技術の習得を通して、豊かな感性や想像力を養い、地域の公衆衛生の向上に貢献できる質の高い製菓衛生師を養成することを目的とする					
	資質・能力（大項目）	人材育成の到達目標	ベンチマーク（中項目）	ループリック			
I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	① 主体性 ② 自律性 ③ 親和性	社会や時代の流れに問題意識をもち、自ら調べ、適切に判断し、継続して行動することができる	自ら考え、適切に判断し継続して行動することができる	試行錯誤しながら、自ら考え行動することができる	自ら考え行動することを意識することができる	
			率先して、常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる、他者にも促すことができる	常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いが必要となることを意識できる	
			社会の様々な立場の人々に親和的な態度で積極的に働きかけることができる	他者に対して常に親和的な態度で関わることができる	身近な他者に対して親和的な態度で関わることができる	他者へ親和的に関わる必要性を意識できる	
II 確かな専門的知識や技能を確実に修得し、体系的な理解ができる	製菓の専門的知識や技能を確実に修得し、体系的な理解ができる	① 衛生法規 ② 公衆衛生 ③ 食品 ④ 食品衛生 ⑤ 栄養 ⑥ 製菓理論・実技	衛生法規に関する知識について効果的に活用できる	衛生法規に関する知識について活用できる	衛生法規に関する知識について説明できる	衛生法規に関する知識について理解できる	
			公衆衛生に関する知識について効果的に活用できる	公衆衛生に関する知識について活用ができる	公衆衛生に関する知識について説明できる	公衆衛生に関する知識について理解できる	
			食品に関する知識について効果的に活用できる	食品に関する知識について活用ができる	食品に関する知識について説明できる	食品に関する知識について理解できる	
			食品衛生に関する知識について効果的に活用できる	食品衛生に関する知識について活用ができる	食品衛生に関する知識について説明できる	食品衛生に関する知識について理解できる	
			栄養に関する知識について効果的に活用できる	栄養に関する知識について活用ができる	栄養に関する知識について説明できる	栄養に関する知識について理解できる	
			製菓製造における原材料や製法に関する知識や技能を効果的に活用することができる	製菓製造における原材料や製法に関する知識や技能を活用することができる	製菓製造における原材料や製法に関する知識や技能を説明することができる	製菓製造における原材料や製法に関する知識や技能を理解する	
III コミュニケーション能力	製菓製造の様々場面や地域社会の交流の中で求められるコミュニケーション能力を発揮し、自らの役割を積極的に果たすことができる	① 発信力 ② 倾聴力 ③ 協働力	自分の意見を他者に正確に効果的に伝えることができる	自分の意見を他者に正確に伝えることができる	自分の意見を他者に伝えることができる	自分の意見を伝えようと意識することができる	
			他者の意見や心情、意図を理解し、共感することができる	他者の意見や心情、意図をくみ取ることができる	他者の意見を理解することができる	他者の意見を理解しようと意識することができる	
			他者と物事を進める中で関係する人々の意見を聞き、調整しながら連携・協働し、効率よく成果を上げる行動がとれる	他者と物事を進める中で関係する人々の意見を聞き、調整しながら連携・協働することを理解できる	他者と物事を進める中で自分役割を実行できる	他者と協力して物事を進める必要性を意識することができる	
IV 課題解決能力	修得した知識や技能をもとに思考や判断を行い、現実の課題を解決することができる	① 情報収集 ② 分析力 ③ 行動力	収集した製菓製造に関する適切な情報を効果的に活用できる	収集した製菓製造に関する適切な情報を活用できる	製菓製造に関する適切な情報を収集する方法を身につけている	製菓製造に関する適切な情報を収集する必要性を理解している	
			問題点を整理し、解決に向けたプロセスを明確にし、新しい解決方法を考えることができる	問題点を整理し、解決に向けたプロセスを明確にすることができる	目的や課題を理解し、問題点を抽出することができる	目的や課題を理解し、問題点を抽出する必要性を理解できる	
			目標を定め、実現させるために自己評価と他者評価の検証と分析ができる	目標を定め、実現できたか自己評価を行うことができる	目標を定め、実現するための取り組みを実行することができる	目標を定め、実現するための取り組みを考えることができる	
V 主体的に学ぶ力	学修体験をもとに、自己のキャリアを主体的にデザインすることができる	① 学修の体系化（製菓衛生師資格取得） ② 製菓製造実践力 ③ キャリアデザイン力	製菓衛生師資格試験に必要な専門知識を総合し資格取得ができる	製菓衛生師資格試験に必要な専門知識について不足する自己課題を見つけることができる	製菓衛生師資格試験に必要な専門知識を構造化することができる	製菓衛生師資格試験に必要な専門知識を整理することができる	
			オリジナルの菓子を確実に製造することができる	基礎的な製菓製造の知識や技術に組み合わせた菓子を考えることができる	基礎的な製菓製造を実践することができる	基礎的な製菓製造に必要な食材と製造工程を理解している	
			生涯にわたるキャリア計画を具体的にデザインできる	卒業後の就職について、具体的に考え、実現に向け行動することができる	卒業後の就職について、具体的に考え、実現に向け計画することができる	卒業後の就職について、具体的に考えることができる	

学位プログラム		地域共生学科製菓コース	
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	1 基礎的な学力を身につけ、社会の出来事に興味を持ち積極的に学び続けるために、「茶道文化」、「データサイエンス基礎」、「地域と人々」などを配置する	
		2 製菓製造に関わる専門的知識を身につけるために、「食品衛生学」、「製菓理論」をはじめとする製菓衛生師専門科目を配置する	
		3 製菓製造の場面での自分の役割を理解し、協働作業を行う力を獲得するために、「製菓実習」、「調理実習」などを配置する	
評価の方法		4 専門的知識・技能を応用して課題解決のためのアイデアを構想し、そのアイデアを実行するために「製菓店経営概論」、「総合演習」などを配置する	
		5 学修体験をもとに、自己のキャリアを主体的にデザインすることができるよう「カフェ学」、「総合演習」、「ビジネスマナー」などを配置する	
		さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フロー・チャートを作成しています。	
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）AP	評価の方法	教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。 (1) 教育内容 製菓衛生師法施行規則を遵守し、教養科目や食物に関する専門的知識と製菓技術の専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。	
		(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クォーター)毎に、講義、演習、実習、実験を適切に配置し、実務家教員による実技指導やトータルコーデュネイト科目、学内外の実習体験などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。	
		評価については以下の通り定めます。 (3) 評価(アセスメント) 地域共生学科製菓コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてセメスターごとの製菓実技試験や学園祭と卒業前のデザートブッフェの自己評価と他者評価、長崎県製菓衛生師試験を行い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先の他者評価や製菓衛生師国家試験の成果を用い、多面的で総合的な評価(アセスメント)を行います。 評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科製菓コースの教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。	
求める学生像	求める学生像	地域共生学科製菓コースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。	
		1 食を通して、地域社会に貢献したいという意欲のある人	
		2 製菓に興味を持ち、主体的に知識や技能を学ぼうとする意欲のある人	
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）AP		3 心身ともに健康で、身の回りの衛生管理ができる人	
		4 周囲に配慮し、協調できる人	
		5 高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取組んだ経験のある人	
		地域共生学科製菓コースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。	

学位プログラム		地域共生学科介護福祉コース						
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	コースの教育目的	介護を必要とする人の生活を大切にし、自立を支える介護福祉の専門的な知識や技能を備えた介護福祉士の養成を目的としています。						
	資質・能力（大項目）	人材育成の到達目標	ベンチマーク（中項目）	ループリック				
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる。	① 主体性	レベル4 (特に秀でているレベル) 社会や時代の流れに問題意識を持ち、自ら調べ、適切に判断し、継続して行動することができる	レベル3 (優れているレベル) 自ら考え、適切に判断し継続して行動することができる	レベル2 (おおむね良好なレベル) 試行錯誤しながら、自ら考え行動する	レベル1 (最低限求められるレベル) 自ら考え行動することを意識することができる	
			② 自律性	率先して、社会のルールや状況に適した振る舞いができる、他者にも伝すことができる	常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いが必要となることを意識できる	
			③ 親和性	社会の様々な立場の人に親和的な態度で積極的に働きかけることができる	他者に対して常に親和的な態度で関わることができる	身近な他者に対して親和的な態度で関わることができる	他者へ親和的に関わる必要性を意識できる	
	II 確かな専門的知識や技能	介護福祉の専門的な知識と技能を修得し、体系的な理解ができる。	① 生活支援技術	生活支援技術の専門的知識と技能を効果的に活用することができる	生活支援技術の専門的知識と技能を実践することができる	生活支援技術の専門的知識と技能を概ね修得している	生活支援技術の専門的知識と技能の意義を理解している	
			② 生活の把握	介護が必要な人の生活のしづらさに優先順位をつけ把握することができる	介護が必要な人の生活のしづらさを理解している	介護が必要な人にとっての生活とは何かを理解している	生活とは何かを理解している	
			③ 介護実践の根拠	3領域の知識を活かした介護を効果的に実践しその根拠を示すことができる	3領域の専門的知識を活かした介護を実践することができる	3領域の知識を概ね習得している	3領域（社会・介護・こころとからだ）の意義を理解している	
			④ 自己決定の支援	その人の思いを推測し、その思いを引き出し効果的に支援することができる	その人の思いを推測し、その思いを引き出すことができる	その人の思いを推測することができる	その人の思いを知ることの必要性を理解している	
			⑤ 医療的ケア	喀痰吸引、経管栄養について根拠に基づく手技を実践することができる	喀痰吸引、経管栄養について順序立てて手技を実践することができる	喀痰吸引、経管栄養について基本的な手技を実践することができる	喀痰吸引、経管栄養について基礎的な知識を理解している	
	III コミュニケーション能力	介護が必要な人や家族、職場の同僚や上司、他の専門職および地域の人とコミュニケーションを取ることができる。	① 円滑なコミュニケーション	利用者の特性に応じたコミュニケーションを図ることができる	かかわりを示すための基本動作、納得と同意を得る技法を実践することができる	かかわりを示すための基本動作、納得と同意を得る技法を理解している	かかわりを示すための基本動作を理解している	
			② 受容・傾聴・共感	受容・傾聴・共感の態度を身につけ、利用者に話を聞いてもらいたいと思われることができる	利用者の語る言葉を聞き、十分に関心を向け、利用者の感情を理解することができます	利用者の語る言葉に十分に関心を持つことができる	利用者の語る言葉を聞くことができる	
			③ 的確な記録・記述	的確な記録・記述の方法を実践することができ、支援に効果的に活用することができる	記録・記述の方法を理解し、教員・実習指導者の指導をもとに自身の課題を発見することができる	丁寧な字で記録を書き、記録・記述の方法を理解している	丁寧な字で記録を書くことができる	
			④ 利用者本位のサービス	多職種とのコミュニケーションをもとに、利用者本位のサービスを実践することができる	多職種とのコミュニケーションをもとに、利用者本位のサービス提供を考えることができます	利用者を中心とした多職種とのコミュニケーションの図り方を理解している	利用者本位とは何かを理解している	
	IV 課題解決能力	専門的な知識や技能を用いて課題を解決し、自立を支える介護を実践できる。	① ニーズの把握と生活課題の発見	ニーズ、生活課題を利用者、家族と共に共有することができる	収集した情報をもとにニーズ、生活課題を推測することができる	ニーズ、生活課題について情報を収集することができる	ニーズ、生活課題とは何かを理解している	
			② 報告・連絡・相談	疑問点を相談することで、問題を改善することができる	指導を受けたことを実践し、結果を報告しながら疑問点を相談することができる	指導を受けたことを実践し、その結果を報告することができる	指導を受けたことを実践することができる	
			③ 潜在能力の活用	ストレングス、エンパワメントの知識・技能を効果的に活用することができる	ストレングス、エンパワメントの知識・技能を実践することができる	ストレングス、エンパワメントの知識・技能を概ね修得している	ストレングス、エンパワメントの必要性を理解している	
			④ 多職種協働	多職種の中における介護福祉士の役割を実践し、協力して課題を解決することができる	多職種の中における介護福祉士の役割を知り、実践することができる	多職種の役割を理解している	介護福祉士の役割を理解している	
	V 主体的に学ぶ力	介護福祉士としての使命感をもつて、介護を実践し学び続ける態度を身につけている。	① 介護の課題	課題の改善について評価することができ、新たな課題に取り組むことができる	周囲の助言や協力を得ながら課題を改善することができる	介護を実践していく上の課題に取り組むことができる	介護を実践していく上の課題を理解している	
			② 尊厳を支える介護	尊厳を支える介護を実践することができる	尊厳を支える介護とはどのような介護か、考えることができます	尊厳を支える介護について基本的な知識と技能を修得している	人間の尊厳の大切さを理解している	
			③ 介護にかかる制度	介護にかかる制度の変化について利用者、家族の視点から考えることができます	介護にかかる制度の変化を理解している	介護にかかる制度について基本的な知識を持っている	介護にかかる制度について関心を持っている	
			④ 介護福祉士としての職業倫理	職業倫理をもとに自分の将来の職業像をイメージすることができる	職業倫理の重要性を利用者、家族の視点から考えることができます	介護福祉士としての職業倫理の重要性を理解している	介護福祉士としての職業倫理について基本的な知識を持っている	

学位プログラム		地域共生学科介護福祉コース
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）C-P	教育課程編成の方針	<p>1 人間力を養うため、「茶道文化」「データサイエンス基礎」をはじめとした基礎科目、「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」「介護の基本」などの専門科目を配置する</p> <p>2 専門的知識と技能を養うため、介護の領域として「介護の基本」「生活支援技術」など、こころとからだのしくみの領域として「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」など、人間と社会の領域として「社会の理解」など、順次性と系統性を考慮しながら配置する</p> <p>3 コミュニケーション能力を養うため、基礎的な知識の習得を目指して「コミュニケーション技術」を配置する。また、コミュニケーション能力を發揮する機会として「介護実習」を配置する</p> <p>4 課題解決能力を養うため、「介護過程」を配置し、「介護の基本」「生活支援技術」「こころとからだのしくみ」といった知識と技能の修得に関する科目と「介護実習」をつなぐ</p> <p>5 主体的に学ぶ力を養うため、実習前後の準備と事例研究の作成を行う「介護総合演習」と59日間の「介護実習」を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくなるために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
	教育課程実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 社会福祉士介護福祉士学校指定規則を遵守し、教養科目や介護福祉に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クオーター)毎に、講義、演習、実習を適切に配置します。また、グループワークや個別事例を活用した授業、さらに、学習段階により実習場所・目的・期間が適宜構成された介護実習などのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
	評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価(アセスメント) 地域共生学科介護福祉コースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして介護実習の自己評価と他者評価や事例研究発表会の自己評価と他者評価を用い、学位プログラムのレベルでは、介護実習と事例研究発表会の外部評価や卒業時共通試験および介護福祉士国家試験を用い、多面向で総合的な評価(アセスメント)を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科介護福祉コースの教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
入学者受入れの方針（アドミッショントリニティ・ポリシー）A-P	求める学生像	<p>地域共生学科介護福祉コースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。</p> <p>1 高等学校の教育課程を幅広く修得し、人に対する思いやりや関心が高い人</p> <p>2 介護福祉に関する知識や技能を学びたいという積極的な意欲をもっている人</p> <p>3 これまで部活動やボランティア活動などに積極的に取り組んだ経験がある人</p> <p>4 自己の能力の向上に入学前から取り組む意欲がある人</p> <p>5 介護福祉士として地域・社会に貢献したいと考えている人</p> <p>地域共生学科介護福祉コースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面向で総合的に評価します。</p>

学位プログラム		地域共生学科国際コミュニケーションコース					
卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)DP	教育目的	実用的な外国語能力を使い多様な人々とコミュニケーションをとる能力を身に付け、地域社会で必要とされ、生き抜いていくための様々な力を身につけた人材を養成することを目的としています					
	資質・能力(大項目)	人材育成の到達目標	ベンチマーク(中項目)	ループリック			
				レベル4 (特に秀でているレベル)	レベル3 (優れているレベル)	レベル2 (おおむね良好なレベル)	レベル1 (最低限求められるレベル)
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	① 主体性	社会や時代の流れに問題意識をもち、自ら調べ、適切に判断し、継続して行動することができる	自ら考え、適切に判断し継続して行動することができる	試行錯誤しながら、自ら考え行動する	自ら考え行動することを意識することができる
			② 自律性	率先して、常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる、他者にも促すことができる	常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いが必要となることを意識できる
			③ 親和性	社会の様々な立場の人に親和的な態度で積極的に働きかけることができる	他者に対して常に親和的な態度で関わることができる	身近な他者に対して親和的な態度で関わることができる	他者へ親和的に関わる必要性を意識できる
	II 専門的知識や技能	確かな語学力をもち、情報機器の操作のスキルと合わせてプレゼンテーション等情報の発信が行える	① 読む力	外国語で書かれた、具体的・もしくは抽象的な話題についてのある程度複雑な文章を読み、内容を理解することができます	外国語で書かれた、比較的身近な話題についての標準的な文章を読み、内容を理解することができます	外国語で書かれた、自身に直接関連する領域についての基本的な文章を読み、内容を理解することができます	外国語で書かれた、日常的な話題についての平易な文章を読み、内容を理解することができます
			② 書く力	外国語で、幅広い話題についての明確で詳細な文章を、比較的高度な語彙を活用して書くことができる	外国語で、身近な、あるいは関心のある話題について、必要な語彙を用いて筋の通った簡単な文章を書くことができる	外国語で、自身の必要や感情を表すために、基礎的な語彙を用いた短い文章を書くことができる	外国語で、ごく基本的な定型のあいさつや短い文章を書くことができる
			③ 話す力	外国語で、幅広い話題について明確で詳細に情報を伝えることができる	外国語で、仕事、学校、娯楽などといったいな事態に対処することができる	外国語で、身近で日常の事柄について単純で直接的な情報を伝えることができる	外国語で、日常的表現と基本的な言い回しを用いることができる
			④ 聞く力	外国語で、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な内容を理解できる	外国語で、身近な話題について主要な点を理解できる	外国語で、直接的関係がある領域に関してよく使われる表現が理解できる	外国語で、よく使われる日常的表現と基本的な表現が理解できる
			⑤ 言語運用能力	相手や目的・場面に応じて自らの意思を適切に表現・伝達し、相手の意思を的確に理解することができます	仕事、学校、娯楽などといったいな場面で自らの意思を表現・伝達し、相手の意思を理解し得ることができます	日常生活の場面で自らの意思を表現・伝達し、相手の意思を理解し得ることができます	限られた場面で自らの意思を表現・伝達し、相手の意思を理解し得ることができます
			⑥ ICT運用能力	動画や画像を用い、レイアウト等にも配慮した効果的なプレゼンテーション資料を作成できる	画像などを用い、デザインを工夫したプレゼンテーションを作成できる	必要なアプリを立ち上げ、シンプルなプレゼンテーションを作成できる	PCの起動や文字入力など、基本的な操作ができる
			① 異文化理解と寛容性	異なる文化を持つ人々と自発的に重要な要素の複雑さを理解して、自発的に多面的な場面に関わり、その関わりを発展させることができます	異なる文化を持つ人々と自発的に関わり始め、その文化的な違いを認識し、行動に取り入れており、共通の理解を得るために交渉を始めるすることができます	自分と異なる文化を持つ人々との関わりに対して得た知識を基本として単純な疑問を基に理解しようとする考え方をもつことができます	自分と異なる文化を持つ人々との関わりに対して自己の世界観を基本として理解しようとする考え方をもつことができます
	III 異文化知識・対応能力	コミュニケーション力とグローバルな視点によって多様な人々と積極的に交流することができる	② 文化的な自己認識	自己の文化的ルールや偏見について認識し、明確に自分の意見を述べることができ、自己的経験がどのように形成されたか認識し、抱える文化的な偏見に対する気づき、対応する方法がわかる	自己の文化的ルールや偏見について同じであることを求めておらず、新しい視点によってもたらされた複雑な視点を持つことができます	自己の文化的ルールや偏見を認識し、維持、改善をしようと試みることができます	他者との関わりによって表面的な自己が用いる文化的ルールを認識することができます
			① 前踏み出す力	自らやるべきことを見つけ、目標を設定し、周囲の人々も動かしながら、失敗を恐れず、物事に粘り強く取り組むことができる	言われたことをやるだけでなく、自ら目標を設定し、自分の意見を出し、周りと助け合って、物事に取り組むことができます	「できません」と言わず、周りに確認と質問をしながら、自立的に活動に取り組むことができます	自らの意思で活動に参加し、その目的をよく考え、自分から動くことができます
	IV 課題解決能力	専門的知識や技能を適切に用いて実践的な課題の解決に取組むことができる	② 考え方抜力	自ら、現状を分析し、目的や課題を明らかにし、既存の発想にとらわれず、新しくユニークな解決法を考えることができます	問題点を整理し、解決に向けたプロセスを明確にし、新しい解決方法を考えることができます	確認や見直しを行い、事前に計画を立て、自分の考察を交えて、解決方法を考えることができます	目的や課題を理解し、参考文献や関連する資料を参考に、解決方法を考えることができます
			③ チームで働く力	自分の意見を的確に伝え、相手の意見や立場を尊重しつつ、ストレスも成長の機会だとポジティブに捉え、チーム全体で考え、活動することができます	相手の意見を理解し、自分の意見を的確に伝え、自分の感情をコントロールし、柔軟に物事に取り組み、チームで協力して活動することができます	報告・連絡・相談の習慣を身につけ、相手の立場に立って考え、ルールやマナーを守って、チームで活動することができます	相手の意見をよく聴き、自分の役割分担を理解し、チームで活動することができます
			① 自己理解	自己について深く理解し、興味関心に基づき職業について考えることができます	自己のライフスタイルを振り返り、職業志向条件や勤務条件について考えることができます	自分のパーソナリティと適職の関係について理解している	自分の行動特徴について理解している
	V キャリアデザイン力	(2年間の)学修成果を活用したキャリアデザインに取組むことができる	② 職業理解	就職活動を十分に行うだけの準備ができ、実際に遂行できる力を身につけています	自分自身を十分プレゼンできるだけの準備ができている	ハローワークやフレッシュワークを効果的に活用できる	長崎県や佐世保市における職業の実態やニーズを理解している
			③ ビジネスマナー	ビジネスを実践していくにあたり深い理解を持ち、一般的な業務について高度の知識と技能を持っている	ビジネスを実践していくにあたり必要な理解を持ち、一般的な業務について知識と技能を持っている	ビジネスを実践していくにあたり理解を持ち、一般的な技能を持っている	ビジネスを実践していくにあたり理解を持ち、一般的な知識を持っている
			④ キャリアデザイン力	これまでの学修の成果を踏まえて、生涯にわたるキャリア計画を具体的にデザインできる	これまでの学修の成果をもとに就職や留学などの進路設計ができる	卒業の就職や進学(留学)について、具体的に考え、行動することができる	卒業の就職や進学(留学)について、具体的に考えることができます

学位プログラム		地域共生学科国際コミュニケーションコース
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	<p>1 豊かな人間力を養うために、全学必修の「茶道文化」「データサイエンス基礎」をはじめとする基礎科目、学科の専門科目内のグループワーク型授業、地域をフィールドに展開する「Awesome Sasebo！Project」関連科目を配置する</p> <p>2 専門的知識や技能を育むため、語学系の講義科目・演習科目や、比較文化学系の講義科目・演習科目を、順次性と系統性に配慮しながら配置する講義科目においても可能な限り、アクティブラーニング型の授業を展開する</p> <p>3 コミュニケーション能力を育むため、「Awesome Sasebo！Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学修の場で出会う多様な人々（学修に関するステークホルダー）との交流を促進する機会を設ける</p> <p>4 課題解決能力を育むため、（実践的な課題を発見し解決する力を高めるために）「Awesome Sasebo！Project」活動、インターンシップ、留学体験等、多様な学外体験学修の場を本コースの教育課程の中核に位置づける</p> <p>5 キャリアデザイン力を育むため、「キャリアガイダンス」、「キャリアプランニング」、「ビジネスマナー」等のキャリア関連の専門科目を適切に配置し、「卒業研究」を総まとめ科目とする</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
	教育課程実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 教養科目や多様な人々とコミュニケーションをとるための専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期（クオーター・セメスター）毎に、講義、演習、実習を適切に配置し、グループワーク、地域をフィールドに展開するオーサムサセボプロジェクト、インターンシップ、留学、サービスラーニングなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。学生の学び（学修成果）の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
	評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価（アセスメント） 地域共生学科国際コミュニケーションコースの卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして語学検定やオーサムサセボの成果発表に関する自己評価と他者評価等を用い、学位プログラムのレベルでは、インターンシップ先と留学先の外部評価やオーサムサセボの成果発表に関する外部評価等を用い、多面的で総合的な評価（アセスメント）を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、地域共生学科国際コミュニケーションコースの教育の質を担保します。学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）AP	求める学生像	<p>地域共生学科国際コミュニケーションコースの卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。</p> <p>1 高等学校の教育課程を幅広く修得している人</p> <p>2 これまで、外国語の修得（検定・資格）に積極的に取り組んだ人</p> <p>3 英語やアジアの言語に興味関心があり、言語コミュニケーション力を高める意欲のある人</p> <p>4 これまでに、地域活動に積極的に取り組んだ経験があり、また学修した知識や技能を地域社会で活かすことに意欲のある人</p> <p>5 自立するための職業的知識や専門的スキルを身につけることに意欲のある人</p> <p>地域共生学科国際コミュニケーションコースでは、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学者希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。</p>

学部プログラム		保育学科					
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	教育目的	保育学科は保育に必要な知識や技能の習得を通して、心豊かな人間力を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を育成することを目的とします					
	資質・能力（大項目）	人材育成の到達目標	ベンチマーク（中項目）	ループリック			
				レベル4 (特に秀でているレベル)	レベル3 (優れているレベル)	レベル2 (おおむね良好なレベル)	
	I 心豊かな人間力	人間性と品格を備えた社会人として行動できる	① 主体性	社会や時代の流れに問題意識をもち、自ら調べ、適切に判断し、継続して行動することができる	自ら考え、適切に判断し継続して行動することができる	試行錯誤しながら、自ら考え行動することができる	自ら考え行動することを意識することができる
			② 自律性	率先して、常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる、他者にも促すことができる	常に社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いができる	社会のルールや状況に適した振る舞いが必要となることを意識できる
			③ 親和性	社会の様々な立場の人に親和的な態度で積極的に働きかけることができる	他者に対して常に親和的な態度で関わることができる	身近な他者に対して親和的な態度で関わることができる	他者へ親和的に関わる必要性を意識できる
	II 確かな専門的知識や技能	保育に関する専門的知識・技能を修得し、体系的な理解ができる。	① 基礎教育科目	基礎教育の知識を保育場面を想定して効果的に活用することができる	理解した基礎教育の知識を保育と関連付けることができる	基礎教育の内容を概ね理解することができる	基礎教育を学ぶ必要性を理解することができる
			② 保育の本質・目的に関する科目	保育の本質・目的を理解し、保育者としての自らの使命・役割を意識できる	保育の本質・目的と保育者としての使命・役割を関連付けることができる	保育の本質・目的を概ね理解することができる	保育の本質・目的を学ぶ必要性を理解することができる
			③ 保育の対象の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する知識や技能を効果的に保育に活用することができる	保育の対象の理解に関する知識や技能を保育に関連付けることができる	保育の対象の理解に関する知識や技能を概ね理解することができる	保育の対象の理解に関する科目を学ぶ必要性を理解することができる
			④ 保育の内容・方法に関する科目	保育内容の専門的知識と技能、指導法のスキルを効果的に保育に活用することができる	保育内容の専門的知識と技能、指導法のスキルを保育に関連付けて用いることができる	保育内容の専門的知識と技能、指導法のスキルを概ね理解することができる	保育内容の専門的知識と技能、指導法を学ぶ必要性を理解することができる
			⑤ 保育実践に関する科目	修得した保育に関する知識や技能を用いて保育を実践し、評価することができる	修得した保育に関する知識や技能を用いて計画的に保育を実践することができる。	修得した保育に関する知識や技能を用いて保育を概ね実践することができる。	修得した保育に関する知識や技能を用いて保育を実践する必要性を理解することができる。
	III コミュニケーション能力	保育の対象を理解し、保育にかかわる様々な人々と協働する力を身に付けています。	① 情報把握力	自分と周囲の人々の立場や場の雰囲気を多面的に理解し、様々なシミュレーションを瞬時にに行うことができる	自分と周囲の人々の立場や場の雰囲気を様々な視点から読み取ることができる	自分と周囲の人々の立場や場の雰囲気を理解することができます	自分と周囲の人々の立場や場の雰囲気を意識することができます
			② 発信力	自分の意見を分かりやすく整理した上で、相手に理解してもらえるように的確に伝えることができる	自分の意見を整理して、他者に伝えることができる	自分の意見を他者に伝えることができる	自分の意見を伝えようと意識することができます
			③ 傾聴力	他者が話しやすい状況を作り出し、他者の心情や考えに寄り添いながら引き出すことができる	他者の心情や考えを丁寧に聞くことができる	他者の心情や考えに耳を傾けることができる	他者の心情や考えに耳を傾ける必要性を理解することができます
			④ 協働する力	自分の役割を意識し、多様な意見を取り入れ、他者を巻き込みながら物事を進めることができる	多様な意見を取り入れながら、協力して物事を進めることができます	他者と協力して物事を進めることができる	他者と協力して物事を進める必要性を意識することができます
	IV 課題解決能力	保育に関する専門的知識・技能を応用し、様々な課題を解決する保育実践力を身につけています。	① 情報収集力	課題解決に向けて適切な方法で信頼性の高い情報を収集することができます	適切な方法で情報を収集することができます	保育に関する様々な情報を概ね把握することができます	保育に関する様々な情報を収集する必要性を理解することができます
			② 情報分析力	収集した保育に関する様々な情報を多角的に分析し、問題の本質を捉えることができます	収集した保育に関する様々な情報をおまかに分析することができます	収集した保育に関する様々な情報を整理して理解することができます	保育に関する様々な情報を分析する必要性を理解することができます
			③ 計画立案力	課題を解決するために様々な場面を想定し、実現可能性の高い計画・手順を立案することができます	課題を解決するために具体的な目標を設定し、試行錯誤しながら計画を立案することができます	課題を解決するために具体的な目標を設定することができます	課題を解決するためには計画的に進める必要性を理解することができます
			④ 計画実践力	視野を広げながら実行した計画や行動について問題を洗い出し、常に改善しながら、実行することができます	計画や行動を状況を見て柔軟に修正しながら実行することができます	課題解決に向けてやるべきことを自ら行動に移すことができます	課題解決に向けて自ら取り組む必要性について理解することができます
	V 主体的に学ぶ力	自己課題を探求し、地域の保育の発展と向上のために学び続ける力を身につけています。	① 自信創出力	理想の保育者をめざし、経験を学びの機会と捉え、自信につなげることができます。	理想の保育者をめざし、自分の持ち味を生かして、前向きに挑戦し続けることができます。	理想の保育者をめざし、自分の持ち味を生かすことができます。	自分の強み、弱みを意識することができます
			② 行動持続力	理想の保育者をめざし、自己を向上させる方法を見出し、その習慣を継続することができます	理想の保育者をめざし、自己課題の解決に取り組み、やり遂げることができます	理想の保育者をめざし、やるべき課題を理解し、試行錯誤しながら取り組むことができます	何事も最後までやり遂げる必要性を理解することができます

学位プログラム		保育学科
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）CP	教育課程編成の方針	<p>1 大学教育の学びの基礎を養うために、基礎教育科目を配置する</p> <p>2 保育・教育の本質と目的に関する科目を配置する</p> <p>3 保育の対象の理解に関する科目を配置する</p> <p>4 保育の内容・方法に関する科目を配置する</p> <p>5 保育実践に関する科目を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくなるために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
	教育課程実施の方針	<p>教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 児童福祉法施行規則ならびに教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クオーター)毎に、講義、演習、実習、実技を適切に配置し、実務家教員による授業、反転授業、フィールドワークなどのアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多角的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
	評価の方法	<p>評価については以下の通り定めます</p> <p>(3) 評価(アセスメント) 保育学科の卒業認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとして学外実習の自己評価と他者評価や「保育実践演習」の課題シート、履修カルテ等の自己評価を用い、学位プログラムのレベルでは、学外実習等の外部評価を用い、多面的で総合的な評価(アセスメント)を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、保育学科の教育の質を担保します 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）AP	求める学生像	<p>保育学科の卒業認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます</p> <p>1 子どもが好きで、愛情をもって接することができる人</p> <p>2 子どもの養護と教育に関心を持ち、思考力、判断力、表現力の伸長に努力できる人</p> <p>3 豊かな感性と人間力の伸長に努め、他者と協力して学ぶことができる人</p> <p>4 子どもを取り巻く環境に関心を持ち、地域の発展に貢献しようと努力できる人</p> <p>5 理想の保育者を目指し、真摯な姿勢で学び続けることができる人</p> <p>保育学科では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します</p>

学位プログラム		専攻科 保育専攻				
卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）DP	教育目的	専攻科保育専攻は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、保育の専攻分野について深い学識と研究能力を培うことを目的とします。				
	資質・能力（大項目）	人材育成の到達目標	ベンチマーク（中項目）	ループリック		
I 知識・専門技術・理解	豊かで幅広い教養を身に付けている 保育に関する専門的知識・技術を修得し、子どもを取り巻く環境を社会認識によってとらえ正しく理解している	<p>① 外国語コミュニケーション・情報機器の操作</p> <p>② 領域の専門的知識と技能</p> <p>③ 保育内容の指導法</p> <p>④ 保育の基礎理論</p> <p>⑤ 幼児理解・保育相談</p> <p>⑥ 子ども福祉</p> <p>⑦ 保育実践</p> <p>⑧ 保育研究</p> <p>⑨ 一般教養</p>	レベル4 (特に秀でているレベル)	レベル3 (優れているレベル)	レベル2 (おおむね良好なレベル)	レベル1 (最低限求められるレベル)
			外国語コミュニケーションと情報機器の操作のスキルを効果的に保育に活用することができる	外国語コミュニケーションと情報機器の操作のスキルを保育の現場で用いることができる	外国語コミュニケーションと情報機器の操作のスキルをおおむね修得している	外国語コミュニケーションと情報機器の操作の概要を理解している
			領域の専門的知識と技能を総括的に保育に活用することができる	領域の専門的知識と技能を保育の現場で用いることができる	領域の専門的知識と技能をおおむね修得している	領域の専門的知識と技能の関連性を理解している
			保育内容の指導法のスキルを効果的に保育に活用することができる	保育内容の指導法のスキルを保育の現場で用いることができる	保育内容の指導法のスキルをおおむね修得している	保育内容の指導法の概要を理解している
			保育の基礎理論を効果的に保育に活用することができる	保育の基礎理論を保育の現場で用いることができる	保育の基礎理論をおおむね修得している	保育の基礎理論の概要を理解している
			幼児理解・保育相談の理論を効果的に保育に活用することができる	幼児理解・保育相談の理論を保育の現場で用いることができる	幼児理解・保育相談の理論をおおむね修得している	幼児理解・保育相談の概要を理解している
			子ども福祉の理論を効果的に保育に活用することができる	子ども福祉の理論を保育の現場で用いることができる	子ども福祉の理論をおおむね修得している	子ども福祉の概要を理解している
			保育理論を論理的な方法によって実践することができる	おおむね保育理論の全体を保育現場で活用することができる	保育理論の一部を保育現場で活用することができる	保育理論とこれを用いる実践場面の関係が理解できる
			自らの保育研究を正しい倫理性と明快な論理性を持ってプレゼンテーションをおこなうことができる	自らの保育研究の課題を明確化し、問題解決の実施・計画・考察を記述することができる	自らが設定した保育の問題点に関して、文献検討を含めた解決の方針立案ができる	自身の保育の場面の中から問題状況の設定と問題点の絞り込みができる
II 汎用的技能	保育の様々な場面で問題を多角的かつ根源的に理解・分析し、解決していく力を身につけている	<p>① 課題発見力</p> <p>② 情報収集分析力</p> <p>③ 問題解決力</p>	社会や地域の課題について考察することができる	社会や地域の状況の中から課題を抽出することができる	社会や地域の状況を正しく理解している	社会や地域の状況を知る姿勢を持っている
			情報を論理的に組み立てることができる	収集した情報を分析することができます	おおむね情報収集の方法を会得している	おおむね情報の種類を理解している
			科学的かつ倫理的な方法で問題を解決することができる	問題解決の筋道を立てることができます	問題を科学的に分析することができます	問題の原因を見つけることができる
III 態度・志向性	地域の発展・向上に寄与する使命感を持ち、協働の意識とマナーを身につけ、保育の現場を支えることができる	<p>① 自己管理</p> <p>② 他者理解</p> <p>③ 協働力</p> <p>④ 使命感</p>	社会の模範となるような生活と志向が確立している	社会の一員としての意識を持つことができている	心身の健康を保つ生活と志向を持つことができる	心身の健康を意識することができる
			他者を受容する豊かな心情と考えを持つことができる	自分と他者の心情や考え方の共通点と相違点を客観的にとらえることができる	他者の心情や考えに共感することができる	他者の心情や考えを理解することができる
			それぞれのチームのために建設的な意見を持ち、目的に貢献することができる	それぞれのチームの機能性を高めるために協働することができる	チームの中での自分の役割をおおむね実行できる	チームの中での自分の役割を認識している
			地域の福祉と教育に貢献する努力を継続することができる	地域の福祉と教育を担う自らの姿をイメージすることができる	地域の福祉と教育に貢献する献身的な意識を持っている	社会における福祉と教育の必要性を認識している
IV 総合的な学習経験と創造的思考力	体系的な学習と現場での経験を総合的保育力として総合し、保育の様々な課題を探求し続ける思考を持っている	<p>① 学修の体系化</p> <p>② 総合的保育力</p> <p>③ 課題探求力</p>	これまで学修した内容を総合し、創造的な思考ができる	これから学修すべき自己課題を見つけることができる	これまで学修した内容を構造化することができる	これまで学修した内容を整理することができる
			保育職業人としての人間性・知識・技能・表現力の伸長に努めているとともに適切な意思と判断力を有している	保育職業人としての人間性・知識・技能・表現力の伸長に常に務めることができる	保育職の社会的役割を温かい人間性によって担うことができる	保育職の社会的役割の重要性を理解できる
			保育を始めとする社会の課題について研究した内容を、適切な方法で社会に伝達することができる	保育を始めとする社会の課題について適切な方法で分析をおこない、考察することができます	保育を始めとする社会の課題について必要な情報を収集するとともに仮説をたてることができます	保育を始めとする社会の様々な場面の中から自らの課題を抽出することができる

学位プログラム		専攻科 保育専攻
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）C P	教育課程編成の方針	<p>1 保育現場において活用する語学とPC操作の科目を配置する。 保育職の意義、保育の基礎理論、幼児の理解および幼児の活動を支援する方法に関する科目を配置する</p> <p>2 保育実践力を培うための科目を配置する</p> <p>3 幼児を取り巻く社会状況の認識や精神文化についての科目を配置する</p> <p>4 課題探求と総合的保育力を向上させるための科目を配置する</p> <p>さらに、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックスおよび、カリキュラム・フローチャートを作成しています。</p>
		<p>教育内容・教育方法・学習方法については以下の通り定めます。</p> <p>(1) 教育内容 教育職員免許法施行規則を遵守し、教養科目や保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程の中で、必修科目や選択科目の内容に沿った教育を実施します。</p> <p>(2) 教育方法・学修方法 学期(セメスター・クォーター)毎に、講義、演習を適切に配置し、保育ならびに教育機関等の実地視察、保育インターンシップを支援する授業、実務家教員による授業などを取り入れたアクティブラーニング型授業の展開に努めます。また、様々な社会状況の場面に備え、遠隔授業の方法の開拓に努めます。 学生の学び(学修成果)の確認と定着を促すために、各種の試験・課題・レポート等による多元的な評価を行い、結果を迅速に学生にフィードバックするよう努めます。</p>
		<p>評価については以下の通り定めます。</p> <p>(3) 評価(アセスメント) 専攻科保育専攻の修了認定・学位授与の方針に定める学修成果の修得状況について、学生個人のレベルでは、授業科目の評価をはじめとしてインターンシップ記録を基にした自己評価、学位授与機構による学位認定審査を用い、学位プログラムのレベルでは、修了研究発表会の外部評価、学位授与機構による教育の実施状況等の審査等を用い、多面的で総合的な評価(アセスメント)を行います。</p> <p>評価が、授業や学生の学修支援の改善に繋がり、教学全体のPDCAサイクルの構築と促進によって、専攻科保育専攻の教育の質を担保します。 学修成果に関する説明責任を果たすために可視化に努めます。</p>
		<p>専攻科保育専攻の修了認定・学位授与の方針に定める人材を、教育課程編成・実施の方針に則って育成するために、次のような人の入学を求めます。</p> <p>1 幼稚園教諭二種免許状取得に係る課程を幅広く修得している人</p> <p>2 保育職業人としての、知識や技能、思考力、判断力、表現力の伸長に努めている人</p> <p>3 保育職の社会的役割の重要性を認識し、温かい人間関係を築くことができる人</p> <p>4 保育の課題について自ら考え、学び続けることができる人</p>
		専攻科保育専攻では、以上の入学者受入れの方針に沿った入学者の適正な選抜のために、多様な入試方法を実施し、入学希望者の資質・能力を多面的・総合的に評価します。
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）A P	求める学生像	

長崎短期大学学則

(昭和47年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

(位置)

第1条の2 本学は、長崎県佐世保市椎木町600番に置く。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第2条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 前項のほか、副学長を置くことができる。

4 職員の服務規則は、別に定める。

第3章 運営組織

(運営会議)

第3条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第4条 本学に、学校教育法に基づき教授会を置く。

2 教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 図書館

(図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第6条 本学において設置する学科・専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
----	------	------

地域共生学科	135名	270名
保育学科	100名	200名

(地域共生学科のコース)

第6条の2 地域共生学科に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース並びに国際コミュニケーションコースを設ける。

- 2 食物栄養コースの収容定員は一学年35人とする。
- 3 製菓コース及び介護福祉コースの収容定員は一学年20人とする。
- 4 国際コミュニケーションコースの収容定員は一学年60人とする。
- 5 食物栄養コース、製菓コース及び介護福祉コースに関する規定は、別に定める。

(学科の教育目的)

第6条の3 第6条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根ざし、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (2) 保育学科は、保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と温かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 学科の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

なお、国際コミュニケーションコースにおいては、4学期制とする。

- 2 授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第16条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学科)

第16条の2 学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り、選考の上これを許可することがある。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に定める在学年限を超えたとき。

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できないとき。

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び教育課程)

第22条 授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は別表第1、第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外における学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができます。

(単位の授与)

第24条 授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は、別に定める。

(成績の評価)

第25条 学修成績の評価は、長崎短期大学試験規程による。

(既修得単位の取扱い)

第26条 他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、30単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、休学することなくその外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項の規定により、学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第29条 第27条及び第28条の規定により、他の短期大学等又は外国の短期大学等において修得した単位について、本学において認定できる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する履修方法の特例)

第30条 外国人留学生が、第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎教育科目及び専門教育科目の単位に代えることができる。

2 他学科の了承が得られれば、他学科履修可能科目を履修することができる。ただし、12単位を限度とする。

3 前項の規定は、帰国子女が第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1、第2に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
地域共生学科	①栄養士免許 ②製菓衛生師受験資格 ③介護福祉士受験資格
保育学科	①保育士資格 ②幼稚園教諭二種免許状

2 地域共生学科において栄養士免許・製菓衛生師受験資格・介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、製菓衛生師法及び同法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 3 保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 第1項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第10章 検定料、入学金、授業料

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	200,000円	入学時
授業料	700,000円	年額
教育充実費	260,000円	年額

(授業料等の納付)

第35条 授業料、教育充実費は、年額の2分の1ずつを、2期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

- 2 特別の事情があると認められる者は、延納を認めことがある。

(退学、除籍、停学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

第11章 特別入学生（社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生）

(社会人入学生)

第41条 社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

- 2 社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び聴講生)

第43条 本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。

- 2 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として、学長が本学の授業科目を履修させることがある。
- 3 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

第13章 厚生施設

(学生寮)

第46条 本学に、学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 専攻科

(設置目的)

第48条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。

(設置する専攻科)

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名
保育専攻

(収容定員)

第50条 専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	10名	20名

(修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	2年	4年

(学年・学期・休業日)

第52条 専攻科の学年、学期及び休業日については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(入学時期)

第53条 専攻科の入学時期は、第11条の規定を準用する。

(入学資格)

第54条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第2項に掲げる条件を満たした者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(3) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 保育専攻については、教育職員免許法第5条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

(入学選考)

第55条 専攻科の入学者の選考は、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入学手続)

第56条 専攻科の入学手続きは、第15条の規定を準用する。

(授業科目及び履修方法等)

第57条 専攻科の教育課程及び履修方法は、第8章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

(長期履修)

第57条の2 保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。(以下「長期履修」という。)

2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(単位の授与)

第58条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は第24条第2項の規定を準用する。

(修了要件)

第59条 専攻科の修了の要件は、第51条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	62単位以上

2 第1項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第60条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第35条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	100,000円	入学時
授業料	500,000円	年額
教育充実費	230,000円	年額

(補則)

第61条 この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず平成4年から平成12年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	定員 入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	130名	210名	130名	260名	80名	210名
英語科	150名	230名	150名	300名	80名	230名

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

（学科の名称変更に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	80名	130名
英語科	50名	130名

（保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正）附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第2条、附則17及び附則26に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

（臨時の定員の延長及び変更に伴う改正）

年度 学科	平成12年度		平成13～16年度		平成17年度	
	定員 入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	120名	250名	120名	240名	80名	200名
英語科	100名	250名	100名	200名	50名	150名

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

(専攻科英語専攻の廃止に伴う改正)

附 則 (平成12年4月1日)

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

(第1条の2 自己評価等の条文化、第8条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第22条～25条 単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第29条第2項資格取得に関する条文化、第30条、31条、62条授業料等の改定、第56条、専門学校専門課程卒業者への入学資格追加、及び別表第1、第2、第3、第4、第5、第7、の教育課程等の一部変更に伴う改正)

附 則 (平成13年4月1日)

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

(第1条 男女共学制移行に伴う改正、第30条、31条、62条授業料等の改定、及び別表第1～第2教育課程の一部変更に伴う改正)

附 則 (平成14年4月1日)

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規程は平成14年度入学者から適用する。

2 食学科の学生定員は、第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成14年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成14年度	平成15年度以降			
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	40名	160名	40名	80名	

(食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第2条及び教育課程第18条5項別表第1項の一部変更に伴う改正) 附 則 (平成15年4月1日)

1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 食学科及び英語科の学生定員は第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成15年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	70名	110名
英語科	70名	170名

(食物科の入学定員の増及び英語科の臨時の定員の恒常的定員化に伴う改正) 附 則 (平成16年4月1日)

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

(食物科及び英語科の開設授業科目の変更)

附 則 (平成17年4月1日)

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

(保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正)

2 保育学科の学生定員は第2条の規定にかかわらず、平成17年度においては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	100名	180名

附 則 (平成18年2月15日)

本学則は、平成18年2月15日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（専攻科（保育専攻）の設置に伴う改正）

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（英語科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成21年4月1日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 食学科及び英語科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	60名	130名
英語科	80名	150名

附 則（平成22年4月1日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

（第1条、第6条の3、第33条の改正、別表1、第2の1、第3の教育課程の一部変更、及び別表5－2の削除に伴う改正）

2 第22条第5項別表第1に規定する食物科の教育課程は、平成22年度入学者から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

（英語科から国際コミュニケーション学科への学科名称変更に伴う改正）

（食物科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成26年4月1日）

1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

（保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正）

（保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正）

2 保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成26年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	100名	180名
国際コミュニケーション学科	60名	140名

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

（運営組織の改定）

（授業料の改定）

（調理コースから栄養士コースへの変更）

（製菓コースの教育課程変更）

（国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正）

（長崎短期大学副学長の設置）

2 学則第34条の規定は平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

附 則（平成29年4月1日）

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

（全学科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成30年4月1日）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

（食物科栄養士コース、保育学科保育専攻並びに国際コミュニケーション学科の教育課程の変更に伴う改正）

附 則（平成31年4月1日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

（保育学科保育専攻、保育学科介護福祉専攻並びに専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正）

附 則（令和2年4月1日）

1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

（地域共生学科の設置に伴う改正）

2 学則第6条、第9条、第22条、第33条、第34条、第57条の規定は令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則（令和3年4月1日）

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

（保育学科及び専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正）

附 則（令和4年4月1日）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

（全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正）

（成績の評価の改正）

附 則（令和5年4月1日）

1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 学則第34条、第60条の規定は令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

（授業料等の改正）（短期大学設置基準の改正に伴う改正）

（全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正）

附 則（令和4年4月1日）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

(第6条の2 介護福祉コースに関する規程の制定に伴う改正)

(地域共生学科介護福祉コース、国際コミュニケーションコース及び保育学科の教育課程の変更
に伴う改正)

(第13章厚生施設の削除)

試験規程（学則第24条第2項関係）

（趣旨）

第1条 長崎短期大学における試験については、長崎短期大学学則に定めるもののほか、必要事項はこの規程に定める。

（受験資格）

第2条 試験を受けることができる科目は、当該年度に履修登録した科目でなければならない。

2 受験者は、当該科目の全授業回数の3分の2以上出席していなければならない。

3 授業料等の学納金が完納していなければならない。

（定期試験）

第3条 定期試験は、学期末に公示される試験時間割により、学年暦に定められた期間に行う試験とする。

2 試験時間割は定期試験実施の2週間前に発表する。

3 通年科目の試験は後期末に実施する。ただし、学習状況を確認するために、前期末に試験をすることができる。

（追試験）

第4条 追試験は、病気、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 追試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式1による追・再試験受験願に受験料500円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 前項の追・再試験受験願には、その理由を証明する証憑書類等を添付しなければならない。

（再試験）

第5条 再試験は、定期試験または追試験の成績が不合格となった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 再試験の受験希望者は、所定の期日までに別紙様式1による追・再試験受験願に受験料1,000円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 再試験は、60点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「C」とする。

（再々試験）

第6条 再々試験は、再試験の成績が不合格となった科目に対して所定の期間に行う試験とする。

2 再々試験の受験希望者は所定の期日までに別紙様式2による再々試験受験願に受験料1,500円を添えて事務室に提出しなければならない。

3 再々試験は、60点以上を合格とし、合格の場合の評価は一律「C」とする。

4 再々試験結果は年度内（卒業・修了年次生については卒業・修了判定会議まで）に発表することとする。

（再々試験以降の試験）

第7条 再々試験以降の試験は前条の規定を準用するものとする。

（成績評価）

第8条 履修科目の成績評価は、試験等によって総合的に行い、100点を満点とし、60点以上を合格とする。合格点は、S(100~90)、A(89~80)、B(79~70)、C(69~60)の4段階とし、不合格点はD(59~0)の1段階とする。

2 前項に規定にかかわらず、教授会が認める科目においては、P及びNPをもって区分することができる。

3 出席不良、受験放棄、不正行為に該当する場合は、Wとする。学則第26条（既修得単位の取扱い）、第27条（他の短期大学等における授業科目の履修等）、第28条（外国の短期大学等における授業科目の履修等）並びに長崎短期大学地域共生学科国際コミュニケーションコースにおける外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取り扱いに関する細則に規定する単位を認定する場合にTを用いる。

（試験についての心得）

第9条 受験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験中は必ず学生証を机上に置かなければならない。学生証を忘れた者は、事務室で仮学生証の交付を受け、提示しなければならない。
- (2) 受験中に不正行為があった場合、当該科目の得点は無効とし、学則第45条に基づき懲戒する。
- (3) 試験を実施する授業において、授業開始後15分以上遅刻した者は当該科目の定期試験受験資格を喪失する。
- (4) 試験時間は60分とし、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。

（その他）

第10条 定期試験の代替として課せられた、レポート・実験実習・実技・作品等（以下「レポート等」という）、または平常の成績認定の対象となるレポート等が、指定された期日までに提出、または実施されない場合、その科目は不合格とする。

（事務）

第11条 この規程の事務は学生支援課が行う。

（改定）

第12条 この規程の改定は教務委員会および運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

（途中省略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

GPA制度運用に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、長崎短期大学（以下「本学」という。）において学生個人の学修到達度を評価するために導入するGrade Point Average（以下「GPA」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 GPA制度は、学生の自己学習力及び勉学意欲を高めるとともに、本学の教育の質保証に向けた必要な方策を具体化し、学生に対する適切な学修支援に資することを目的に導入する。

(評点)

第3条 GPA制度における成績ポイントは、本学学則第25条に規定する成績評価をもとに次のとおりとする。

評語	成績評価	成績ポイント
S	基本的な到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を修めている	4
A	基本的な到達目標を十分に達成している	3
B	基本的な到達目標を概ね達成している	2
C	基本的な到達目標を最低限度達成している	1
D	基本的な到達目標を達成していない	0
P	合格	—
NP	不合格	—
T	認定	—
W	出席不良、受験放棄、不正行為	0

(対象授業科目)

第4条 本制度の対象とする授業科目は、本学学則第22条及び第57条に規定する科目とする。ただし、P（合格）、NP（不合格）及びT（認定）を除くこととする。

(GPAの種類及び算出方法)

第5条 本学で使用するGPAは、当該学期又はセメスターにおける学修の状況及び成果を示すGPA（以下「学期GPA」という。）及び全在学期間中の学修の状況及び成果を示すGPA（以下「累積GPA」という。）の2種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAは次の各号により算出するものとし、算出した数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \{ (\text{当該学期の評価 "S" の単位数合計} \times 4) + (\text{当該学期の評価 "A" の単位数合計} \times 3) + (\text{当該学期の評価 "B" の単位数合計} \times 2) + (\text{当該学期の評価 "C" の単位数合計} \times 1) \} / \text{当該学期の対象授業科目単位数}$$

(2) 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \{ (\text{全在学期間中の評価 "S" の単位数合計} \times 4) + (\text{全在学期間中の評価 "A" の単位数合計} \times 3) + (\text{全在学期間中の評価 "B" の単位数合計} \times 2) + (\text{全在学期間中の評価 "C" の単位数合計} \times 1) \} / \text{全在学期間中の対象授業科目単位数}$$

(運用方法)

第6条 GPAは、卒業判定等の際の活用など、学生に対する日々の学修支援のほか、本学の教育の質的向上に関わる局面において活用するものとする。

- 2 学期 GPA 及び累積 GPA は、成績通知表等に付記するものとする。
- 3 学費減免奨学生の 2 年次進級に際し、GPA 等を根拠として奨学生資格を見直す場合がある。
- 4 当該年度の GPA が著しく低い場合、翌年度の履修単位数を制限する場合がある。
- 5 2 期連続、国際コミュニケーションコースにおいては 4 Q 連続して GPA が 1.2 を下回った場合、修得単位数および出席率等を勘案し、退学を勧告する場合がある。

(特例措置)

第6条の2 前条の3～5項に該当する者のうち、斟酌すべきやむを得ない事情がある者については、学修計画書の提出を以て対応を判断する。

- 2 前項の斟酌すべきやむを得ない事情はつぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 疾病、災害、家計の急変等の本人の責めに帰さない事由がある者
- (2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲と態度が優れている者

(事務)

第7条 この内規の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第8条 この内規の改定は、教務委員会が行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則（令和4年4月1日）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

成績不振等の学生への対応要領

(令和3年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要領は、長崎短期大学が組織的に学生の修学状況を把握し、所定の修業年限での卒業を担保するとともに、学生の学びへの意欲を喚起するための教育内容及び教育方法等の改善に取り組むため、成績不振等の学生に対応するにあたり、必要な要領を定めることを目的とする。

(対象学生の要件)

第2条 学期毎に次の各号のいずれかの要件に該当する学生を第3条に規定する個別指導等の対象学生(以下「対象学生」という。)とする。ただし、休学者は除く。

- (1) 直前の学期における累積修得単位数が、在学期数に15単位を乗じて算出される単位数未満の学生
- (2) 直前の学期における通算GPAが1.20以下の学生
- (3) 直前の学期GPAが1.20以下の学生
- (4) 修業年限を超えている学生
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学科・コース・専攻(以下、「学科等」という)が別に定める要件に該当する学生

(個別指導)

第3条 学科等は、対象学生に対して、学期末または履修登録前の学期始めに面談を行う。

- 2 前項に規定する面談を対象学生と行うことができない場合は、保護者との面談又は当該対象学生若しくは保護者との電話、電子メールその他これに準ずる方法に代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象学生が留学、インターンシップ、教育課程編成上の理由等により、当該学科等がやむを得ないものと認める場合は面談を要しない。
- 4 学科等は、第1項の面談結果を個別指導等実施記録(別紙様式第1号)に記録するものとする。
- 5 学科等は、学生の修学状況を把握した上で、対象学生に対して個別に履修指導(履修計画の立案を含む)、学修相談及び補習等(以下「個別指導等」という。)の必要な措置を講じ、計画的な修学及び修学状況の改善に努める。
- 6 学科等は、第1項及び第5項に規定する対応を継続的に実施するため、その体制を整えるとともに、必要に応じて保健室、他学科等と連携協力を図る。

(報告)

第4条 学科等の長は、第3条に規定する個別指導等の結果を個別指導等実施報告書(別紙様式第2号)にとりまとめ、前期実施分は5月末日、後期実施分は11月末日までに教学部長に報告する。

- 2 教学部長は、学科等からの報告を運営会議に提示して情報共有を図るとともに、必要に応じて、教育及び学生支援体制等の整備充実を協議する。

(事務)

第5条 この要領の事務は、学生支援課が行う。

(改正)

第6条 この要領の改正は、教務委員会及び学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

地域共生学科国際コミュニケーションコースにおける

外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取り扱いに関する細則

(平成30年9月27日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎短期大学学則第27条の規定に基づき、他の短期大学等における授業科目の履修等のうち、外国語技能検定試験等（以下「検定試験等」という。）における成果に係る学修の単位認定の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の基準)

第2条 検定試験等における成果に係る学修は、別表に定める単位認定の基準により、授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(単位認定)

第3条 単位認定は、学生から提出された申請書（別紙）に基づく審査結果により、地域共生学科国際コミュニケーションコースのコース会議が行う。

(事務)

第4条 この細則の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第5条 この細則の改定は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成30年9月27日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

検定試験等における成果に係る学修の単位認定基準

	検定試験名	検定 I	検定 II	検定 III
英語	実用英語技能検定	2級	準1級	1級
	TOEFL (Computer Based)	177点以上	227点以上	263点以上
	TOEFL (Paper Based)	503点以上	567点以上	623点以上
	TOEIC (L&R)	600点以上	785点以上	945点以上
	GTEC	610点以上	850点以上	1000点以上
韓国語	韓国語能力検定 (TOPIK)	3級	4級	5級
	ハングル能力検定	3級	準2級	2級
中国語	中国語検定 (HSK)	3級	4級	5級
	中檢	4級	3級	2級
日本語	日本語能力試験 (JLPT)	N3	N2	N1
	日本留学試験 (EJU)	—	200点以上	250点以上

- 備考 1 検定試験の資格取得後2年以内のものに限り認定の対象とする。
2 同一の外国語について2種類以上の検定試験結果をもって同時に申請することはできない。
3 既に単位を修得している場合は、当該科目の単位認定申請はできない。

履修要綱

はじめに

短期大学の教育は学科の基礎教育科目および専門教育科目を学ぶその過程において様々な教養を培い、専門知識や技能を修得し、かつ、お互いの個性を尊重する能力を獲得することによって、社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

また、学科に配当されている科目を確実に履修し単位修得しなければ卒業できず、各種資格の取得もできません。そのための必要事項をここに記載しますので、よく確認して学修成果を十分にあげるよう努力してください。

1. 授業科目的単位認定

本学での学修は、すべて単位制になっています。すべての科目について一定の単位数が定められており、その科目の授業を受け、かつ、試験等に合格した場合単位が与えられる制度です。単位の合計が一定数（卒業に要する単位数）を満たした者に対して、卒業が認定されます。

単位とは、学修の量を数値で表したものであり、単位と時間数との関係は短期大学設置基準により

「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること」とされています。1単位の授業時間数は、授業の方法、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮していくつかの形態に分けられています。【学則第23条】

2. 本学以外の大学等で修得した単位等の認定【学則第26条、27条、28条、29条】

(1) 単位互換制度「NICE キャンパス長崎」による認定

単位互換制度「NICE キャンパス長崎」は、長崎県内のすべての大学（短期大学・高等専門学校含む）が参加し、2001年度からスタートした制度です。この名称は、Nagasaki Intercollegiate（大学間）Credit（単位）Exchange（互換）の頭文字をとつつけられました。

単位互換制度は、各大学が提供する授業科目の中から、希望する科目を履修し、科目開設大学で単位を修得すれば所属大学の単位として認定されます。また、認定された単位のうち、所定の要件を満たすものについては、卒業要件単位として認定することもできます。

各大学の提供科目は配布されるリーフレット・ホームページで確認してください。授業内容、開講曜日時間は「学生募集ガイド」で確認できます。受講したい科目がある場合は、出願票に所要事項を記入し事務局に提出して下さい。

(2) 既修得単位の認定

教育上有益と判断した場合、大学等における既修得単位を本学の開講科目の単位として認定する制度があります。なお、科目名称が同じでも、教育課程内容、科目の位置づけや重要性が異なる場合、単位が認定できない場合があります。

単位認定を希望する者は、入学後直ちに「既修得単位認定申請書」に次の書類を添えて事務局に提出して下さい。

- ①当該授業科目的成績証明書あるいはそれに代わる書類
- ②当該授業科目的時間数あるいは単位数を証明する書類
- ③当該授業科目的内容のわかるシラバス（授業概要）
- ④その他教務委員会が提出を求める書類

3. 卒業要件

本学を卒業するためには、2年間を在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。仮に、2年生の前期で所定の単位を修得しても、在学期間が2年未満のためその時点では卒業できません。【学則第31条】

卒業に必要な単位数は授業科目の区分（基礎教育科目、専門教育科目等）ごとに定められています。なお、授業科目のうち、少なくとも必修科目の単位をすべて修得しないと卒業できませんので十分注意して下さい。

4. 履修

履修登録とは学修しようとする授業科目をあらかじめ届け出ることです。履修登録をしていない科目は、例え授業に出席しても定期試験が受けられず、結果として単位の修得ができません。また、履修登録はその年度に限り効力を発揮しますので、何らかの事情で科目の履修を次の年度において繰り返す場合は改めて登録することが必要です。

すべての科目には、配当年次が定められています。例えば、配当年次が2年次の科目は、1年生は履修できません。また、次の場合も履修登録できません。

- ① 時間割が重なっている科目を重複して登録する場合
- ② 単位修得済みの科目を再度登録する場合
- ③ 上級年次に配当されている科目を登録する場合
- ④ 通年科目の前半または後半のみを登録する場合
- ⑤ 履修上限単位を超えて履修する場合

学科等名	上限単位
地域共生学科 食物栄養コース	50
地域共生学科 製菓コース	50
地域共生学科 介護福祉コース	50
地域共生学科 国際コミュニケーションコース	50
保育学科	50
専攻科 保育専攻	50

(1) 履修登録の注意点

- ①パソコンやスマートフォンからインターネット上で履修登録が行えます
- ②履修の登録・変更期限は、授業開始日から原則1週間以内です
- ③後期科目についても、後期授業開始日から原則1週間以内であれば変更可能です
- ④「再履修」する場合も履修登録が必要です
- ⑤あらかじめ登録されている必修科目等もあります
- ⑥履修科目の追加・変更・削除は、履修登録期間内であれば何度でも行えます

5. 授業時間

時限	時間(午前)	時限	時間(午後)
1時限	09:10～10:40	3時限	13:10～14:40
2時限	10:50～12:20	4時限	14:50～16:20
		5時限	16:30～18:00

*行事がある場合は短縮授業になる(80分)。

6. 試験

(1) 定期試験の受験資格

定期試験の受験資格は次の項目に該当している必要があります。

- ①当該科目的授業回数の3分の2以上出席していること（介護実習を除く）
- ②当該科目的履修登録をしていること
- ③学納金等の納付が完了していること

(2) レポート・作品の提出

期日までに提出することが前提となります。提出先（研究室、事務室、その他）と期日・時刻を確認し、時間厳守を心がけてください。

(3) 追試験

やむを得ない事情で定期試験を欠席した人に対し実施される試験で、受験を希望する場合は、追試験願に欠席理由を証明する書類を添付して申し込む必要があります。（受験料 500円／1科目）

＜主な欠席理由と必要な証明書＞

病気または負傷・・・・・・医師の診断書、処方せん、薬の説明書、レシートなど

公共交通機関の事故・遅延・・・関係機関の証明書

忌引・・・・・・・・会葬礼状など

※上記に該当しない場合は、事務室に相談してください。

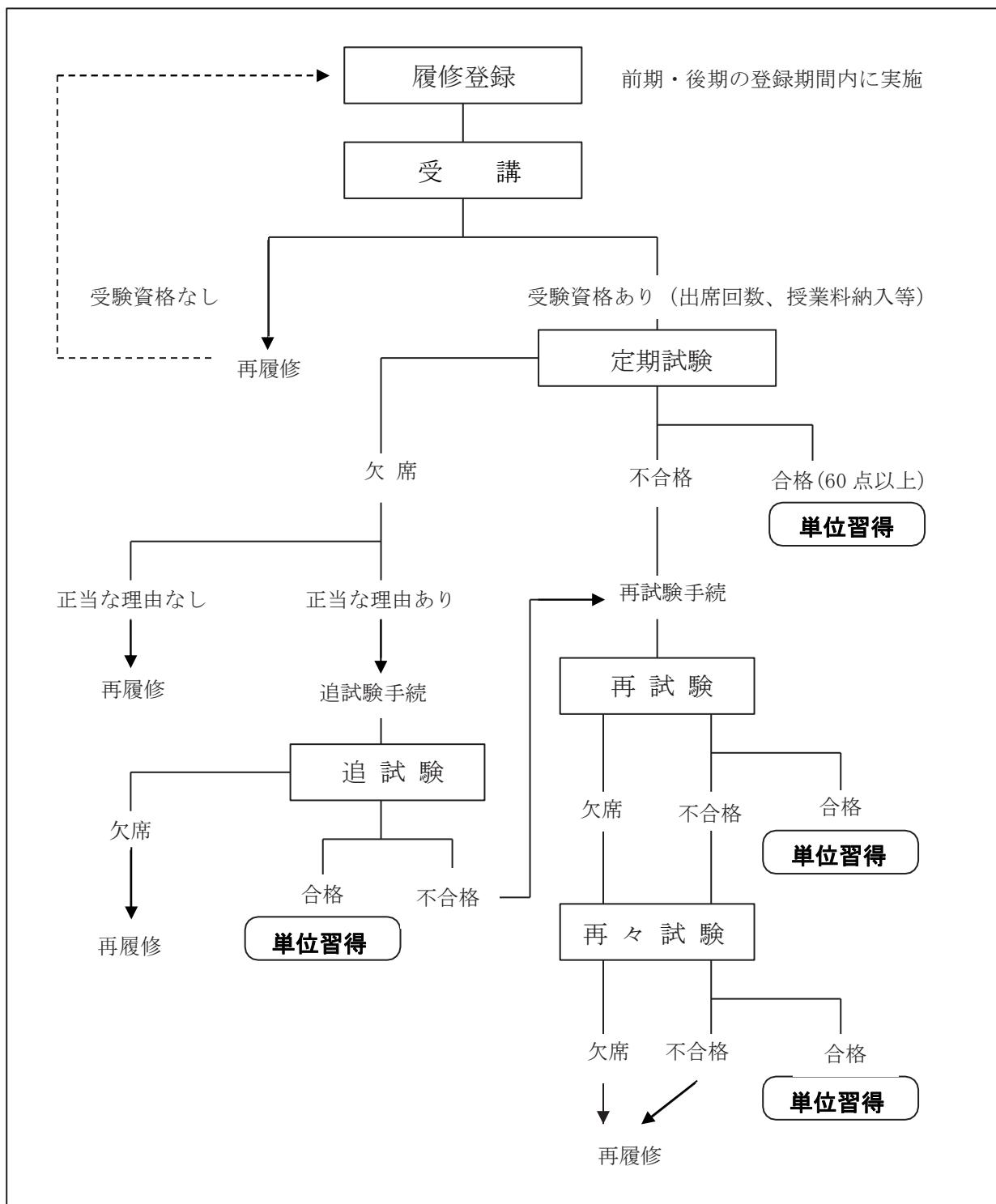
(4) 再試験

定期試験の結果が合格点に達しなかった人に対し実施される試験で、受験を希望する場合は、再試験願に所要事項を記入し申し込む必要があります。（受験料 1,000円／1科目）

(5) 再々試験

再試験の結果が合格点に達しなかった人に対し実施される試験で、受験を希望する場合は、再々試験願に所要事項を記入し申し込む必要があります。（受験料 1,500円／1科目）

＜参考資料＞履修登録から単位認定までの行程



地 域 共 生 学 科

(学 科 共 通)

<令和5・6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年		2年		備考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
(基礎学教育科目)	大学教育入門	講義	1		○				
	データサイエンス基礎	講義	1		○				※
	茶道文化 I	演習	1		○				
	茶道文化 II	演習	1			○			
	茶道文化 III	演習	1				○		
	茶道文化 IV	演習	1					○	
	小計 (6科目)		6	0					
(基礎教育科目(学科共通))	地域と人々	実習	1		○	○			
	地域と職業	講義	1			○			※
	基礎化学	講義		2	○				
	基礎化学実習	実習		1	○				
	心理学	講義		2	○		○	製薦	
	ビジネスマナー	演習		1	○				※
	福祉文化	演習		1				○	
	コンピュータ演習 I	演習		1	○				※
	コンピュータ演習 II	演習		1		○			※
	Office総合演習	演習		1				○	※
	英語コミュニケーション I	演習		1	○				
	英語コミュニケーション II	演習		1	○				
	フランス語 I	演習		1	○				
	フランス語 II	演習		1	○				
	日本語 I	演習		1	○				
	日本語 II	演習		1	○				
	実践文書作成	演習		1	○				
	スポーツ実習	実習		1		○			
	スポーツ科学	講義		2				○	
小計 (19科目)			2	20					
計 (25科目)			8	20					

※ : 実務経験者が担当

卒業要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在籍し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 1 基礎教育科目から10単位以上
- 2 所属するコースの専門教育科目から36単位以上
- 3 基礎教育科目と専門教育科目の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

地 域 共 生 学 科

(食物栄養コース)

<令和6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年		2年		備考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	栄養士論	講義		2	○				※
	公衆衛生学	講義		2				○	
	社会福祉概論	講義		2				○	※
	解剖生理学 I	講義		2	○				※
	解剖生理学 II	講義		2		○			※
	解剖生理学実習	実習		1		○			
	運動生理学	講義		2				○	
	生化学	講義		2	○				
	生化学実習	実習		1		○			
	食品学 I	講義		2	○				
	食品学 II	講義		2		○			
	食品学実習	実習		1				○	
	食品衛生学	講義		2			○		
	食品衛生学実習	実習		1				○	
	基礎栄養学	講義		2	○				
	応用栄養学	講義		2		○			
	応用栄養学実習	実習		1			○		
	臨床栄養学総論	講義		2		○			※
	臨床栄養学各論	講義		2			○		※
	臨床栄養学実習	実習		1			○		※
	公衆栄養学	講義		2				○	
	栄養指導論 I	講義		2	○				
	栄養指導論 II	講義		2			○		
	栄養指導論実習 I	実習		1		○			
	栄養指導論実習 II	実習		1			○		
	給食管理論	講義		2		○			※
	給食管理実習 I	実習		1			○		※
	給食管理実習 II	実習		1				○	※
	学外実習 I	実習		1			○	○	※
	学外実習 II	実習		1			○	○	※
	学外実習事前・事後指導	実習		1			○	○	
	調理学	講義		2	○				
	調理学実習 I A	実習		1	○				
	調理学実習 I B	実習		1	○				
	調理学実習 II A	実習		1		○			
	調理学実習 II B	実習		1		○			
	調理学実習 III	実習		1			○		
	調理学実習 IV	実習		1				○	
	スポーツ栄養学	講義		2		○			
	スポーツ栄養学実習	実習		1			○	○	
	総合演習 A	演習		1			○		※
	総合演習 B	演習		1				○	※
	栄養士専門演習	演習		1				○	
小計 (43科目)			0	63					

※ : 実務経験者が担当

地 域 共 生 学 科

(食物栄養コース)

<令和5年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年		2年		備考
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	栄養士論	講義		2	○				※
	公衆衛生学	講義		2				○	
	社会福祉概論	講義		2				○	
	解剖生理学 I	講義		2	○				※
	解剖生理学 II	講義		2		○			※
	解剖生理学実習	実習		1		○			
	運動生理学	講義		2				○	
	生化学	講義		2	○				
	生化学実習	実習		1		○			
	食品学 I	講義		2	○				
	食品学 II	講義		2		○			
	食品学実習	実習		1				○	
	食品衛生学	講義		2			○		
	食品衛生学実習	実習		1				○	
	基礎栄養学	講義		2	○				
	応用栄養学	講義		2		○			
	応用栄養学実習	実習		1			○		
	臨床栄養学総論	講義		2		○			※
	臨床栄養学各論	講義		2			○		※
	臨床栄養学実習	実習		1			○		※
	公衆栄養学	講義		2				○	
	栄養指導論 I	講義		2	○				
	栄養指導論 II	講義		2			○		
	栄養指導論実習 I	実習		1		○			
	栄養指導論実習 II	実習		1			○		
	給食管理論	講義		2		○			※
	給食管理実習 I	実習		1			○		※
	給食管理実習 II	実習		1				○	※
	学外実習 I	実習		1			○	○	※
	学外実習 II	実習		1			○	○	※
	学外実習事前・事後指導	実習		1			○	○	
	調理学	講義		2	○				
	調理学実習 I A	実習		1	○				
	調理学実習 I B	実習		1	○				
	調理学実習 II A	実習		1		○			
	調理学実習 II B	実習		1		○			
	調理学実習 III	実習		1			○		
	調理学実習 IV	実習		1				○	
	スポーツ栄養学	講義		2		○			
	スポーツ栄養学実習	実習		1			○	○	
	総合演習 A	演習		1			○		※
	総合演習 B	演習		1				○	※
	栄養士専門演習	演習		1				○	※
小計 (43科目)			0	63					

※ : 実務経験者が担当

長崎短期大学地域共生学科食物栄養コースに関する規程

(平成28年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎短期大学学則6条の2の規定に基づき、食物栄養コースに関し必要な事項を定める。

(課程の設置)

第2条 食物栄養コースを、栄養士養成課程（以下「養成課程」という。）とする。

(養成課程の目的)

第3条 養成課程は、栄養士法第1条に規定する栄養士の養成を目的とする。

(学級数及び定員)

第4条 養成課程の学級数は1学年1クラスとし、定員は各学年とも35人とする。

(履修)

第5条 養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受け、かつ、地域共生学科食物栄養コースに在籍する者に限る。

(授業)

第6条 養成課程の資格取得に係る専門教育科目の授業は、単独で行うものとする。

(資格取得)

第7条 栄養士資格を得るために養成課程に所属し、学則に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法施行規則別表第1に対応する専門教育科目をすべて修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第8条 実験、実習及び実技について、1単位に必要な授業時間数は、学則第23条の規定に関わらず、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間とする。

(事務)

第9条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第10条 この規程の改定は、教務委員会および運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第99号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

栄養士法施行規則別表第1に規定する教育内容の対照表

栄養士法施行規則			本学開講教育科目				
専門基礎分野	教育内容	単位数		科目名	単位数		
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門分野	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2		
				社会福祉概論	2		
	人体の構造と機能	8		解剖生理学Ⅰ	2	1	
				解剖生理学Ⅱ	2		
				解剖生理学実習			
				運動生理学	2	1	
	食品と衛生	6		生化学	2		
				生化学実習			
				食品学Ⅰ	2		
				食品学Ⅱ	2	1	
	栄養と健康	8		食品学実習			
				食品衛生学	2		
				食品衛生学実習		1	
				基礎栄養学	2		
				応用栄養学	2	1	
専門分野	栄養の指導	6	10	応用栄養学実習			
				臨床栄養学総論	2		
				臨床栄養学各論	2		
				臨床栄養学実習		1	
				公衆栄養学	2		
	給食の運営	4		栄養指導論Ⅰ	2		
				栄養指導論Ⅱ	2	1	
				栄養指導論実習Ⅰ		1	
				栄養指導論実習Ⅱ		1	
	給食の運営	4		給食管理論	2		
				給食管理実習Ⅰ		1	
				給食管理実習Ⅱ		1	
				学外実習Ⅰ		1	
				学外実習事前・事後指導	1		
				調理学	2		
				調理学実習ⅠA		1	
				調理学実習ⅠB		1	
				調理学実習ⅡA		1	
				調理学実習ⅡB		1	
小計		3 6	1 4	小計	3 7	1 5	
合計		5 0		合計	5 2		

備考

- 1 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ1単位以上行う。
- 2 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ1単位以上行う。

地 域 共 生 学 科

(製菓コース)

<令和5・6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		備考
			必修	選択	1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q	
専門教育科目	衛生法規	講義		2						○			
	公衆衛生学 I	講義		2			○						※
	公衆衛生学 II	講義		2						○			※
	食品学 I	講義		2		○							
	食品学 II	講義		2			○						
	栄養学 I	講義		2	○								※
	栄養学 II	講義		2		○							※
	食品衛生学 I	講義		2	○								
	食品衛生学 II	講義		2			○						
	食品衛生学 III	講義		2					○				
	食品衛生学 IV	講義		2							○		
	製菓理論 I	講義		2	○								※
	製菓理論 II	講義		2		○							※
	製菓理論 III	講義		2					○				※
	製菓実習 I	実習		4	○	○							※
	製菓実習 II	実習		2			○						※
	製菓実習 III	実習		2				○					※
	製菓実習 IV	実習		4					○	○			※
	製菓実習 V	実習		4						○	○		※
	製菓技術実習	実習		1			○						※
	製菓店経営概論	講義		2							○		
	インターンシップ	実習		3				○					※
	総合演習 I	演習		2		○	○	○					※
	総合演習 II	演習		2					○	○	○		※
	製菓実践演習	演習		2						○	○		
	調理実習 I	実習		1					○	○			
	調理実習 II	実習		1							○	○	
	ホスピタリティ論	講義		2							○		※
	カフェ学 I	演習		2			○						※
	カフェ学 II	演習		2					○	○			※
	トータルコーディネート	演習		2						○			※
小計 (31科目)			0	66									

※ : 実務経験者が担当

基礎教育科目のうち以下の科目は必修とする。

- ・コンピュータ演習 II
- ・語学（英語コミュニケーション、フランス語、日本語のいずれか）
- ・スポーツ実習

長崎短期大学地域共生学科製菓コースに関する規程

(平成15年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎短期大学学則第6条の2の規定に基づき、製菓コースに関し必要な事項を定める。

(課程の設置)

第2条 製菓コースを、製菓衛生師養成課程（以下「養成課程」という。）とする。

(養成課程の目的)

第3条 養成課程は、製菓衛生師法第2条に規定する製菓衛生師の養成を目的とする。

(学級数及び定員)

第4条 養成課程の学級数は1学年1クラスとし、定員は各学年とも20人とする。

(履修)

第5条 養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受け、かつ、地域共生学科製菓コースに在籍する者に限る。

(授業)

第6条 養成課程の資格取得に係る専門教育科目の授業は、単独で行うものとする。

(資格取得)

第7条 製菓衛生師の国家試験受験資格を得るために養成課程に所属し、学則に規定する卒業の要件を充足するとともに、製菓衛生師法施行規則第18条第1項イに対応する専門教育科目をすべて修得しなければならない。

(事務)

第8条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第9条 この規程の改定は、教務員会および運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第99号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

製菓衛生師施行規則第18条第1項イに規定する授業科目の対照表

製菓衛生師法施行規則			本学開講教育科目		
授業科目	時間数		開設授業科目名	時間数	
	講義	実習		講義	実習
衛生法規	3 0		衛生法規	3 0	
公衆衛生学	6 0		公衆衛生学Ⅰ	3 0	
			公衆衛生学Ⅱ	3 0	
食品学	6 0		食品学Ⅰ	3 0	
			食品学Ⅱ	3 0	
食品衛生学	9 6	2 4	食品衛生学Ⅰ	3 0	
			食品衛生学Ⅱ	3 0	
			食品衛生学Ⅲ	3 0	
			食品衛生学Ⅳ	6	2 4
栄養学	6 0		栄養学Ⅰ	3 0	
			栄養学Ⅱ	3 0	
社会	3 0		製菓店経営概論	3 0	
製菓理論	9 0		製菓理論Ⅰ	3 0	
			製菓理論Ⅱ	3 0	
			製菓理論Ⅲ	3 0	
製菓実習	4 8 0	4 8 0	製菓実習Ⅰ		1 2 0
			製菓実習Ⅱ		6 0
			製菓実習Ⅲ		6 0
			製菓実習Ⅳ		1 2 0
			製菓実習Ⅴ		1 2 0
			製菓技術実習		3 0
小計	4 2 6	5 0 4	小計	4 2 6	5 3 4
合計	9 3 0		合計	9 6 0	

地 域 共 生 学 科

(介護福祉コース)

<令和6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		備考
			必修	選択	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	5 Q	6 Q	7 Q	8 Q	
専門教育科目	人間の尊厳と自立	講義		2				○					
	人間関係とコミュニケーション I	講義		2			○	○					
	人間関係とコミュニケーション II	講義		2							○	○	
	社会の理解 I	講義		1		○							
	社会の理解 II	講義		2			○	○					
	社会の理解 III	講義		1							○		
	介護の基本A	講義		4	○	○	○	○					※
	介護の基本B	講義		4	○	○	○	○					※
	介護の基本C	講義		4					○	○	○	○	※
	コミュニケーション A	演習		1	○	○							※
	コミュニケーション B	演習		1			○	○					※
	生活支援技術A	演習		4	○	○	○	○					※
	生活支援技術B	演習		2	○	○							※
	生活支援技術C	演習		2					○	○	○	○	※
	生活支援技術D	演習		2					○	○	○	○	※
	介護過程 I	演習		1	○	○							※
	介護過程 II	演習		1			○						※
	介護過程 III	演習		2				○	○				※
	介護過程 IV	演習		1						○	○	○	※
	介護総合演習 I	演習		2	○	○	○	○					※
	介護総合演習 II	演習		2					○	○	○	○	※
	介護実習 I	実習		5	○	○	○	○					※
	介護実習 II	実習		5					○	○			※
	こころとからだA	講義		2	○	○							※
	こころとからだB	講義		2	○	○							※
	こころとからだC	講義		2			○						※
	こころとからだD	講義		2					○	○			※
	発達と老化の理解 I	講義		2	○	○							※
	発達と老化の理解 II	講義		2				○					※
	認知症の理解 A	講義		2	○								※
	認知症の理解 B	講義		2			○	○					※
	障害の理解 I	講義		2	○	○							※
	障害の理解 II	講義		2			○						※
	医療的ケア A	講義		2					○	○			※
	医療的ケア B	講義		2					○	○			※
	医療的ケア C	実習		2							○	○	※
小計 (36科目)				79									

※ : 実務経験者が担当

地 域 共 生 学 科

(介護福祉コース)

<令和5年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年前期		1年後期		2年前期		2年後期		備考
			必修	選択	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	5 Q	6 Q	7 Q	8 Q	
専門教育科目	人間の尊厳と自立	講義		2				○					
	人間関係とコミュニケーション I	講義		2			○	○					
	人間関係とコミュニケーション II	講義		2							○	○	
	社会の理解 I	講義		1		○							
	社会の理解 II	講義		2					○	○			
	社会の理解 III	講義		1							○		
	介護の基本A	講義		4	○	○	○	○					※
	介護の基本B	講義		4	○	○	○	○					※
	介護の基本C	講義		4					○	○	○	○	※
	コミュニケーション A	演習		1	○	○							※
	コミュニケーション B	演習		1			○	○					※
	生活支援技術A	演習		4	○	○	○	○					※
	生活支援技術B	演習		2	○	○							※
	生活支援技術C	演習		2					○	○	○	○	※
	生活支援技術D	演習		2					○	○	○	○	※
	介護過程 I	演習		1	○	○							※
	介護過程 II	演習		1			○						※
	介護過程 III	演習		2				○	○				※
	介護過程 IV	演習		1						○	○	○	※
	介護総合演習 I	演習		2	○	○	○	○					※
	介護総合演習 II	演習		2					○	○	○	○	※
	介護実習 I	実習		5	○	○	○	○					※
	介護実習 II	実習		5					○	○			※
	こころとからだA	講義		2	○	○							※
	こころとからだB	講義		2	○	○							※
	こころとからだC	講義		2			○						※
	こころとからだD	講義		2					○	○			※
	発達と老化の理解 I	講義		2	○	○							※
	発達と老化の理解 II	講義		2				○					※
	認知症の理解 A	講義		2	○								※
	認知症の理解 B	講義		2			○	○					※
	障害の理解 I	講義		2	○	○							※
	障害の理解 II	講義		2			○						※
	医療的ケア A	講義		2					○	○			※
	医療的ケア B	講義		2					○	○			※
	医療的ケア C	実習		2							○	○	※
小計 (36科目)				79									

※ : 実務経験者が担当

長崎短期大学地域共生学科介護福祉コースに関する規程

(令和4年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎短期大学学則第6条の2の規定に基づき、介護福祉コースに関する必要な事項を定める。

(課程の設置)

第2条 介護福祉コースを、介護福祉士養成課程（以下「養成課程」という。）とする。

(養成課程の目的)

第3条 養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の養成を目的とする。

(学級数及び定員)

第4条 養成課程の学級数は1学年1クラスとし、定員は各学年とも20人とする。

(履修)

第5条 養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受け、かつ、地域共生学科介護福祉コースに在籍する者に限る。

(授業)

第6条 養成課程の資格取得に係る専門教育科目の授業は、単独で行うものとする。

(資格取得)

第7条 介護福祉士の国家試験受験資格を得るために養成課程に所属し、学則に規定する卒業の要件を充足するとともに、介護福祉士学校指定規則別表第四に規定する教育科目をすべて修得しなければならない。

(受験資格)

第8条 履修科目の受験資格は試験規程第2条によるものとする。ただし、介護実習については、原則として欠席を認めないが、やむを得ない事情がある場合は5分の4以上の出席を条件とする。

(事務)

第9条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第10条 この規程の改定は、教務委員会および運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

介護福祉士学校指定規則別表第四に規定する教育内容の対照表

領域	介護福祉士学校指定規則	時間数	本学開講授業科目	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	人間の尊厳と自立	30
	人間関係とコミュニケーション	60	人間関係とコミュニケーションⅠ	30
			人間関係とコミュニケーションⅡ	30
	社会の理解	60	社会の理解Ⅰ	16
			社会の理解Ⅱ	30
			社会の理解Ⅲ	16
	人間と社会に関する選択科目	120	大学教育入門	15
			データサイエンス基礎	15
			茶道文化Ⅰ	30
			茶道文化Ⅱ	30
			茶道文化Ⅲ	30
			茶道文化Ⅳ	30
			地域と人々	30
			地域と職業	15
	小計	270	小計	347
介護	介護の基本	180	介護の基本A	60
			介護の基本B	60
			介護の基本C	60
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーションA	30
			コミュニケーションB	30
	生活支援技術	300	生活支援技術A	120
			生活支援技術B	60
			生活支援技術C	60
			生活支援技術D	60
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30
			介護過程Ⅱ	30
			介護過程Ⅲ	60
			介護過程Ⅳ	30
	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	60
			介護総合演習Ⅱ	60
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	介護実習Ⅰ	232
			介護実習Ⅱ	240
			小計	1,282
			こころとからだのしくみA	30
	発達と老化の理解	60	こころとからだのしくみB	30
			こころとからだのしくみC	30
	認知症の理解	60	こころとからだのしくみD	30
			発達と老化の理解Ⅰ	30
	障害の理解	60	発達と老化の理解Ⅱ	30
			認知症の理解A	30
			認知症の理解B	30
			障害の理解Ⅰ	30
			障害の理解Ⅱ	30
	小計	300	小計	300
医療的ケア	医療的ケア	50	医療的ケアA	36
			医療的ケアB	36
			医療的ケアC	60
	小計	50	小計	132
	合計	1,880	合計	2,061

介護実習

1. 介護実習の目的

介護の実体験を通して、学内で学んだ内容を総合的に捉え、介護とは何かを理解・再確認し、介護を実践する基礎的能力を修得する。

2. 介護実習の目標

- (1) 利用者の生活を観察し個別ケアを理解する。また、利用者や家族とコミュニケーションを図り、生活支援技術を確認し、多職種協働や関係機関との連携を通じて介護福祉士の役割を理解する。
- (2) 個別ケアを実施するために、利用者の課題を明確にした上で、個別援助計画の立案や実施後の評価という介護過程を展開する。さらに、こころとからだと、社会の領域で学修した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスを提供する実践力を修得する。

3. 実習指導の方法

- (1) 介護実習時期や期間、介護実習先の設定は実習目標が達成できるように実習施設との調整を図る。また、学内で学んだことを介護実習で実践できるように、実習目標を明確にした実習計画を立てる。
- (2) 実習指導者との連絡・報告・相談をすることで、より効果的な介護実習を展開する。
 - ① 介護実習Ⅰについては、実習の意義や目的、内容、実習指導者の役割などについて話し合い、共通の理解が得られるようとする。
 - ② 介護実習Ⅱについては、特に介護過程について実習指導者だけでなく職員ともケースカンファレンスを開催し、実習について共通の理解が得られるようとする。
- (3) 実習担当教員は実習期間中に実習施設を巡回し、個々の学生の実習課題を把握した上で、実習目標の達成状況を確認し、目標達成のための具体的な方法について指導を行う。
巡回教員は実習記録の添削を行い、学生が何を学び、感じとっているのかを把握する。また、実習の課題を学生自らが考え乗り越えられるように指導する。

4. 介護実習の段階と実習場所・目的・期間

【各実習の場所・目的・期間】

	実習の場所	実習目的	単位	時間数
介護実習I	介護老人福祉施設	①介護老人福祉施設の特徴や役割を知る。 ②高齢者・障害者を知る。	5 単位	3 日 (24 時間)
	グループホーム実習	認知症対応型共同生活介護の特徴や役割を知り、利用者の自立支援のための生活支援の方法を理解する。		5 日 (40 時間)
	訪問介護・通所介護実習	在宅介護等の特徴や役割を知り、利用者の生活環境の特性に応じた生活支援の方法を理解する。		4 日 (32 時間)
	障害者施設・介護老人福祉施設実習	障害者施設等の特徴や役割を知り、人権を尊重した個別性のある生活支援の方法を理解する。		5 日 (40 時間)
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設実習	①介護老人保健施設等の特徴や役割を知る。 ②利用者の心身状況に応じた専門職としての視点、およびチームの一員としての連携の方法を踏まえて、生活支援技術を的確に選択し実践できる。 ③ICFに基づいたアセスメントができる。		8 日 (64 時間)
	リハビリテーション病院・介護医療院実習	①リハビリテーション病院等の概要やチームの一員としての介護福祉士の役割を理解する。 ②利用者（患者）の特性（機能障害）に配慮したコミュニケーションの方法を理解する。 ③利用者（患者）とその家族とコミュニケーションを図り、身体的・心理的・社会的側面から総合的に理解する。 ④ICFに基づいた観察ができる。 ⑤利用者（患者）のADL、IADLや潜在能力を考えた生活支援の方法を理解する。		4 日 (32 時間)
介護実習II	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・障害者施設実習	①介護老人福祉施設等の特徴や役割を知る。 ②利用者の生活ニーズを捉え、生活支援のあり方を考え実践する。 ③ICFに基づいたアセスメントができる。	5 単位	7 日 (56 時間)
	長期実習	利用者を総合的に捉え、個別性を踏まえた介護過程を展開することができる。		23 日 (184 時間)

地 域 共 生 学 科
(国際コミュニケーションコース)

<令和6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年			2年			備考
			必修	選択	準備	導入	実践	検証	定着	応用	
専門教育科目 コミュニケーション（言語・多文化理解）	英会話 I	演習	2	○	○						☆
	英会話 II	演習	1			○					☆
	英会話 III	演習	1					○			☆
	英会話 IV	演習	1						○		☆
	英会話 V	演習	1							○	☆
	英会話 VI	演習	1							○	☆
	英語検定 I	講義	2		○						☆
	英語検定 II	講義	2			○					☆
	英語検定 III	講義	2					○			☆
	英語ライティング & グーラマー I	講義	2	○							
	英語ライティング & グーラマー II	講義	2						○	○	
	英語演習 I	演習	2					○	○		
	英語演習 II	演習	2							○	○
	英語特別演習 I	演習	1				○				
	英語特別演習 II	演習	1				○				
	中国語基礎 I	講義	2	○	○						
	中国語基礎 II	講義	2	○	○						
	中国語基礎 III	講義	2	○	○						
	中国語会話 I	演習	1			○					☆
	中国語会話 II	演習	1						○	○	☆
	中国語検定 I	講義	2					○	○		☆
	中国語検定 II	講義	2					○	○		☆
	中国語検定 III	講義	2					○	○		☆
	中国語ライティング & グーラマー I	講義	2			○					
	中国語ライティング & グーラマー II	講義	2							○	○
	中国語特別演習 I	演習	1								
	中国語特別演習 II	演習	1								
	韓国語基礎 I	講義	2	○	○						
	韓国語基礎 II	講義	2	○	○						
	韓国語基礎 III	講義	2	○	○						
	韓国語会話 I	演習	1			○					☆
	韓国語会話 II	演習	1						○	○	☆
	韓国語検定 I	講義	2					○	○		☆
	韓国語検定 II	講義	2					○	○		☆
	韓国語検定 III	講義	2					○	○		☆
	韓国語ライティング & グーラマー I	講義	2			○					
	韓国語ライティング & グーラマー II	講義	2							○	○
	韓国語特別演習 I	演習	1								
	韓国語特別演習 II	演習	1								
	基礎日本語 I	講義	2	○	○						
	基礎日本語 II	講義	2			○	○				
	日本語会話 I	演習	2	○							☆
	日本語会話 II	演習	2		○						☆
	日本語会話 III	演習	2			○					☆
	日本語会話 IV	演習	2				○				☆
	日本語会話 V	演習	2					○			☆
	日本語会話 VI	演習	2						○		☆

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年			2年			備考
			必修	選択	準備	導入	実践	検証	定着	応用	
コミュニケーション	日本語検定Ⅰ	講義		2	○						☆
	日本語検定Ⅱ	講義		2			○				☆
	日本語検定Ⅲ	講義		2					○		☆
	日本語ライティング＆グラマーⅠ	講義		2				○			
	日本語ライティング＆グラマーⅡ	講義		2					○		
	日本語演習Ⅰ	演習		2					○	○	
	日本語演習Ⅱ	演習		2						○	
	応用日本語	講義		2					○		
	総合日本語	講義		2						○	
	比較文化研究	講義		2						○	
専門教育科目	異文化理解演習	演習		2	○	○					★
	国際・時事研究	講義		2					○	○	
	キャリアガイダンス	講義		2	○	○			○		※
	ビジネス文書	講義		2	○	○	○	○			※
	実践ビジネスマナー	演習		1	○	○				○	※
	ホテル業論	講義		2		○					※
	ホスピタリティビジネス	講義		2						○	○
	実践グローバル・リーダーシップⅠ	実習		2				○			
	実践グローバル・リーダーシップⅡ	実習		2				○			
	実践グローバル・リーダーシップⅢ	実習		2				○			
課題解決	Awesome Sasebo ! I	演習		1					○		★
	Awesome Sasebo ! II	演習		1						○	★
	Awesome Sasebo ! III	演習		1						○	★
	学外学修事前指導	講義		2	○	○	○				★
	海外文化事情（留学）Ⅰ	実習		2				○			
	海外文化事情（留学）Ⅱ	実習		2				○			
	海外文化事情（留学）Ⅲ	実習		6				○			
	インターンシップⅠ	実習		2				○			※
	インターンシップⅡ	実習		2				○			※
	インターンシップⅢ	実習		2				○			※
ギャップタイム	インターンシップⅣ	実習		2				○			※
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅰ	実習		2			○	○			
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅱ	実習		2			○	○			
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅲ	実習		2				○			
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅳ	実習		2				○			
	学外学修事後指導	講義		2					○	○	★
	卒業研究	講義		2						○	○
	小計（84科目）		0	153							

※：実務経験者が担当

☆：コース選択必修

★：コース必修

卒業要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在籍し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 1 基础教育科目から必修8単位を含む10単位以上
- 2 国際コミュニケーションコースの専門教育科目からコース必修20単位を含む36単位以上
- 3 国際コミュニケーションコース専門教育科目に関して、以下の科目はコース必修とする
 - (1) 「コミュニケーション」については、会話科目4単位以上、検定科目4単位以上
「異文化理解演習」2単位
 - (2) 「課題解決」については、「Awesome Sasebo ! I～III」3単位
 - (3) 「ギャップタイム」については、「学外学修事前指導」「学外学修事後指導」各2単位
 - (4) 「卒業研究」2単位
- 4 基础教育科目と専門教育科目の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

地 域 共 生 学 科
(国際コミュニケーションコース)

<令和5年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年			2年			備考
			必修	選択	準備	導入	実践	検証	定着	応用	
専門教育科目 コミュニケーション（言語・多文化理解）	英会話 I	演習	2	○	○						☆
	英会話 II	演習	1			○					☆
	英会話 III	演習	1					○			☆
	英会話 IV	演習	1						○		☆
	英会話 V	演習	1							○	☆
	英会話 VI	演習	1							○	☆
	英語検定 I	講義	2		○						☆
	英語検定 II	講義	2			○					☆
	英語検定 III	講義	2					○			☆
	英語ライティング & グーラマー I	講義	2	○							
	英語ライティング & グーラマー II	講義	2						○	○	
	英語演習 I	演習	2					○	○		
	英語演習 II	演習	2							○	○
	英語特別演習 I	演習	1				○				
	英語特別演習 II	演習	1				○				
	中国語基礎 I	講義	2	○	○						
	中国語基礎 II	講義	2	○	○						
	中国語基礎 III	講義	2	○	○						
	中国語会話 I	演習	1			○					☆
	中国語会話 II	演習	1						○	○	☆
	中国語検定 I	講義	2					○	○		☆
	中国語検定 II	講義	2					○	○		☆
	中国語検定 III	講義	2					○	○		☆
	中国語ライティング & グーラマー I	講義	2			○					
	中国語ライティング & グーラマー II	講義	2							○	○
	中国語特別演習 I	演習	1								
	中国語特別演習 II	演習	1								
	韓国語基礎 I	講義	2	○	○						
	韓国語基礎 II	講義	2	○	○						
	韓国語基礎 III	講義	2	○	○						
	韓国語会話 I	演習	1			○					☆
	韓国語会話 II	演習	1						○	○	☆
	韓国語検定 I	講義	2					○	○		☆
	韓国語検定 II	講義	2					○	○		☆
	韓国語検定 III	講義	2					○	○		☆
	韓国語ライティング & グーラマー I	講義	2			○					
	韓国語ライティング & グーラマー II	講義	2							○	○
	韓国語特別演習 I	演習	1								
	韓国語特別演習 II	演習	1								
	基礎日本語 I	講義	2	○	○						
	基礎日本語 II	講義	2			○	○				
	日本語会話 I	演習	2	○							☆
	日本語会話 II	演習	2		○						☆
	日本語会話 III	演習	2			○					☆
	日本語会話 IV	演習	2				○				☆
	日本語会話 V	演習	2					○			☆
	日本語会話 VI	演習	2						○		☆

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年			2年			備考
			必修	選択	準備	導入	実践	検証	定着	応用	
コミュニケーション	日本語検定Ⅰ	講義		2	○						☆
	日本語検定Ⅱ	講義		2			○				☆
	日本語検定Ⅲ	講義		2					○		☆
	日本語ライティング＆グラマーⅠ	講義		2				○			
	日本語ライティング＆グラマーⅡ	講義		2					○		
	日本語演習Ⅰ	演習		2					○	○	
	日本語演習Ⅱ	演習		2						○	
	応用日本語	講義		2					○		
	総合日本語	講義		2						○	
	比較文化研究	講義		2						○	
専門教育科目	異文化理解演習	演習		2	○	○					★
	国際・時事研究	講義		2					○	○	
	キャリアガイダンス	講義		2	○	○			○		※
	ビジネス文書	講義		2	○	○	○	○			※
	実践ビジネスマナー	演習		1	○	○				○	※
	ホテル業論	講義		2		○					※
	ホスピタリティビジネス	講義		2						○	○
	実践グローバル・リーダーシップⅠ	実習		2				○			
	実践グローバル・リーダーシップⅡ	実習		2				○			
	実践グローバル・リーダーシップⅢ	実習		2				○			
課題解決	児童英語教授法	講義		2					○	○	
	日本語教授法	講義		2						○	
	Awesome Sasebo ! I	演習		1					○		★
	Awesome Sasebo ! II	演習		1					○		★
ギャップタイム	Awesome Sasebo ! III	演習		1						○	★
	Awesome Sasebo ! IV	演習		1						○	★
	学外学修事前指導	講義		2	○	○	○				★
	海外文化事情（留学）Ⅰ	実習		2				○			
	海外文化事情（留学）Ⅱ	実習		2				○			
	海外文化事情（留学）Ⅲ	実習		6				○			
	インターンシップⅠ	実習		2				○			※
	インターンシップⅡ	実習		2				○			※
	インターンシップⅢ	実習		2				○			※
	インターンシップⅣ	実習		2				○			※
卒業研究	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅰ	実習		2			○	○			
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅱ	実習		2			○	○			
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅲ	実習		2			○				
	実践Awesome Sasebo ! (サービスラーニング)Ⅳ	実習		2			○				
	学外学修事後指導	講義		2				○	○		★
小計（87科目）			0	158							

※：実務経験者が担当

☆：コース選択必修

★：コース必修

卒業要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在籍し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 1 基礎教育科目から必修8単位を含む10単位以上
- 2 國際コミュニケーションコースの専門教育科目からコース必修20単位を含む36単位以上
- 3 國際コミュニケーションコース専門教育科目に関して、以下の科目はコース必修とする
 - (1) 「コミュニケーション」については、会話科目4単位以上、検定科目4単位以上
「異文化理解演習」2単位
 - (2) 「課題解決」については、「Awesome Sasebo ! I～IV」4単位
 - (3) 「ギャップタイム」については、「学外学修事前指導」「学外学修事後指導」各2単位
 - (4) 「卒業研究」2単位
- 4 基础教育科目と専門教育科目の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

保育学科

<令和6年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年				2年				保育士	幼稚園教諭	備考			
			必修	選択	前期		後期		前期		後期							
					1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q						
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		○													
	データサイエンス基礎	講義	1			○										※		
	茶道文化Ⅰ	演習	1			○												
	茶道文化Ⅱ	演習	1					○										
	茶道文化Ⅲ	演習	1						○	○								
	茶道文化Ⅳ	演習	1								○	○						
	日本国憲法	講義	2		○	○									必			
	ジェンダー論	講義		2			○	○										
	実践国語演習	演習		2			○	○										
	英語Ⅰ	演習	2		○	○									必			
	国際コミュニケーション演習	演習		2			○	○							選			
	保育学特別演習	演習		2			○	○										
	スポーツ科学	講義	1							○					必	必		
	スポーツ実習	実技	1								○	○			必	必		
	コンピュータ演習	演習		2	○	○									必	※		
	保育のICT	演習		2			○	○							選	※		
小計(16科目)			12	12														
保育に関する専門科目	保育原理	講義	2		○										必	必	※	
	教育原理	講義	2						○	○					必	必		
	子ども家庭福祉	講義	2		○	○									必		※	
	社会福祉	講義	2		○	○									必			
	社会的養護Ⅰ	講義	2					○							必			
	保育者論	講義		2						○					必	必		
	教育方法論	講義		2							○	○			選	必		
	教育経営論	講義		2					○	○					選	必		
	保育の心理学	講義	2				○								必	必	※	
	子ども家庭支援の心理学	講義		2							○	○			必		※	
	子どもの理解と援助	演習	1							○					必	必	※	
	臨床心理学	演習		2											選	選	※	
	子どもの保健	講義	2		○										必		※	
	子どもの健康と安全	演習	1						○	○					必		※	
	子どもの食と栄養	演習	2				○	○							必			
	子ども家庭支援論	講義		2							○	○			必		※	
	カリキュラム論	講義	2			○									必	必	※	
	保育内容総論	演習	2		○	○									必	必	※	
	保育内容演習Ⅰ(健康)	演習		1			○	○							選必	必		
	保育内容演習Ⅰ(表現音楽活動)	演習		1					○	○					選必	必		
	保育内容演習Ⅰ(表現造形活動)	演習		1					○	○					選必	必		
	保育内容演習Ⅰ(人間関係)	演習		1							○	○			選必	必		
	保育内容演習Ⅰ(環境)	演習		1					○	○					選必	必		
	保育内容演習Ⅰ(言葉)	演習		1				○	○						選必	必		

科目区分	授業科目	授業方法	単位数	1年				2年				保育士	幼稚園教諭	備考			
				前期		後期		前期		後期							
				1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q						
保育に関する専門科目	乳児保育Ⅰ	講義	2			○						必		※			
	乳児保育Ⅱ	演習		1				○				必		※			
	特別支援教育概論	演習	2					○				必	必				
	社会的養護Ⅱ	演習	1					○				必		※			
	子育て支援	演習	1						○			必		※			
	保育相談	講義		2				○	○			選	必	※			
	総合保育技術Ⅰ	演習		1	○	○						選	選				
	総合保育技術Ⅱ	演習		1			○	○				選	選				
	総合保育技術Ⅲ a	演習	1					○	○			選	選	※			
	総合保育技術Ⅳ a	演習	1						○	○		選	選	※			
	総合保育技術Ⅲ b	演習	1					○	○			選	選				
	総合保育技術Ⅳ b	演習	1						○	○		選	選				
	総合保育技術Ⅲ c	演習	1					○	○			選	選				
	総合保育技術Ⅳ c	演習	1						○	○		選	選				
	保育内容演習Ⅱ（保育教材研究 a）	演習	1			○	○					選	選	※			
	保育内容演習Ⅱ（保育教材研究 b）	演習	1									選	選	※			
	保育内容演習Ⅱ（マーチング a）	演習	1			○	○					選	選				
	保育内容演習Ⅱ（マーチング b）	演習	1					○	○			選	選				
	子どもと表現（ピアノ・楽典 I a）	演習	1	○	○							選必	選A				
	子どもと表現（ピアノ・楽典 I b）	演習	1			○	○					選必	選A				
	子どもと表現（ピアノ・楽典 II a）	演習	1					○	○			選A					
	子どもと表現（ピアノ・楽典 II b）	演習	1						○	○		選A					
	子どもと表現（歌唱）	演習	1	○	○							選必		※			
	子どもと表現（造形 a）	演習	1			○	○					選必	選A				
	子どもと表現（造形 b）	演習	1						○	○		選必	選A				
	子どもと表現（リズム）	演習	1	○	○							選必	選A				
	子どもと健康	演習	1	○								選必	選A				
	子どもと言語	演習	1	○	○							選必	選A				
	子どもの心	演習	1		○							選必	選A				
	保育実習Ⅰ	実習	4			○	○	○	○			必		※			
	保育実習Ⅱ	実習	2					○	○			選必		※			
	保育実習Ⅲ	実習	2					○	○			選必		※			
	教育実習	実習	4					○	○			必		※			
	実習指導（保育実習指導 I・教育実習指導）	演習	2			○	○	○	○			必	必	※			
	保育実習指導Ⅱ	演習	1					○	○			選必		※			
	保育実習指導Ⅲ	演習	1					○	○			選必		※			
	保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）	演習	2							○	○	必	必	※			
	卒業研究Ⅰ	演習	1					○	○			選					
	卒業研究Ⅱ	演習	1						○	○		選					
小計（64科目）			24	68													
合計（79科目）			36	80													

※：実務経験者が担当

保育士資格取得の要件

基礎教育科目は卒業必修科目を含め12単位以上必要、保育に関する必修科目はすべて必要、保育内容演習Ⅰ（選必）は5単位以上必要、保育内容の理解と方法（選必）は4単位以上必要、保育に関する選択科目（選）は5単位以上必要、保育実習に関する選択科目（選必）は保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱか保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲのいずれか3単位以上必要。

幼稚園教諭二種免許状取得の要件

卒業必修科目を含め必修科目はすべて必要、選Aより4単位以上必要。

卒業要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在籍し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 1 基礎教育科目については、外国語科目（2単位以上）、保健体育科目（講義及び実技2単位以上）を含めた12単位以上必要。
- 2 保育に関する専門科目については、必修科目（24単位）を含め50単位以上必要。
- 3 基礎教育科目（12単位以上）と保育に関する専門科目（50単位以上）の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

保育学科

<令和5年度入学生>

科目区分	授業科目	授業方法	単位数		1年				2年				保育士	幼稚園教諭	備考			
			必修	選択	前期		後期		前期		後期							
					1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q						
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		○													
	データサイエンス基礎	講義	1			○										※		
	茶道文化Ⅰ	演習	1			○												
	茶道文化Ⅱ	演習	1				○	○										
	茶道文化Ⅲ	演習	1							○	○							
	茶道文化Ⅳ	演習	1									○	○					
	日本国憲法	講義	2		○	○									必			
	ジェンダー論	講義		2			○	○										
	実践国語演習	演習		2			○	○										
	英語Ⅰ	演習	2		○	○									必			
	国際コミュニケーション演習	演習		2			○	○							選			
	スポーツ科学	講義	1							○					必	必		
	スポーツ実習	実技	1								○	○			必	必		
	コンピュータ演習	演習		2	○	○									必	※		
	保育のICT	演習		2			○	○							選	※		
小計(15科目)			12	10														
保育に関する専門科目	保育原理	講義	2		○	○									必	必	※	
	教育原理	講義	2						○	○					必	必		
	子ども家庭福祉	講義	2		○	○									必		※	
	社会福祉	講義	2		○	○									必			
	社会的養護Ⅰ	講義	2				○	○							必			
	保育者論	講義		2						○					必	必		
	教育方法論	講義		2							○	○			選	必		
	教育経営論	講義		2					○	○					選	必		
	保育の心理学	講義	2				○	○							必	必	※	
	子ども家庭支援の心理学	講義		2							○	○			必		※	
	子どもの理解と援助	演習	1								○				必	必	※	
	臨床心理学	演習		2											選	選	※	
	子どもの保健	講義	2		○	○									必		※	
	子どもの健康と安全	演習	1						○	○					必		※	
	子どもの食と栄養	演習	2					○	○						必			
	子ども家庭支援論	講義		2								○	○		必		※	
	カリキュラム論	講義	2				○	○							必	必	※	
	保育内容総論	演習	2		○	○									必	必	※	
	保育内容演習Ⅰ(健康)	演習		1			○	○							選	必		
	保育内容演習Ⅰ(表現音楽活動)	演習		1					○	○					選	必		
	保育内容演習Ⅰ(表現造形活動)	演習		1					○	○					選	必		
	保育内容演習Ⅰ(人間関係)	演習		1							○	○			選	必		
	保育内容演習Ⅰ(環境)	演習		1					○	○					選	必		
	保育内容演習Ⅰ(言葉)	演習		1			○	○							選	必		

科目区分	授業科目	授業方法	単位数	1年				2年				保育士	幼稚園教諭	備考			
				前期		後期		前期		後期							
				1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q						
保育に関する専門科目	乳児保育 I	講義	2			○	○					必		※			
	乳児保育 II	演習		1				○				必		※			
	特別支援教育概論	演習		2				○				必	必				
	社会的養護 II	演習		1				○				必		※			
	子育て支援	演習		1					○			必		※			
	保育相談	講義		2				○	○			選	必	※			
	総合保育技術 I	演習		1	○	○						選	選				
	総合保育技術 II	演習		1			○	○				選	選				
	総合保育技術 III a	演習		1				○	○			選	選	※			
	総合保育技術 IV a	演習		1					○	○		選	選	※			
	総合保育技術 III b	演習		1				○	○			選	選				
	総合保育技術 IV b	演習		1					○	○		選	選				
	総合保育技術 III c	演習		1				○	○			選	選				
	総合保育技術 IV c	演習		1					○	○		選	選				
	保育内容演習 II (保育教材研究 a)	演習		1			○	○				選	選	※			
	保育内容演習 II (保育教材研究 b)	演習		1								選	選	※			
	保育内容演習 II (マーチング a)	演習		1			○	○				選	選				
	保育内容演習 II (マーチング b)	演習		1					○	○		選	選				
	保育学特別演習	演習		1													
	子どもと表現 (ピアノ・楽典 I a)	演習		1	○	○						選必	選 A				
	子どもと表現 (ピアノ・楽典 I b)	演習		1			○	○				選必	選 A				
	子どもと表現 (ピアノ・楽典 II a)	演習		1					○	○		選 A					
	子どもと表現 (ピアノ・楽典 II b)	演習		1						○	○	選 A					
	子どもと表現 (歌唱)	演習		1	○	○						選必		※			
	子どもと表現 (造形 a)	演習		1			○	○				選必	選 A				
	子どもと表現 (造形 b)	演習		1						○	○	選必	選 A				
	子どもと表現 (リズム)	演習		1	○	○						選必	選 A				
	子どもと健康	演習		1	○	○						選必	選 A				
	子どもと言語	演習		1	○	○						選必	選 A				
	子どもの心	演習		1	○	○						選必	選 A				
	保育実習 I	実習	4			○	○	○	○			必		※			
	保育実習 II	実習	2					○	○			選必		※			
	保育実習 III	実習	2					○	○			選必		※			
	教育実習	実習	4					○	○			必		※			
	実習指導 (保育実習指導 I ・ 教育実習指導)	演習	2			○	○	○	○			必	必	※			
	保育実習指導 II	演習	1					○	○			選必		※			
	保育実習指導 III	演習	1					○	○			選必		※			
	保育実践演習 (教職実践演習 幼稚園)	演習	2							○	○	必	必	※			
	卒業研究 I	演習	1					○	○			選					
	卒業研究 II	演習	1							○	○	選					
小計 (64科目)			24	69													
合計 (79科目)			36	79													

※：実務経験者が担当

保育士資格取得の要件

基礎教育科目は卒業必修科目を含め12単位以上必要、保育に関する必修科目はすべて必要、保育内容演習 I (選必) は5単位以上必要、保育内容の理解と方法 (選必) は4単位以上必要、保育に関する選択科目 (選) は5単位以上必要、保育実習に関する選択科目 (選必) は保育実習 II と保育実習指導 II か保育実習 III と保育実習指導 III のいずれか3単位以上必要。

幼稚園教諭二種免許状取得の要件

卒業必修科目を含め必修科目はすべて必要、選Aより4単位以上必要。

卒業要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在籍し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 1 基礎教育科目については、外国語科目（2単位以上）、保健体育科目（講義及び実技2単位以上）を含めた12単位以上必要。
- 2 保育に関する専門科目については、必修科目（24単位）を含め50単位以上必要。
- 3 基礎教育科目（12単位以上）と保育に関する専門科目（50単位以上）の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

指定保育士養成施設の修業科目等対照表

<令和6・5年度入学生>

系列	告示による教科目		本学開講科目	
	教科目	単位数	科目名	単位数
教養科目	外国語（演習）	2以上	英語Ⅰ	2
			国際コミュニケーション演習	2
	体育（講義）	1	スポーツ科学	1
	体育（実技）	1	スポーツ実習	1
	その他	6以上	大学教育入門	1
			データサイエンス基礎	1
			茶道文化Ⅰ	1
			茶道文化Ⅱ	1
			茶道文化Ⅲ	1
			茶道文化Ⅳ	1
			日本国憲法	2
			ジェンダー論	2
			実践国語演習	2
			コンピュータ演習	2
			保育のＩＣＴ	2
小計		10以上	小計	22
保育に関する質的目標に	保育原理（講義）	2	保育原理	2
	教育原理（講義）	2	教育原理	2
	子ども家庭福祉（講義）	2	子ども家庭福祉	2
	社会福祉（講義）	2	社会福祉	2
	子ども家庭支援論（講義）	2	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2	社会的養護Ⅰ	2
	保育者論（講義）	2	保育者論	2
解保育に関する象科の目理	保育の心理学（講義）	2	保育の心理学	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助（演習）	1	子どもの理解と援助	1
	子どもの保健（講義）	2	子どもの保健	2
	子どもの食と栄養（演習）	2	子どもの食と栄養	2
保育のする内容科・方法に	保育の計画と評価（講義）	2	カリキュラム論	2
	保育内容総論（演習）	1	保育内容総論	2
	保育内容演習（演習）	5	保育内容演習Ⅰ（健康）	1
			保育内容演習Ⅰ（表現音楽活動）	1
			保育内容演習Ⅰ（表現造形活動）	1
			保育内容演習Ⅰ（人間関係）	1
			保育内容演習Ⅰ（環境）	1
			保育内容演習Ⅰ（言葉）	1

系列	告示による教科目		本学開講科目		
	教科目	単位数	科目名	単位数	
保育の内容・方法に関する科目	保育内容の理解と方法（演習）	4	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰa）	1	
			子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰb）	1	
			子どもと表現（歌唱）	1	
			子どもと表現（造形a）	1	
			子どもと表現（造形b）	1	
			子どもと表現（リズム）	1	
			子どもと健康	1	
			子どもと言語	1	
			子どもの心	1	
			乳児保育Ⅰ（講義）	2	
実践育習	乳児保育Ⅱ（演習）	1	乳児保育Ⅱ	1	
	子どもの健康と安全（演習）	1	子どもの健康と安全	1	
	障害児保育（演習）	2	特別支援教育概論	2	
	社会的養護Ⅱ（演習）	1	社会的養護Ⅱ	1	
	子育て支援（演習）	1	子育て支援	1	
	保育実習Ⅰ（演習）	4	保育実習Ⅰ	4	
演総習合	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	実習指導（保育実習指導Ⅰ・教育実習指導）	2	
	保育実践演習（演習）	2	保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）	2	
小計		51	小計	58	
保育の本質・目的に関する科目		6以上	教育方法論	2	
保育の対象の理解に関する科目			教育経営論	2	
保育の内容・方法に関する科目			臨床心理学	2	
			保育相談	2	
			保育内容演習Ⅱ（保育教材研究a）	1	
			保育内容演習Ⅱ（保育教材研究b）	1	
			保育内容演習Ⅱ（マーチングa）	1	
			保育内容演習Ⅱ（マーチングb）	1	
			総合保育技術Ⅰ	1	
			総合保育技術Ⅱ	1	
			総合保育技術Ⅲa	1	
			総合保育技術Ⅳa	1	
			総合保育技術Ⅲb	1	
			総合保育技術Ⅳb	1	
			総合保育技術Ⅲc	1	
			総合保育技術Ⅳc	1	
保育実習	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱa）	2	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱb）	1	
	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅱ	2	
	保育実習Ⅲ	2	保育実習Ⅲ	2	
	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1	保育実習指導Ⅱ	1	
小計		9以上	小計	28	
合計		70以上	合計	108	

教職課程（幼稚園教諭二種免許状）

<令和6・5年度入学生>

免許法施行規則に定める科目区分	最低単位数	本学開講科目	単位数		備考
			必修	選択	
第教育六員の許6法に施行定行め規る則科目	日本国憲法 体育	2	日本国憲法	2	
		2	スポーツ科学 スポーツ実習	1 1	
	外国語コミュニケーション 情報機器の操作	2	英語 I 国際コミュニケーション演習	2 2	
		2	コンピュータ演習 保育の I C T	2 2	
	計	8	計	8	4
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康 人間関係 環境 言葉 表現	12	子どもと健康 子どもの心 子どもと言語 子どもと表現（ピアノ・楽典 I a） 子どもと表現（ピアノ・楽典 I b） 子どもと表現（ピアノ・楽典 II a） 子どもと表現（ピアノ・楽典 II b） 子どもと表現（造形 a） 子どもと表現（造形 b） 子どもと表現（リズム）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4単位以上選択必修
			保育内容総論 保育内容演習 I (健康) 保育内容演習 I (表現音楽活動) 保育内容演習 I (表現造形活動) 保育内容演習 I (人間関係) 保育内容演習 I (環境) 保育内容演習 I (言葉) 総合保育技術 I 総合保育技術 II 総合保育技術 III a 総合保育技術 III b 総合保育技術 III c 総合保育技術 IV a 総合保育技術 IV b 総合保育技術 IV c 保育内容演習 II (保育教材研究a) 保育内容演習 II (保育教材研究b) 保育内容演習 II (マーチングa) 保育内容演習 II (マーチングb)	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			計	12	計

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本学開講科目	単位数		備考	
必修	選択			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2			
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容		保育原理	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		保育者論	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育経営論	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		保育の心理学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法		特別支援教育概論	2			
る教法道 科育及の徳 目相び時、 談生間總 等徒等合 に指の的 関導指な す、導学	教育の方法及び技術	4	カリキュラム論	2			
	幼児理解の理論及び方法		教育方法論	2			
	教育相談の理論及び方法		子どもの理解と援助	1			
			臨床心理学		2		
教育実践	教育実習	5	保育相談	2			
	教職実践演習		教育実習	4			
		2	実習指導（保育実習指導Ⅰ、教育実習指導）	2			
計		17	計	27	2		
大学が独自に設定する科目				最低修得単位数を超えて履修した 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	0		
計							

実習（保育所・施設・幼稚園）の方針

I 保育実習（保育所・施設）

1. 保育実習の目的

保育実習は、本学保育学科（保育士養成課程）で習得した教科全体の知識や技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、子ども・児童に対する理解を通じて保育の理論と実践との関係について習熟させることを目的とする。

2. 保育実習履修の方法

保育実習は、次に掲げる履修方法で実施することとする。

実習種別	選択／必修	単位数	実習日数
保育実習 I	必修科目	4 単位	20日間
保育実習 II	選択必修科目	2 単位	10日間
保育実習 III	選択必修科目	2 単位	10日間

(※実習時間は1日8時間以上×日数とする)

(1) 各実習における実習施設の役割

保育実習 I

- ① 保育所
- ② 保育所以外の児童福祉施設等

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、
児童自立支援施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所

保育実習 II 保育所

保育実習 III 実習 I の施設に加え、児童厚生施設等

(2) 保育実習I（必修科目）は、1年後期と2年通年で開講する。実習に関する事前事後の指導1単位（教育実習を含め2単位）のほか、保育所における実習2単位（10日間）および、保育所以外の施設における実習2単位（10日間）の計5単位とする。

(3) 保育実習を行う(1)に該当する保育所以外の施設への学生の配当は、実習施設の規模、指導担当者の状況などを考慮して本学で定める。

(4) 保育学科教員は、実習期間中に実習施設を訪問して学生を指導することを原則とし、これにより難い場合は、主として実習指導を担当する教員が、手紙・電話・電子メールなどの通信方法を使って学生の指導を行う。

3. 保育実習計画

(令和5年度入学生)

実習種別・実習先		学年	実習期間
保育実習 I	保育所 施 設	2年次	令和6年8月20日（火）～8月30日（金）の内の10日間
		1年次	令和6年2月14日（水）～3月末日の内の10日間
保育実習 II	保育所	2年次	令和6年9月4日（水）～9月14日（土）の内の10日間
保育実習 III	施 設	2年次	令和6年9月4日（水）～9月21日（土）の内の10日間

令和6年9月2日（月）は帰校日

(令和6年度入学生)

実習種別・実習先		学年	実習期間
保育実習 I	保育所 施設	2年次	令和7年6月2日（月）～6月13日（金）の内の10日間
		1年次	令和7年2月17日（月）～3月末日の内の10日間
保育実習 II	保育所	2年次	令和7年8月18日（月）～8月28日（木）の内の10日間
保育実習 III	施設	2年次	令和7年8月18日（月）～8月28日（木）の内の10日間

【保育実習資料】

1. 保育実習の日数

科目 (実習種別)	単位	必要 日数	実習期間	該当施設	備考
保育実習 I (必修)	4	10日	1年生の 2月～3月	児童福祉施設等 乳児院、母子生活支援施 設、児童養護施設、障害児 入所施設、児童心理治療 施設、児童自立支援施設、 児童発達支援センター、障 害者支援施設、指定障害福 祉サービス事業所	基本的には 学校で実習 先配当を行 う
		10日	2年生の8月 (R5入学生) 2年生の6月 (R6入学生)	保育所	学生自身が 依頼する
保育実習 II (選択必修)	2	10日	2年生の9月 (R5入学生) 2年生の8月 (R6入学生)	保育所	学生自身が 依頼する
保育実習 III (選択必修)	2	10日			基本的には 学校で実習 先配当を行 う

2. 実習の形態

<パターン1>

「保育実習 I (必修)」 (施設10日+保育所10日)

「保育実習 II (選択必修)」 (保育所10日間)

<パターン2>

「保育実習 I (必修)」 (施設10日+保育所10日)

「保育実習 III (選択必修)」 (施設10日間)

II 教育実習（幼稚園）

1. 幼稚園教育実習の目的

幼稚園教育実習は、本学保育学科で習得した教科全体の知識や技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、幼児に対する理解を通じて幼稚園保育の理論と実践との関係について習熟させることを目的とする。

2. 幼稚園教育実習履修の方法

幼稚園教育実習は、次に掲げる履修方法で実施することとする。

実習種別	実習機関	選択／必修	単位数	実習日数
教育実習	幼稚園	必修科目	4 単位	20日間

- (1) 幼稚園教育実習（必修科目）5単位は、事前事後の指導1単位（保育実習を含め2単位）のほか、幼稚園における実習4単位(4週間)とする。
- (2) 幼稚園教育実習4週間の実習期間は、教育効果を考慮して、2期(2週間×2回)に分けて実施する。
- (3) 保育学科教員は、実習期間中に実習幼稚園を訪問して学生を指導することを原則とし、これにより難い場合は、手紙・電話・電子メールなどの通信方法を使って学生の指導を行なう。

3. 幼稚園教育実習計画

(令和5年度入学生)

実習種別・実習先	学年	実習期間
教育実習	幼稚園（1期）	2年次 令和6年6月3日（月）～6月14日（金）の内の10日間
	幼稚園（2期）	2年次 令和6年9月25日（水）～10月8日（火）の内の10日間

(令和6年度入学生)

実習種別・実習先	学年	実習期間
教育実習	幼稚園（1期）	1年次 令和6年11月18日（月）～11月29日（金）の内の10日間
	幼稚園（2期）	2年次 令和7年9月1日（月）～9月13日（土）の内の10日間

※実習には、幼稚園の行事実習（運動会、遊戯会等）を含む場合がある。

授業科目	授業方法	単位数		1年				2年				幼稚園一種免	備考		
		必修	選択	前期		後期		前期		後期					
				1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q				
その他の科目	子どもと道徳	講義		2											
	ホスピタリティ論	講義	2								○				
	障害福祉論	講義	2							○	○		※		
	子ども家庭援助技術特論	講義		2				○							
	子ども家庭福祉特論	講義	2		○	○							※		
	世代間交流論	講義		2					○						
	保育者看護論	講義		2					○				※		
	児童文化研究	講義		2				○							
	保育実践特別研究Ⅰ	演習		2	○	○							※		
	保育実践特別研究Ⅱ	演習		2			○	○					※		
	保育実践特別研究Ⅲ	演習		2					○	○			※		
	保育実践特別研究Ⅳ	演習		2						○	○		※		
	修了研究Ⅰ	演習	2		○	○									
	修了研究Ⅱ	演習	2				○	○							
	修了研究Ⅲ	演習	4						○	○	○	○			
合計				35	48										

※：実務経験者が担当

修了の要件

必修科目35単位は必ず履修し、62単位以上の修得を修了の要件とする。

専 攻 科 (保育専攻)

<令和5年度入学生>

授業科目	授業方法	単位数		1年				2年				幼稚園一種免 備考	
		必修	選択	前期		後期		前期		後期			
				1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	幼児英語指導法	講義		2					○	○			
	実践コンピュータ	演習	2				○	○					※
領域及び保育内容の指導法に関する専門的事項	子どもと健康特論Ⅰ	演習	1								○		
	子どもと健康特論Ⅱ	演習		1									
	子どもと人間関係特論	講義		2			○	○					
	子どもと環境特論	講義		2			○	○					※
	子どもと言葉特論	講義		2									
	子どもと表現特論（音楽Ⅰ）	演習	1		○	○							
	子どもと表現特論（音楽Ⅱ）	演習		1			○	○					
	子どもと表現特論（造形Ⅰ）	演習	1		○	○							
	子どもと表現特論（造形Ⅱ）	演習		1	○	○							
保育内容の指導法	保育内容（表現音楽）研究Ⅰ	演習	2						○				
	保育内容（表現音楽）研究Ⅱ	演習		2							○		
	保育内容（表現造形）研究Ⅰ	演習	2							○			
	保育内容（表現造形）研究Ⅱ	演習		2									
	保育内容（人間関係）研究	演習	2							○			
	保育内容（環境）研究	演習		2	○	○							
	保育内容（言葉）研究	演習		2	○	○							
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	保育原理特論	講義	2		○	○						
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容	保育職特論	講義	2							○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	保育経営論	講義	2				○	○				※
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	心身の発達と学習過程	講義	2				○	○				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育特論	講義		2								
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	カリキュラム特論	講義		2					○	○			※
	幼児理解の理論及び方法	臨床心理学特論	講義		2								
	教育相談の理論及び方法	保育児童（子育て）相談	講義	2					○	○			

授業科目	授業方法	単位数		1年				2年				幼稚園一種免	備考		
		必修	選択	前期		後期		前期		後期					
				1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q	7Q	8Q				
その他の科目	子どもと道徳	講義		2											
	ホスピタリティ論	講義	2								○				
	障害福祉論	講義	2							○	○		※		
	子ども家庭援助技術特論	講義		2				○							
	子ども家庭福祉特論	講義	2		○	○							※		
	世代間交流論	講義		2					○						
	保育者看護論	講義		2					○				※		
	児童文化研究	講義		2			○	○							
	保育実践特別研究Ⅰ	演習		2	○	○							※		
	保育実践特別研究Ⅱ	演習		2			○	○					※		
	保育実践特別研究Ⅲ	演習		2					○	○			※		
	保育実践特別研究Ⅳ	演習		2						○	○		※		
	修了研究Ⅰ	演習	2		○	○									
	修了研究Ⅱ	演習	2				○	○							
	修了研究Ⅲ	演習	4						○	○	○	○			
合計				35	48										

※：実務経験者が担当

修了の要件

必修科目35単位は必ず履修し、62単位以上の修得を修了の要件とする。

教職課程（幼稚園教諭一種免許状）

<令和6・5年度入学生>

免許法施行規則に定める科目区分		最低単位数	本学開講科目	単位数		備考	
必修	選択			必修	選択		
第六十六条の6	日本国憲法	0(2)					
	体育	0(2)					
	外国語コミュニケーション	0(2)	幼児英語指導法		2		
	情報機器の操作	0(2)	実践コンピュータ	2			
	計	0(8)	計	2	2		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康 人間関係 環境 言葉 表現 複数の事項を合わせた科目	4(16)	子どもと健康特論Ⅰ	1			
			子どもと健康特論Ⅱ		1		
			子どもと人間関係特論		2		
			子どもと環境特論		2		
			子どもと言葉特論		2		
			子どもと表現特論（音楽Ⅰ）	1			
			子どもと表現特論（音楽Ⅱ）		1		
			子どもと表現特論（造形Ⅰ）	1			
			子どもと表現特論（造形Ⅱ）		1		
	保育内容の指導法		保育内容（表現音楽）研究Ⅰ	2			
			保育内容（表現音楽）研究Ⅱ		2		
			保育内容（表現造形）研究Ⅰ	2			
			保育内容（表現造形）研究Ⅱ		2		
			保育内容（人間関係）研究	2			
			保育内容（環境）研究		2		
			保育内容（言葉）研究		2		
			計	9	17		
解教育に育関のす基る礎科的目理	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法	4(10)	保育原理特論	2			
			保育職特論	2			
			保育経営論	2			
			心身の発達と学習過程	2			
			特別支援教育特論		2		
			カリキュラム特論		2		
			計	9	17		
等指道に導導習徳、法の、す教及時総する育び間合科相生等的目談徒のな	教育の方法及び技術 幼児理解の理論及び方法 教育相談の理論及び方法	0(4)					
			臨床心理学特論		2		
			保育児童（子育て）相談	2			
実践教育	教育実習	0(5)					
	教職実践演習	0(2)					
計		4(17)	計	10	6		

最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

注) 括弧内の数値は幼稚園教諭二種免許状取得に係る単位数を含んだ単位数を示す。

学 生 生 活 要 約

1. はじめに

短期大学において、学生は定められた期間で専門の学問をしっかりと身につけ、同時に自分の行動に責任を持てる自主的な者であることが求められます。そのために本学においては、充実した学生生活が行われるよう様々な支援体制を整えています。大学生活が有意義なものとなるよう工夫し設けられたものですので、十分理解し役立ててください。

2. 授業について

(1) 欠席、遅刻、早退

授業開始後、15分経過した場合は原則として欠席となります。各科目の授業期間の3分の2以上の出席がなければ、その科目については単位取得資格を失うので注意してください（これは3分の1までは授業を欠席できるということを意味するものではないので誤解しないようにしてください）。

また、授業中やむを得ない理由で教室から退出を希望する場合はその旨を担当教員に申し出て許可を得てから退出してください。

(2) 休講

授業担当教員がやむを得ない理由で授業を休講する場合があります。その際には、事前に休講についてアクティブポータル・Google Classroom等で連絡します。

(3) 補講

授業概要で予定していた授業計画が達成されない場合や、休講により授業回数が少ない場合などに、臨時に授業を行うことがあります。その際は通常の時間割外（5コマ目、土曜日、補講期間など）で行われます。

(4) 天候不良による休講について

積雪、暴風雨等の天候不良によって通学に著しく危険あるいは困難を伴う状況にある場合は、学長の判断により休講の措置をとります。警報・雪雨量・交通状況等とその回復予想を総合して判断しますので、各種情報に注意し短期大学からの連絡に留意してください。ただし特定の地域の状況が把握できない場合もありますので、各自の安全確保を最優先とし授業出欠の判断を行ってください。休講の通知は、アクティブポータルやクラスアドバイザーによるメール等の連絡網によって行います。そのため、連絡先の変更があった場合は、その都度報告を行うよう心掛けてください。

3. 修学上の配慮について

本学では、すべての学生が有意義な学生生活を送れるよう、質の高い教育を受ける機会を保証しています。その実現を目指し、個々の学生の教育的ニーズに応じた様々な支援を提供するため、組織的かつ総合的な学習支援の体制づくりに取り組んでいます。

障がい等の理由から修学上の配慮を必要とする学生は、申請をすることによって合理的配慮を受けることができます（内容によっては対応できない場合もあります）。まずは保健室へ相談してください。

なお、相談の際は自身の参考となる資料（診断書、カウンセラーなど専門家の所見、高校までに受けた配慮・支援等を説明する文書など）を持参してください。また、配慮については、たとえば教室の座席の変更（見えやすい、聞こえやすい、安心できるなど）や提出物等の期限延長、提出方法の変更などが挙げられます。

4. 服装について

(1) 制服の着用

学内で行われる式典（入学式、創立記念式典、卒業式など）においては必ず制服を着用してください。また、クラスアドバイザーおよび授業担当者より指示があった場合についても着用するようにしてください。

(2) 土足禁止箇所について

次の教室（各学科実習室、不文軒、洗心庵、O P・OA室、ピアノレッスン室内の個室、音楽室、リズム室、保健室、体育館、その他CAより指示がある箇所）は土足禁止です。指定のシューズに履き替えるか、下足を脱いで使用してください。

(3) 校章

制服を着用する場合は、校章として所定のバッジをつけてください。

5. 学生証について

(1) 学生は常に学生証を携帯してください。学生証は、本学の学生としての身分を証明するものであり大切なものです。本学の教職員の要求があったときは、ただちに提示できるように常に携帯してください。

(2) 学生証を紛失した場合、または破損・汚損した場合は、所定の手続きを経て再交付を受けてください。特に紛失した場合は、悪用されることもあるので十分注意してください。

(3) 定期試験等は、学生証がなければ受験できません。

6. 学内の喫煙について

学内は喫煙所を除き、全面的に禁煙となっています。喫煙所以外の場所での喫煙は火災発生の原因となりますので固く禁じます。また、未成年者の喫煙やタバコの持ち込みが発覚した場合、訓告・謹慎（停学）、場合によっては退学等の処分の対象となります。

7. ハラスメントの防止等に関する指針

本学ではハラスメントを防止し、学生や教職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで就学・就労する権利を保障するために相談窓口を設けています。

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントの総称をいいます。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者を不快にさせる性的な言動、ならびに関係者が学生や教職員を不快にさせる性的な言動をいいます。

「アカデミック・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員に対して、教育上または研究上の権力を利用して、教育指導や研究活動を妨害もしくは嫌がらせを行うことをいいます。

「その他のハラスメント」とは、上記以外の言動で、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者に対して、教育上、研究上または就労上での権力を利用して、嫌がらせを行うこと、もしくは不利益（適切な説明と本人の了解を得ている場合を除く）を与える行為をいいます。

ハラスメントにあたら、保健室、学生相談室に相談するか専用メールで相談してください(heart-support@njc.ac.jp)。相談者のプライバシーは保護され、相談者の意向をできるかぎり尊重して事態の解決に努力しますのでぜひ相談してください。

～STOP ハラスメント～ もしかしたらそれはハラスメントかも…



1. ハラスメントとは…

相手の人権を脅かす発言や行動です。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や電子メールで行う場合も該当します。

2. ハラスメントを受けたと感じたら

- ✓一人で悩まないで、周囲の人に相談しましょう。
- ✓勇気を持って「嫌だ」という意思を言葉や態度で伝えましょう。
- ✓本学のハラスメント相談員に相談しましょう。

3. ハラスメントを受けている友人がいたら

- ✓友人の相談に乗りましょう。
- ✓本学のハラスメント相談員に相談に行くことを勧めましょう。
- ✓必要なら一緒に行ってあげましょう。
- ✓実際に目撃した場合は、証人になります。

詳しくは、本学ホームページの
ハラスメント対策ガイドラインをご覧ください。



【ハラスメント対応の流れ】

申出者

※申出者は、学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則により保護されます。

(関係者は相互連携を図ります)

相談

申出の内容に応じて助言をしながら、解決策を探ります。
(相談に関する秘密は漏れ出ないように努めます。)

ハラスメント相談員

CA

事務局（学生支援課など）

【ハラスメント相談申出書】

ハラスメント対策委員会

長崎短期大学ハラスメント防止及び対応に関する規程により、相談員及び関係者は、プライバシーを保護され、職務上知りえた秘密を他に漏洩することはありません。

関係機関へ相談し対応

事実関係を調査した上で、外部専門家と相談し、解決に向けて対応します。
(緊急を要する場合は、この限りではありません)

状態の改善・解決（申出者への確認）

8. オフィスアワーについて

学生が授業内容に関する質問をしたい場合や相談がある場合に研究室を訪ねても、教員が研究室を不在にしていることがあります。そこで、教員が確実に研究室にいる時間帯を示し、学生との行き違いを少なくするための制度をオフィスアワーと呼んでいます。

本学では、各教員のオフィスアワーをシラバスに掲載しているので、研究室を訪問する際は参考にしてください。また、事前に予約をしておくと確実に面会することができますし、内容を予め伝えることで教員もそのための準備ができ、スムーズに相談が進行するでしょう。

なお、非常勤講師は特定の研究室を持っていないので、授業開始の前後で質問等に対応しています。講師控え室への訪問は可能ですが、必ず事前に了解を得るようにしてください。

学生支援について

1. 学生相談室について

本学では充実した学生生活を送れるように学生相談室を設け、担当の教職員が一緒になって考え、相談に対応しています。2年間の学生生活においては、勉学に関することや対人関係、性格上の悩み、進路に関することなど様々な悩みに出会います。このような悩みは自分自身で解決することが成長の第一歩にもなるのですが、第三者に相談した方がより良い解決策を見いだせる場合もあります。その解決のお手伝いをするのが学生相談室の役目です。気軽に相談できるように配慮されており、秘密も固く守られています。一人で悩まないで気軽に相談してください。カウンセラーは原則月・水曜日の 8:30~16:30 の時間帯で来校します。

<申し込み方法>

- 直接、保健室に来室するか保健室専用メール (hoken@njc.ac.jp) で申し込む。
- クラスアドバイザーを通じて申し込む。
- 相談室専用メール (soudansitu@njc.ac.jp) で申し込む。

2. その他各種相談について

(1) 保健室

心身の健康上の問題、修学上の配慮についての相談を受けています。

(2) 学生支援課

学生生活一般や証明書、奨学金、履修及び成績等について相談を受けています。

3. 保健室について

一般的な健康診断のほか、定期健康診断による病気の早期発見、治療に努めるとともに、ケガなどの応急手当も行っています。

また、大学の教育研究活動中（正課中・学校行事中・課外活動中など）に発生した不慮の災害事故によって学生が傷害を受けた場合の救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」の制度があります。本学では、この保険に全員加入していますので、事故に遭い傷害を被った場合など、速やかに保健室に相談し指示を受けてください。

4. 防犯について

学内のみならず学外においても常に防犯の意識をもって行動してください。特に貴重品（携帯電話等）や金銭の管理は各自が責任を持って行い、ロッカー等の施錠、所持品への記名等十分な防犯を心がけてください。特に女性を狙った犯罪も増えています。自己防衛の意識を高めることが必要です。万一被害に遭った場合は一人で抱え込まず相談してください。最近は詐欺的犯罪に巻き込まれるケースが年々増えています。自分を守るのは自分自身であることを忘れず行動してください。

連絡先として長崎短期大学(0956-47-5566)、相浦警察署(0956-47-5110)を登録し、犯罪や事故の場合には連絡をしてください。

5. クラスアドバイザー（CA）制度

- (1) 本学においては、皆さんのが学生生活を意義深くそして充実して過ごせるように、クラスアドバイザー制度を設けており、各クラスにアドバイザーがいます。
- (2) クラスアドバイザーは、進路（就職・編入・留学・専攻科進学）や学修の仕方、アルバイト、学資、友人関係、健康、一人暮らしによる悩みや不安、寮生活における悩みや不安など、公私にわたり、皆さんの相談相手として指導・助言を行っています。学生相談室と同様必要な場合は気軽に相談してください。
- (3) クラスアドバイザーは各クラスに原則として1人配置しています（副アドバイザーを置く場合もあります）。このクラスは受講時や学内行事に参加する単位になります。クラス内で学生相互の親睦を深めながら、充実した学生生活を送ることができるようクラスアドバイザーに積極的に相談してください。
- (4) 具体的には、時間割のなかに毎週時間を設け、全体的・個人的な指導・助言を行うほか、現代の学生が理解すべきテーマを取り上げ、専門の講師を招くこともあります。あくまでも基本にあるのは、クラスアドバイザーと学生のコミュニケーションであり、一方的なものであっては意味がなく、学生からの積極的な働きかけが必要となります。

学生がこの制度の意義をよく理解して、クラスアドバイザーとの接触の機会を多く持つことを期待します。

6. その他

(1) 研究論文の翻訳支援

国際的な査読付き学術雑誌等へ投稿する予定の研究論文を翻訳する場合、経費の一部を支援します（上限10万円）。

(2) 育児支援

本学は、社会人学生に対する育児支援として、認定こども園九州文化学園幼稚園に優先的に幼児を受け入れる協定を結んでいます。詳細は、学生支援課までお問い合わせください。

(3) 学修における生成系AIの利用について

近年、ChatGPTをはじめとする生成系AIの開発及び進歩は目覚ましいものがあり、教育や学修のあり方を一変させる可能性が指摘されています。これらの技術は我々の生活を豊かにする側面を有している一方で、それを十分に理解しないまま利用することは危険を伴います。

生成系AIの活用には学修上のさまざまなメリットも認められることから、本学としては利用を一律に禁止するものではありませんが、無自覚な利用は主体的に考える能力の育成を阻害する恐れがあります。

これらのことと踏まえ、本学としては学生の皆さん生成系 AI (ChatGPT 等) を利用する上での留意点を以下のとおり挙げ、注意を喚起します。

- ①生成系 AI (ChatGPT 等) によって作成された内容には誤りが含まれていることも多く、その信憑性はまだ十分ではありません。学修等において利用する場合は、常に内容の信憑性をしっかりと確認することを心がけて下さい。また、授業等で利用する場合は必ず科目担当教員の指示に従って下さい。
- ②生成系 AI (ChatGPT 等) によって作成された内容をレポート・課題・論文作成等にそのまま利用し提出した場合は、不正行為とみなし成績評価を行いません。また利用の内容や方法が悪質なものについては、懲戒の対象となることもありますので、十分に注意して下さい。
- ③個人情報等の秘密にすべき情報など公開してはならない情報は、生成系 AI (ChatGPT 等) に絶対に入力しないで下さい。これらの情報を入力した場合、意図しない形で流出したり、流用されたりする可能性があります。プライバシーやサイバーセキュリティの観点からも注意が必要です。
- ④生成系 AI (ChatGPT 等) によって作成された文章には他者の著作物が含まれている可能性があり、内容をそのまま使用することにより、知らないうちに著作権を侵害してしまうことがありますので十分に注意して下さい。生成系 AI が作成した文章を利用する場合には、利用者が入力した質問やキーワード及び生成系 AI の回答を記録し、参考資料として明示できるようにしてください。

今後も国内外の高等教育機関からの情報収集や学内での協議等を継続的に行い、教育への活用を含め適宜見直しや検討を続けていきます。修正などがあった場合は、アクティブポータル等で通知します。

キャリア支援について

長崎短期大学では、学生一人ひとりが所期の目標に見合った進学や就職などの進路を探すことができるようなキャリア支援をクラスアドバイザーと学生支援課の協働により実施しています。

進学、就職などに関する相談があれば学年を問わず、学生支援課に気軽に相談してください。

1. 利用について

進路に関する相談・質問は学生支援課で受け付けています。予約の必要はありませんので、積極的に活用してください（留学生についても、キャリア支援を行っています）。

2. 求人票について

長崎短期大学のホームページからも求人情報を検索できます。事務局にも専用のパソコンを設置しておりますので、活用してください。

3. メール配信について

学生支援課では、様々な情報をアクティブポータルの掲示板、Google Classroom または学生の携帯メールに配信していますので、受信可能なメールアドレスの登録をお願いします。また、進路支援専用のメールアドレス (career@njc.ac.jp) も学生の皆さんに携帯に登録をお願いします。

※記載された個人情報や内容の管理には万全を期し、学内での進路に関する目的以外での使用は一切いたしません。

通学について

1. 車両通学について

車両通学の申し込み者の住所（通学距離）や交通事情を鑑みて許可証を発行しています。

- (1) 必ず事務局に申請し、許可を得て通学をしてください。許可証は必ずダッシュボードなどの外から見えやすい場所に置き、指定されたスペース以外には絶対に駐車しないでください。
- (2) 学校周辺は通勤する車や、登下校の生徒・学生の往来があります。また、一時停止が必要な道路では、必ず一時停止をして左右を確認するなど細心の注意を払い一つ運転するよう心掛けてください。なお、交通マナーの違反が続く場合は学内への乗り入れを禁止します。

2. 徒歩・自転車での通学について

- (1) 徒歩通学の場合、必ず白線の内側を歩行して通学してください。数人で横に広がってしまうと線外にはみ出てしまい、大変危険です。歩行者専用の部分を歩行するように心がけてください。
- (2) 自転車通学の場合は、一列になって登下校してください。また、必ず自転車にはライトを取り付け、夜間運転する時にはライトを点け、反射板などを身に付けて運転するようにしてください。さらに防犯のために施錠と防犯登録を行いましょう。
- (3) 短大近くのカーブや坂道は見通しが悪いため事故が起こりやすい環境にあります。各人が注意をして通学するように心掛けましょう。

アルバイトについて

本学には様々な企業などからアルバイト募集の申込みがありますが、適切なアルバイト内容かを検討のうえ紹介するようにしています。

しかしながら、次に掲げる職種は学生として不適当な職種であるため紹介していません。アルバイト先を選ぶ際には十分注意してください。

危険を伴うもの	(例) バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作 建築現場での作業、交通量が多い路上での作業
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例) 営利あっせん業者への仲介
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係、お酒を提供する接客業、 マルチ・ねずみ講商法、深夜の作業

アルバイト求人票は、アクティブポータルなどで紹介しており、求人票は事務室で閲覧できます。希望者は各自申込をしてください。

なお、アルバイトは原則午後 10 時までとします。また、学生として不適切なアルバイトに従事していた場合は、学則第 45 条に基づき懲戒されます。

長崎短期大学学友会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、長崎短期大学学友会と称し、事務所を本学内におく。

(目的)

第2条 本会は、全学生の総意に基づく学生の主体的活動により、学内の芸術文化、体育の発展向上ならびに会員相互の親睦を図り、学生の福祉を推進する。

(会員)

第3条 本会の会員は、長崎短期大学の在学生とする。

(会費)

第4条 本会会員は、所定の会費を納入しなければならない。

2 会費については年度始めから徴収する。会費については別途定める。

第2章 組 織

(組織)

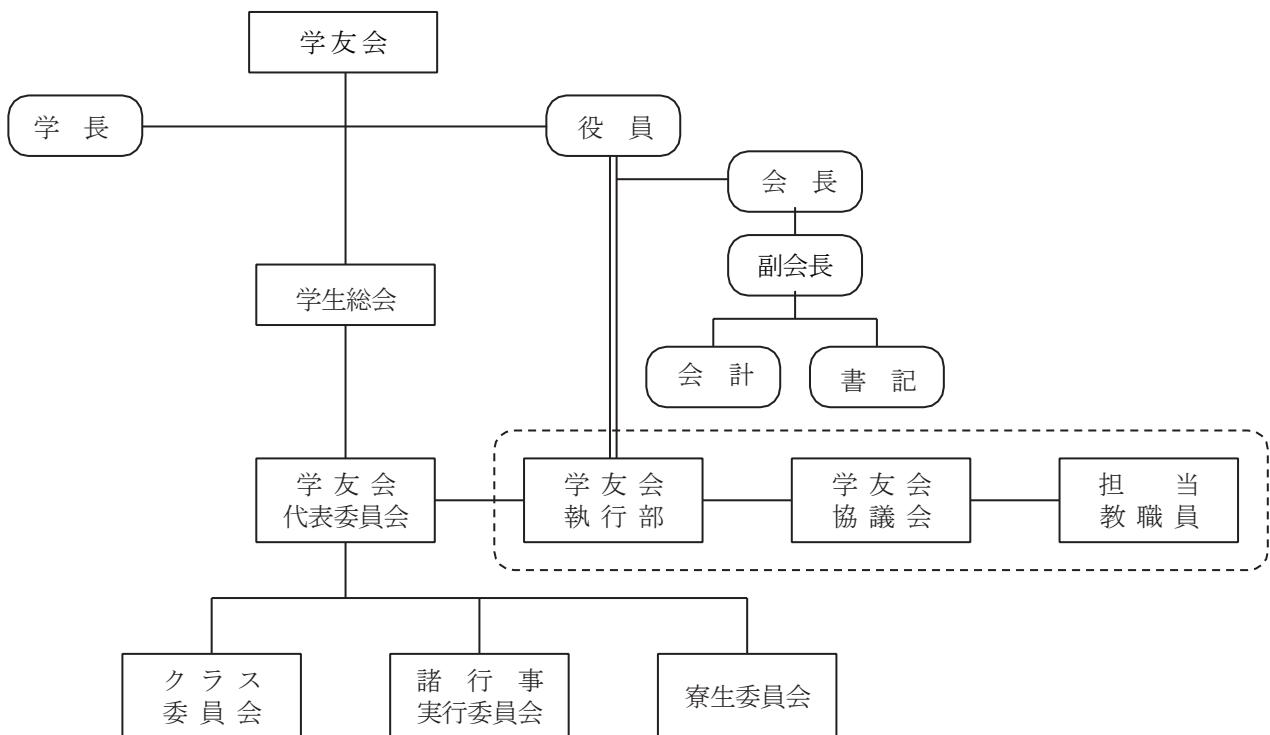
第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の組織をおく。

(1) 学生総会

(2) 学友会代表委員会

(3) 学友会協議会

詳細については、下図のとおりである。



第3章 各組織の役割

(学生総会)

第6条 学生総会は、本会の最高決議機関である。

2 学生総会は、定期総会とする。

3 学生総会は、会長の招集によって年1回以上開催する。

ただし、次の場合は臨時総会を開催しなければならない。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)原則、会員の3分の1以上の要求があったとき。

4 学生総会は、次の事項を決議する。

(1)本会の一般活動方針

(2)予算および決算状況の報告

(3)部、サークル等の新設・改廃の承認

(4)執行部の承認

(5)会則の改正

(6)その他の重要事項

5 学生総会の開催は、原則としてその7日前に、日時、場所、議題を公示しなければならない。

6 学生総会は、原則全会員の2分の1以上の同意をもって成立する。

7 学生総会の議長および副議長は、執行部役員以外の会員から委嘱する。

8 学生総会決議事項は、原則、出席者の過半数をもって決議され、可否同数の場合は議長が決定する。

(学友会代表委員会)

第7条 学友会代表委員会は、次の委員会より構成される。

(1)執行部

(2)諸行事実行委員会

(3)クラス委員会

(4)寮生委員会、 から構成される。

2 学友会代表委員会は定期的に開催される。

3 学友会代表委員会は、予算および決算の承認を行う。

4 その他重要事項の協議

(学友会執行部)

第8条 学友会執行部は本会の最高執行機関であって、学生総会の決議に従い協議により学友会運営ならびに次のような事業の執行にあたる。

(1)学生総会において議決した方針にもとづく一般活動の企画執行

(2)予算および決算の作成

(3)部、サークルの新設・改廃の原案作成

(4)運営に必要と認める事項についての処理執行

2 学友会執行部は次の役員により構成される。

(1)会長

(2)副会長

(3)会計

(4)書記

ただし、学友会執行部は、それぞれの必要に応じて補佐をおくことができる。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

(1)会長は全学友会を代表して、学友会執行部を総括する。任期は2月から翌年の1月末までとする。

(2)副会長は会長を補佐し、必要な場合、会長を代行する。

(3)会計は、学友会の会計事務を行う。

(4)書記は会議の議事録を作成ならびに保管し、すべての会議通知を行う。

(クラス委員会)

第9条 クラス委員会は、各クラスの委員で構成し、クラス事務を総括し、学友会執行部との事務的連絡、調整を行う。

2 クラス委員会の委員長は、クラス委員会の互選とする。

(諸行事実行委員会)

第10条 諸行事実行委員会は、クラスより選出された実行委員で構成し、諸行事の成功をその目的としてその企画、運営の中心となって活動を行う。

(寮生委員会)

第11条 寮生委員会は、寮生全員を会員として組織され、健康で充実した寮生活を送ることを目的として活動を行う。

(学友会協議会)

第12条 学友会協議会は、学友会執行部と大学との意思疎通を図り本会の運営を円滑にするための協議機関である。

2 当会議は会長が本学と協議の上で召集する。

3 学友会協議会の構成員は次のとおりである。

(1)学友会執行部員

(2)大学当局の教学部長、学生委員、学生支援課員、およびその他必要な教職員

4 学友会協議会の議事録は学友会執行部で作成し、学生支援課に保管すること。

(名誉会長・顧問)

第13条 本会には名誉会長ならびに顧問をおく。

(1)名誉会長は、本学学長が推し、本会の運営についての指導援助にあたる。

(2)執行部顧問ならびに各委員会は本学教職員の中から名誉会長が推し、各種の自主的な活動の支援にあたる。

第4章 会 計

(監査)

第14条 会計監査は本学がこれにあたり、学友会予算の運用の監査を行い、監査報告は次年度の総会の際に行う。

第5章 会則の改正

(改正)

第15条 会則の改正は、学生の総会で議決され、本学学長の承認を得なければならない。

附則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

本会則は、令和2年2月1日から施行する。

本会則は、令和3年4月1日から施行する。

事務室関係

1. 窓口受付時間

(学生窓口は事務室カウンター)

下記の時間以外は、受付いたしません。

◎受付時間 平日 8時30分から17時00分まで
土 8時30分から13時00分まで

2. 学納金（授業料等）

(1) 納入方法

本学指定銀行口座へ銀行窓口にてお振り込みください。

(2) 納入期限

前期分 4月末日まで

後期分 10月末日まで

3. 各種証明書の発行

(1) 交付願について

事務室に交付願用紙を置いていますので、必要事項を記入し、学生証提示の上、手数料を添えて提出してください。

◎ ①必要な時に間に合わない場合がありますので、早めに提出してください。

②学生証の提示がなければ、証明書などの交付をいたしません。

4. 奨学金制度

(1) 奨学金について

本学では経済的な事情に影響されず、安定した学生生活が送れるよう各種奨学金制度を紹介しています。各奨学金の申し込みや相談は学生支援課で受け付けています。

ほとんどの奨学金は4月に募集が始まり、学内で申し込みの説明会を行います。説明会の日程はアクティブポータルの掲示板、Google Classroomなどでお知らせしますので、希望者は必ず参加するようにしてください。

また、家計の急変等で緊急に奨学金を必要とする場合は、学生支援課まで早急に相談してください。

(2) 奨学生に選ばれたら

奨学金を給付・貸与されることが決まったら、奨学生としての自覚を持って学業に奨励しなければなりません。採用後の手続きは、本学が指定した期日内に行ってください。なお、在学中に氏名や住所等が変更になった場合には、速やかに学生支援課まで申し出てください。

- ・中国語検定（HSK）5級以上
- ・サービス接遇検定1級

(2) 社会人の学び直し支援奨学金

次の要件を満たす社会人学生に対し10万円を給付します。

【要件】入学年度の4月1日現在で満25歳以上、仕事をしていた、主婦・主夫のいずれかただし、次に該当する学生は対象外です。

- ① 本学の授業料等減免の対象者
- ② 休学者
- ③ 高等教育の修学支援制度の対象者
- ④ 高等技術専門校からの委託訓練生
- ⑤ 教育訓練給付金受給者

5. 遠距離居住者就学支援制度

長崎県内の遠距離居住者に対して、寮・賃貸住居費用や交通費を軽減するための就学支援制度を導入しております。対象者は入学後、学生支援課にてお手続きください。

(1) 住居費補助支援制度

アパート等の家賃を補助します。

給付額	月額5,000円（前期30,000円・後期30,000円）
対象地域	諫早市、長崎市、時津町、長与町、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、長崎県内離島

(2) 交通費補助支援制度

最寄駅から佐世保駅間のJR通学定期券の補助をします。（最寄駅までの交通費は対象外）

給付額	JR通学定期券代の半額
給付期間	年間8ヶ月分（授業開講期間 前期4ヶ月・後期4ヶ月）
対象地域	大村市、諫早市、長崎市、時津町、長与町

※自治体によって定期券代の補助を行う制度があります。

6. 一般的な事項

- (1) 大学からのお知らせは、アクティブポータル・Google Classroom等で発信します。必ず毎日確認してください。
- (2) 各学科と事務局の掲示板も毎日確認してください。
- (3) 住所・氏名等を変更した場合は、学籍簿記載事項変更届をクラスアドバイザーに提出してください。
- (4) ロッカーの鍵は紛失しないよう大切に保管してください（紛失した場合は個人負担で作成してもらいます）。また、貴重品をロッカーに入れた際は必ず施錠し鍵の管理を徹底してください。
- (5) 外部からの電話による呼び出し・取り次ぎはしません。
- (6) 校章バッジは、事務室で販売しています（500円）。
- (7) 用件以外での事務室入室はご遠慮ください。また、事務室内での私語は慎んでください。

諸願届手続

※諸願届は事務室にある所定の用紙を用いる。提出についてはクラスアドバイザーの指示に従うこと。

1. 欠席届

(1)次の理由により欠席した場合は、その事由等を記入し提出しなければなりません。

- ①学校感染症（インフルエンザ、麻疹など）に罹患した場合
- ②親族が死亡した場合（忌引）
- ③公共交通機関が運休または遅れた場合
- ④自然災害等により登校が困難な場合
- ⑤その他学科長等がやむを得ない事由と認めた場合

(2)忌引き日数

配偶者、および1親等（親・子）	7日
2親等（祖父母、兄弟姉妹等）	3日
3親等（おじ、おば等）	1日

※日数は連続した期間とし、移動日は含みません

(3)欠席に対する補講

やむを得ない理由で欠席しその科目の受験資格を喪失した場合、補講を行い、欠席回数を減らす措置をとることがあります。

2. 休学願

休学する場合は、休学願に事由（病気の場合は医師の診断書を添付）を記入して、クラスアドバイザーを通し学長宛に願い出なければなりません。ただし納付すべき諸費用の完納をもって許可します。

3. 退学願

退学しようとする場合は、退学願に事由を記入して、クラスアドバイザーを通し学長宛に願い出なければなりません。なお、退学後2年以内は再入学を願い出ることができます。ただし納付すべき諸費用の完納をもって許可します。

4. 復学願

休学していた者が復学を希望する場合は、復学願に事由を記入して学長宛に願い出なければなりません。ただし納付すべき諸費用の完納をもって許可します。

5. 学籍記載事項変更届

学生の本籍、現住所、氏名、保証人（氏名、現住所）等に変更が生じた場合は、変更届に変更事項を記入してクラスアドバイザーへ提出しなければなりません。

6. 諸証明書交付願

各種の証明書を必要とする場合は、所定の交付願に必要事項を記入して手数料と学生証を提示し事務室へ提出しなければなりません（交付願は事務室にあります。）

手数料については次のとおりです。

在学証明書	300円
在籍期間証明書	300円
卒業証明書	300円
修了証明書	300円
卒業見込証明書	300円
修了見込証明書	300円
成績証明書	300円
単位取得見込証明書	300円
出席率証明書	300円

※以上については、英文証明書の発行可能。手数料は和文に200円加算した金額とする。

幼一種免許状取得見込証明書	300円
幼二種免許状取得見込証明書	300円
保育士資格取得見込証明書	300円
栄養士資格取得見込証明書	300円
健康診断証明書	300円
麻しん風しん予防接種証明書	300円
インフルエンザ予防接種証明書	300円
推薦書	300円
学生証再発行	1,000円

図書館利用案内

(長崎短期大学図書館利用に関する細則の抜粋)

1. 開館時間

曜日	平常時	長期休暇時
平日	9:00~18:00	9:00~17:00
土曜日	9:00~13:00	

2. 休館日

- (1) 日曜日および祝祭日
- (2) 第4土曜日
- (3) 夏季、冬季及び春季休暇中の館長が指定する日または期間

その他諸行事等の都合により臨時休館をする場合は、その都度図書館ホームページや図書館入口等へ掲示します。

3. 利用資格

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生、聴講生および単位互換履修生
- (3) 本学の卒業生
- (4) その他館長が特に認めた者

4. 館内閲覧上の注意

- (1) 閲覧は必ず館内で行い、図書を館外へ持ち出さないで下さい。
- (2) 館内では静謐にし、他の閲覧者の妨げとなる行為をしないで下さい。
- (3) 図書・備品等は丁寧に取り扱い、汚損や破損をしないよう注意して下さい。
- (4) 館内での飲食、携帯電話の使用は禁止します。
(蓋付き飲料〔ペットボトル・水筒等〕の持ち込みは可)

5. 館外貸出

- (1) 館外貸出の際は、学生証を持参の上、カウンターで貸出手続きをに行って下さい。
- (2) 貸出図書の返却は借り受けた本人がカウンターにて返却手続を行って下さい。貸出期間中は第三者への又貸しは絶対に行わないで下さい。
- (3) 資料を紛失または破損したときは、同一の資料または相当の代価をもって弁償していただきます。

6. 貸出可能冊数および期間

本学の教職員	10冊以内	3週間以内
専攻科生	10冊以内	3週間以内
学科生	5冊以内	2週間以内
上記以外の者	館長が指定する	

※ 長期休業期間中は貸出期間を延長する場合があります。

7. 帯出禁止図書

本学指定の帶出禁止図書（辞書・辞典類、参考図書、最新号の雑誌等）の貸出はできません。

8. 罰則

資料の返却延滞者に対する措置は以下のとおりです。

- (1) 延滞期間が6か月未満：返却延滞期間に相当する貸出を禁止します。
- (2) 6か月以上：卒業まで貸出禁止の措置に加えて本を紛失したものとみなし、同じ図書の購入または代金で清算していただきます。

9. 文献複写

利用者は、教育・研究に用いることを目的として著作権法に違反しない範囲で図書館資料を複写することができます。その際は、カウンター備え付けの「文献複写申込書」に必要事項を記入の上、提出して下さい。

10. 視聴覚資料の利用

DVD等の視聴覚資料は、館外への貸出は行っていません。視聴を希望される場合は、カウンターへ申し込み、館内の機器にてご利用下さい。

11. 電子書籍の利用

図書館ホームページ（本学ホームページの「図書館」バナーよりアクセスして下さい。）の【電子ブック】メニューより電子ブックを案内しています。利用方法は「利用マニュアル」を確認して下さい。

- (1) 同時に利用できるのは1アクセスです。閲覧が終了したら、必ず【閲覧終了】をクリックして下さい。
- (2) 電子書籍のダウンロードは、1回の閲覧で60ページまで可能です。ただし、動画コンテンツはダウンロードできません（ダウンロードをする場合は @njcaawesome.education のメールアドレスでの利用登録が必要です）。

12. 読書相談

図書館の利用や資料に関する相談があれば職員まで遠慮なく申し出て下さい。

貸出中図書の予約や新刊購入のリクエストなども受け付けています。

コンピュータ室(OA・OP室) 利用案内

1. 利用時間

曜 日	平常時
平 日	9:00~17:00
土曜日	9:00~13:00
日曜日、祝祭日、学校行事の代休日	
盆休み(8月13日~15日) 年末年始(12月29日~1月3日)	閉 館

※レポート提出、課題作成、ゼミ発表等どうしても時間外に利用したい場合は、必ず事前に担当者もしくは事務局の許可を得ること。

2. 利用資格

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生、聴講生および単位互換履修生
- (3) その他担当者が特別に認めた者

3. 利用上の注意

- (1) 他人の迷惑になる大きな声での会話、携帯電話での通話禁止
- (2) チャット、You Tubeなどによる動画鑑賞、ダウンロード禁止
- (3) 学習および就職活動、履修登録等以外の、私的な利用によるウェブサイト閲覧およびソフトウェアのインストール禁止
※警告文が画面に表示されたときは必ず情報教育担当者へ報告すること
- (4) 飲食物の持ち込み、ゴミ放置、土足禁止
- (5) 他人のパスワードを使用してのログイン禁止
- (6) OA・OP室内のパソコン関連機器および閲覧資料無断持ち出しの禁止
- (7) 1回に10ページを超える印刷は原則禁止

4. 罰則

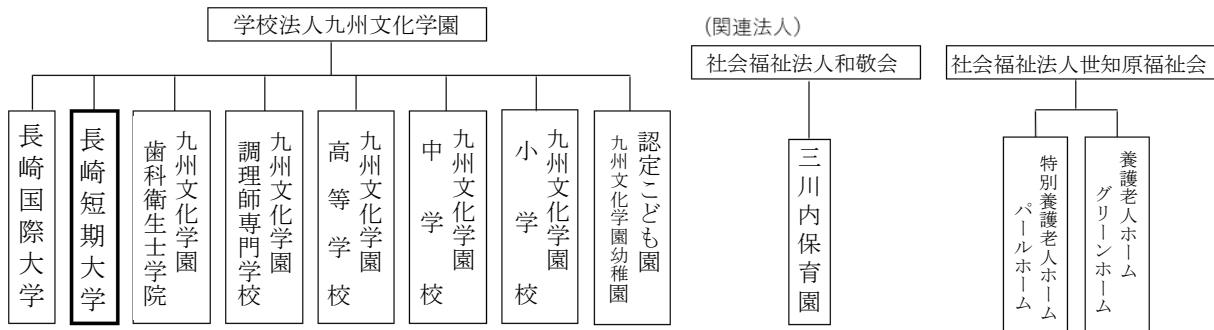
悪質な場合、以下のような処分を行う場合もある

- (1) 学則第45条の規定による懲戒
- (2) コンピュータ室を利用する講義の受講停止および利用の停止
- (3) 違反行為による機器への損害の賠償

こんなときどうする？

	こんなときは？	ここで	こうしましょう
授業関係	欠席する	事務局 クラスアドバイザー	事務局にある欠席届に必要事項を記入しクラスアドバイザーに提出する
	長期に欠席する	事務局 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談し指示を仰ぐ
	休講、変更その他講義について知りたい	掲示板・Google Classroom AP (アクティブポータル)	掲示板・アクティブポータル等を見て分からぬ時は、学生支援課に問い合わせる
試験関係	試験を遅刻・欠席する	事務局 クラスアドバイザー	大学に電話をし、試験に遅刻又は欠席することを伝える。その正当な理由を証明する書類を入手し、速やかにクラスアドバイザーへ提出する（病欠の場合には診断書、忌引の場合は会葬礼状など、公共交通機関の遅れの場合は遅延証明書）。
	追・再試験等を受ける	事務局（学生支援課） クラスアドバイザー	追・再試験等申込書に必要事項を記入し、受験料を納入する
身上関係	学費を延納・分納したい	事務局（総務・会計課）	事務局に願い出る
	事故にあった	事務局 クラスアドバイザー	大学に連絡する
	悩みがある場合	学生相談室・保健室 クラスアドバイザー	早めの相談を心掛ける
証明書関係	学生証を紛失した	事務局（学生支援課）	紛失後直ちに届け再交付願いに手数料を添えて提出する
	通学定期券を買いたい	事務局（学生支援課）	申し出て通学証明書を発行してもらう
	各種証明書が欲しい	事務局（学生支援課）	所定用紙にて申し込む
学籍関係	住所を変更した	事務局（学生支援課）	変更後直ちに届ける
	姓が変わった	事務局（学生支援課）	変更後直ちに戸籍抄本を提出する
	休学したい	事務局 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談の上、所定の用紙で願い出る
	退学したい	事務局 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに相談の上、所定の用紙で願い出る
奨学金	奨学金を受けたい	事務局	学生支援課に問い合わせる
その他	ものを紛失・拾得した	事務局	事務局に届ける
	ロッカーの鍵を紛失した	事務局	事務局に連絡する スペアキーの貸し出しは行っていない
	学内に掲示したい	事務局	実物を持参し、学生支援課に相談すること 掲示許可印がないものは掲示できない
	応急処置を受けたい	保健室	保健室に行く
	インフルエンザ等の感染症に罹患した場合	保健室 クラスアドバイザー	症状・通院の状況を連絡し、出席停止期間の確認をする
就職関係	就職について相談したい	学生支援課 クラスアドバイザー	早めの相談を心掛ける
	ガイダンス・セミナーに参加したい	学生支援課 クラスアドバイザー	必要に応じ欠席届を提出する
	就職試験を受ける	学生支援課 クラスアドバイザー	必要に応じ欠席届を提出する
	就職試験の結果が出た	学生支援課 クラスアドバイザー	クラスアドバイザーに報告する
許可	車両通学をしたい	事務局（総務・会計課）	所定用紙にて通学許可を願い出る (申請は年一回のみ)
	アルバイトをしたい	事務局 クラスアドバイザー	大学が許可した求人票をアクティブポータルに掲示するので、各自で申込む（掲示期間は原則3ヶ月）

学園組織図



長崎国際大学

人間社会学部：国際観光学科／社会福祉学科

健康管理学部：健康栄養学科

薬 学 部：薬学科

[大学院] 人間社会学研究科：観光学専攻／社会福祉学専攻／地域マネジメント専攻

健康管理学研究科：健康栄養学専攻

薬 学 研 究 科：医療薬学専攻

☎859-3298 佐世保市ハウステンボス町 2825-7

TEL 0956-39-2020 FAX 0956-39-3111

キャンパスはハウステンボス町にあり、本学からは人間社会学部と健康管理学部への3年次編入が可能です。国際的な相互交流や教員同士が互いの講義を持ち合うほか、学生間の交流も盛んに行われています。学園祭や茶道大会等の学内行事には、多くの学生が互いに参加し、さらに短大生活の領域は広がりを見せてています。

九州文化学園歯科衛生士学院

専門学校／3年課程

☎857-0832 佐世保市藤原町 7番 32号

TEL 0956-26-1203 FAX 0956-26-1204

3年課程の歯科衛生士養成施設です。国家試験合格率は非常に高く、就職状況も充実した結果を残しています。本学同様、必修科目のひとつとして『茶道文化』を開講しています。

九州文化学園調理師専門学校

専門学校／2年課程

☎857-0832 佐世保市藤原町 7番 32号

TEL 0956-26-1280 FAX 0956-26-1285

専門店・集団給食といった現場のニーズに即応出来る食のプロフェッショナルを地域に輩出する2年課程の厚生労働省指定調理師養成校です。

九州文化学園高等学校

普通科・食物調理科・保育福祉科・衛生看護科／衛生看護専攻科

☎858-0925 佐世保市椎木町 600番

TEL 0956-26-2325 FAX 0956-26-2326

本学学生には、系列高校からの進学者が多く、高校進学時に、長崎短期大学または長崎国際大学への進学を目的として、系列高校への進学を希望する中学生もいます。様々な高大連携事業を行っており、高校の進学指導においては、系列四大、短大、専門学校による、校内での独自の進学ガイダンスが隨時展開されています。

九州文化学園小学校・中学校

〒857-0024 佐世保市花園町 10 番 1 号

TEL 0956-37-8100 FAX 0956-37-8200

県北初の私立小中一貫校として、平成 31 年 4 月、佐世保市花園町に開校しました。英語教育、IT 教育、日本文化教育（茶道）の三つを柱とした教育方針を掲げ、将来、国際社会で活躍できる人材を育成していきます。

認定こども園 九州文化学園幼稚園

0 歳児～5 歳児 12 クラス編成

〒857-0058 佐世保市上町 8 番 35 号

TEL 0956-24-8735 FAX 0956-24-8773

本学保育学科の学生は、学外での幼稚園実習を体験します。学生は学外実習に入る前に、九文幼稚園でさまざまな行事のボランティアなどに参加しています。

三川内保育園

0 歳児～5 歳児 6 クラス編成

〒859-3154 佐世保市塩浸町 13-2

TEL/FAX 0956-30-8740

本学保育学科の学生は、学外での保育園実習を体験します。学生は学外実習に入る前に、三川内保育園でさまざまな行事のボランティアなどに参加しています。

養護老人ホーム

グリーンホーム

特別養護老人ホーム

パールホーム

〒859-6408 佐世保市世知原町栗迎 1 番地

[グリーンホーム] TEL 0956-76-2450 FAX 0956-78-2105

[パールホーム] TEL 0956-76-2315 FAX 0956-78-2395

介護福祉士の養成課程である本学介護福祉コースの学生が、介護実習を体験します。学生は、自然あふれる環境の中で、利用者の方との語らいや心の触れ合いを体験し、心温かな介護福祉士を目指します。

その他九州文化学園グループ

一般社団法人 是真会 長崎リハビリテーション病院

〒850-0854 長崎市銀屋町 4-11

TEL 095-818-2002 FAX 095-821-1187

ザ・グローバルズ株式会社

〒859-3243 佐世保市ハウステンボス町 4-3

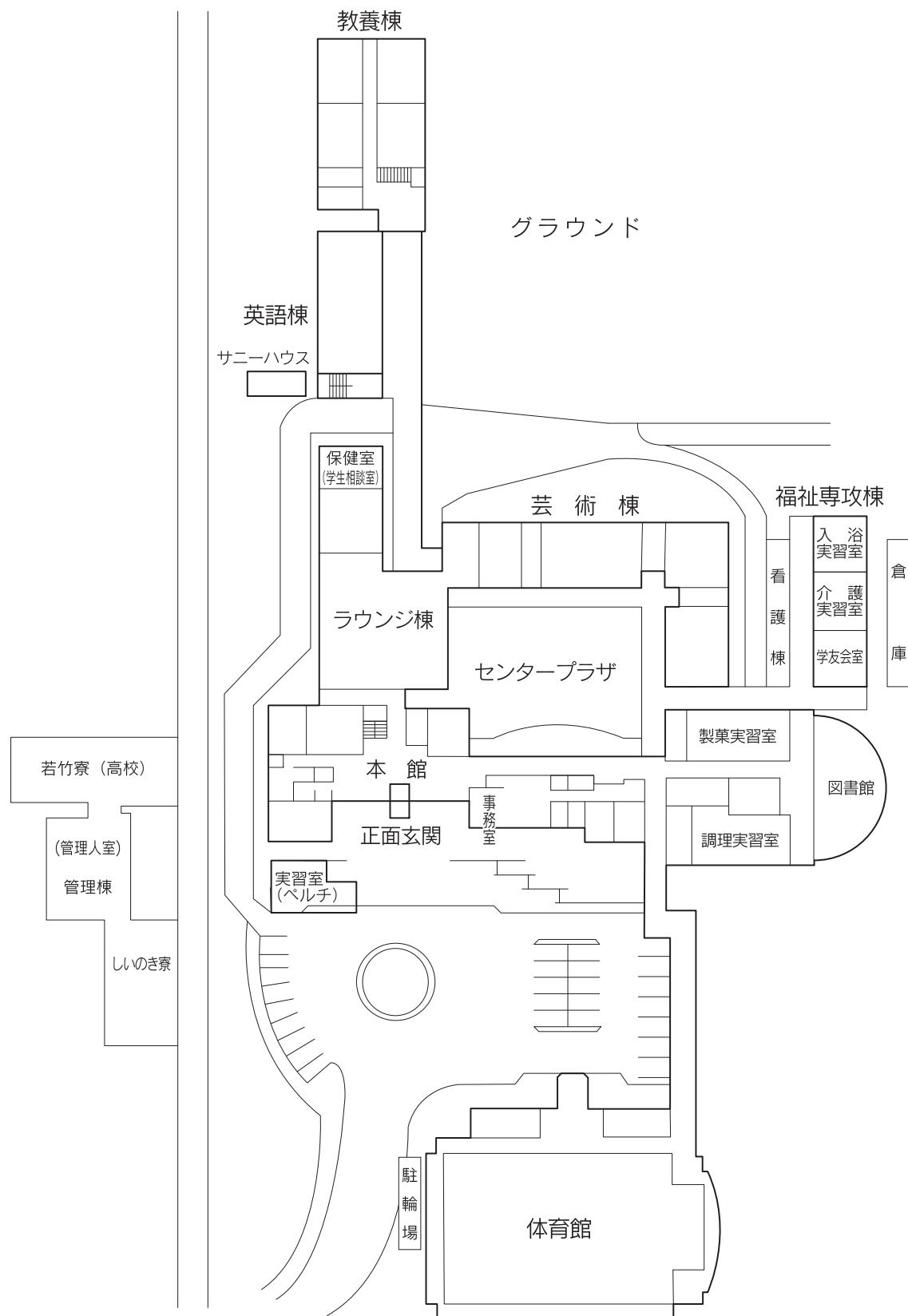
TEL 0956-58-7777 FAX 0956-58-7788

南風崎 MG レヂデンス株式会社

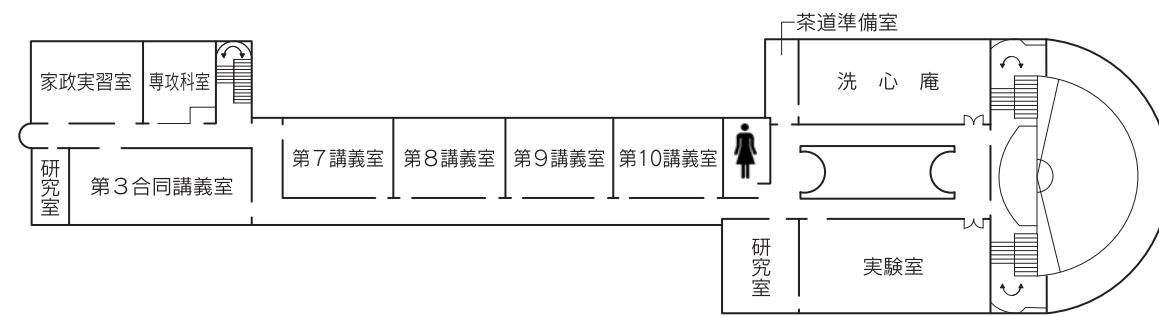
〒859-3236 佐世保市南風崎町 253 番地 2

TEL 0956-20-4567 FAX 0956-59-2530

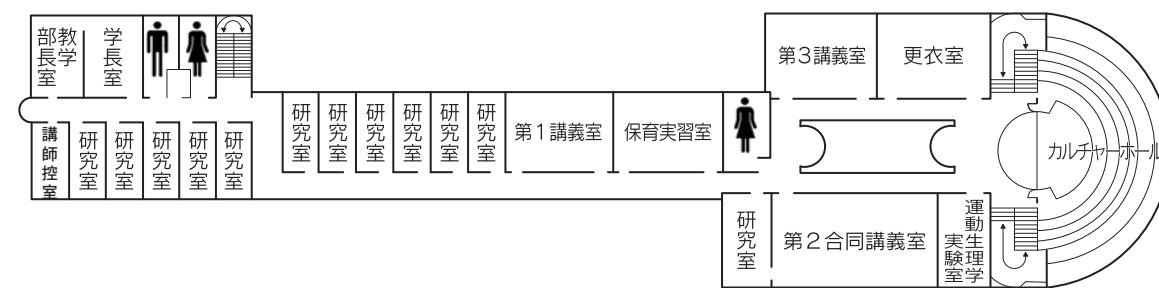
長崎短期大学キャンパスマップ



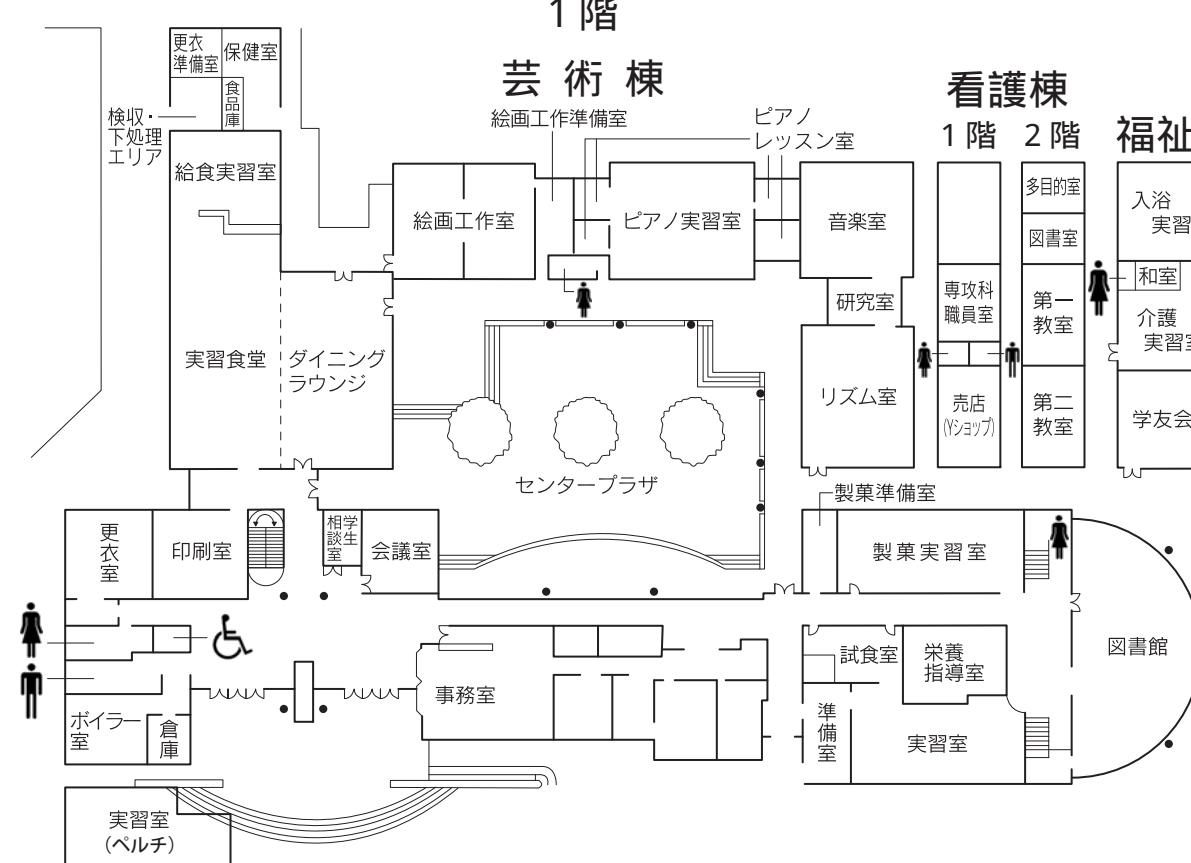
3階



2階

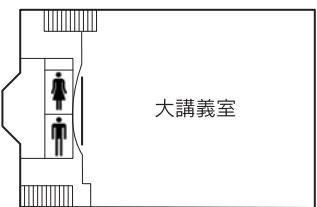


1階

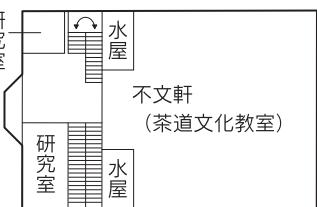


教養棟

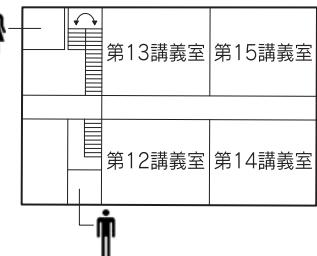
3階



2階



1階



英語棟

3階



2階



1階



